HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	17·18世紀におけるアムステルダム仲継市場の金融構造:その系譜と継承
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 18(3), 75-168
Issue Date	1968-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31179
Type	departmental bulletin paper
File Information	18(3)_P75-168.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

17・18世紀における
アムステルダム仲継市場の金融構造

——その系譜と継承——

石　坂　昭　雄

序
第1章　アムステルダム振替銀行（1609—1820）の意義
　Ⅰ　歴史的系譜
　Ⅱ　アムステルダム振替銀行設立の経過
　Ⅲ　業務内容
　　A　預金＝振替業務
　　B　貴金属取引
　　C　貸　　付
　Ⅳ　アムステルダム振替銀行の没落
第2章　アムステルダム金融市場の構造
　Ⅰ　外国為替——割引と引受信用——
　Ⅱ　担保貸付
　Ⅲ　公債引受発行
　Ⅳ1763年及び1773年恐慌—アムステルダム金融市場の没落
結　び

序

ヨーロッパ大陸諸国に，イギリスの強い影響の下に，発券銀行を頂点とする近代的信用制度が創出されたのは，フランス革命の嵐を経た後のことであった。この過程で，中世以来根をおろしていた，外国貿易や国際金融取引に依拠する前期的金融業が，その貨幣独占を打破られ，産業資本の循環の中に組入れられねばならなかったが，この前期的な貨幣取扱資本＝高利貸資本の産業資本への従属は，決して一挙に，明確な劃期をとりつつ行われたわけではなく，なし崩しの移行と，絡み合の中で果されて行った。

そこで，もし，大陸諸国での近代的信用制度の形成を問題とするならば，これらの古い金融業務がどのような形で，それぞれの資本主義の中に変形されて存続して行ったかが問題となろう。所で，18世紀末迄これらの金融業務は，優れて，オランダ，殊にアムステルダム金融市場を中心に，ここを結節点として構成され，各国の金融市場は，その衛星の役割を果していた。ナポレオン戦争以降のオランダ金融市場の没落は，同時に，「諸々の極から自立した流通過程」としての金融業務の諸国民経済支配の終焉に他ならなかった(1)。

そこで，本稿においては，中世以来外国為替業務を中心に展開して来た諸金融市場のうちで，最後の，最大の規模と最も発達した技術を備えたアムステルダム金融市場を分析しようと思う(2)。このような金融市場の研究には，その性格上，その歴史的系譜においても，継承についても，オランダ一国に止らず，優れて比較史的視角が要求される。現在の所，ヨーロッパやアメリカの諸研究においても，我国の成果でも，まだ，それぞれの国についての研究の分析視角が整合せず，又，空白の部分が——遺憾乍ら——余りにも大きいため，この課題は，極めて不十分にしか果されていないが，この点他日の比較史的研究を俟つこととしたい(3)。

(1) 現在，フランスやドイツに関する研究で，漸くイギリスに関する研究では，その歴史的特質から問題となり得なかった，前期的金融業務がとり上げられつつある。ドイツについては，諸田実「同時代の論調から見た1825—26年のドイツ取引所恐慌」(「商経論叢」1巻1号，昭和40年)，肥前栄一，「ドイツ『三月革命』期の独占問題——『プロイセン王立海外貿易会社』をめぐって——」(二)(「立教経済学研究」19巻3号，昭和40年)，又，フランスについては，辻山昭三，「制限王制の時期におけるフランス銀行の性格」(史学雑誌，69編1号，1960年)，遠藤輝明「フランス産業革命と金融制度の変革」(「エコノミア」23号1965) 吉田静一「市民革命と資本主義」(未来社，1964)，等。

(2) アムステルダム金融市場に関する諸研究は，J. G. van Dillen が，アムステルダム振替銀行に精力を注ぎ，金融市場一般，あるいは，商業信用の分析を放擲しているため，我々の最も必要とする部分についての史料を欠いているし (b.v. Bronnen tot de geschiedenis der Wisselbanken. Amsterdam, Middelburg, Delft, Rotterdam. Rijksgeschiedkundige Publicatiën nos. 59—60. 以下，Bronnen と略。Den Haag

1925. dez., Oprichting en functie van de Amsterdamse Wisselbank 1609—86, dez., Bloeitijd der Amsterdamse wisselbank 1687—1781, dez., Ondergang van de Amsterdamse Wisselbank 1782—1820. いずれも，論文集，Mensen en Achtergronden. Groningen 1964 に収録，dez., Amsterdam als wereldmarkt der edele metalen. *De Economist* 1923, herderukt in：Nederlandsch Economisch-Historisch Archief ed. Economisch-Historische Herdrukken 1964. dez., Valuta-Moeilijkheden en Giro-verkeer tijdens de Repubriek *Tijdschrift voor Geschiedenis* XL—XLI (1925—26). dez., Geld-en Bankwezen te Amsterdam in de 17de eeuw. in：*Zeven Eeuwen Amsterdam* uitg. door A. E. d'Ailly. 1947. dl.II. Het bedrijfsleven van Amsterdam in de 18 de eeuw. aldaar, III. 1850) 他方，エーレンベルク (R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger. Jena 1896) 以来，着々と積上げられて来た諸研究，殊に A. P. Usher や，R. de Roover のそれと，接合しなくなっているのは遺憾である。

(3) 北村次一氏は，イギリスの近代的信用制度の発生史的研究の分析視角，殊に「振替銀行」対「発券銀行」，「手形引受」対「手形割引」と云う「ウェーバー的発想」を拒否されて，「中世的信用制度」からの脱却，＝「近代的信用制度」成立の指標として，信用創造の生成，裏書譲渡の導入，高利から銀行利子の成立，と云う三つを挙げておられる。(『ドイツ初期資本主義の基本構造』ミネルヴァ書店1961) 確かに，大陸諸国の金融史の研究においては，単にイギリスと同様の基本的契機の追求のみならず，中世以来の金融業務との継承関係が採上げられねばならないが，それにも拘らず，こうした古い金融制度は，決してずるずると—技術面においてすら——近代的金融制度に変質していったのではないことを指摘しなければならない。何故に，17世紀後半以降のオランダで，この三つの必要条件が充たされ，低利と，手形割引が行われていたにも拘らず，銀行制度の上では振替銀行の枠を越えなかったか。あるいは，どうして，外国為替の裏書がイタリアでは，展開せず，北欧で展開したか。この点を考えると，ウェーバーの二つの理念型は，問題提起としては，非常に有意義であろう。

猶，田中生夫氏の問題提起，即ち，近代的銀行の設立されぬオランダにおいて何故に低利が実現したかについては，本論の中で答えることになるが，それは，氏の想定される「中世的と云う形容詞のつかない預金銀行」の発展の結果ではない。氏のオランダの低利を念頭においた，そして，イギリスとの共通の発展方向を指摘されんとする試みは，興味深いものではあったが，オランダ金融市場の具体的分析の結果は，逆の結論を出さざるを得ない。(「イギリス初期銀行史研究」日本評論新社1965)。

第1章　アムステルダム振替銀行（1609—1820の意義）

この時期のオランダの信用制度を分析するに当って最初に取上げるべきものとして，アムステルダム振替銀行という巨大な金融機関の存在があげられる。この銀行こそは，取引所 beurs，東インド会社 De Vereenigde Oost-Indische Compagnie と並んで，この時期のオランダが生み出した歴史的遺産の一つに数えられ，オランダの仲継市場の繁栄を支える一つの契機をなした。そして，この銀行は，1619年のハンブルク貸付＝振替銀行 Die Hamburger Lehn-und Wechselbank，1621年のニュールンベルク振替銀行 Die Nürnberger Giro-Bank (Banco Publico) 設立に当ってその範となり，更にスウェーデン国立銀行 Riksens Ständers Bank（1668年）の設立に当っても大きな影響を与えている。又，ドイツのライヒスバンクの前身は，フリートリッヒ大王の1765年創建にかかる王立プロイセン振替＝貸付銀行 Die Königliche Preu ßische Giro-und Lehnbank であり，後にハンブルク銀行の振替業務も1871年新ドイツ帝国の成立に伴って，ライヒスバンクに吸収されたことを考えてもその影響力の大さきが窺い知れよう。そこで，その成立の背景と機能の分析を通じて，その歴史的意義を明らかにしたい。

I　歴史的系譜

16世紀末，アムステルダムが仲継市場として目覚しい発展を見せ始めたのは，16世紀における商業＝金融の二大中心地であったアントウェルペン Antwerpen とリヨン Lyon が没落し，これと結びついていたイタリア，スペイン，南ドイツから，イギリス，オランダ，北ドイツへヨーロッパ経済の重心が地滑りを起したためであった。そのため，金融制度の発展が南欧に比して甚しく後れていたアムステルダムは，アントウェルペンやイタリアの諸制度を自己に接木しつつ新しい仲継市場の発展に対処せねばならなかった。振替業務も，その一つに他ならない。

振替業務 Giralverkehr は，アムステルダムに入って来る迄に既に長い歴史

を持ち，古くは12世紀後半にシャンパーニュの大市 foires de Champagne でイタリア人やユダヤ人の両替商人の手で行われ，更にその制度は，ヴェネチア Venezia，ジェノヴァ(1) Genova，フィレンツェ Firenze の如きイタリアの商業都市，更には，バルセロナ Barcelona，ブリュッヘ Brugge (Bruges) に広まった。そして，貨幣出納＝振替業務は，両替商人 campsor によって兼営まれていた。今日では「銀行家」を意味する "bancherius" も，この当時，両替商人を意味していた。

従って，振替業務は，中世の大商業都市において，外国為替と平行して発達して来たが，決して，外国為替取引の一環として—即ち隔地間決済の手段として——出現したのでもなかったし，外国為替取引に従事する大金融業者の業務ではなかった。当時，外国為替は，——徴利が一般には禁止(2)されていたが故に——唯一の偽装された貸付を行う手段であり，当時，最も重要な金融業務であったが，そこから利益をあげ得たのは，大商人＝金融業者 banco grosso ——例えば，メデイチ Medici，ペルッツィ Perruzi，バルディ Bardi，アチアユオリ Accjaiuoli を筆頭とするイタリア商人＝金融業者——のみであった。彼等は，各地に支店や代理店ないし取引先を持ち，遠隔地間商業を営むと共に，外国替為の振出，あるいは引受を行った。そして，屢々，これらの大商人＝金融業者は，ローマ法王庁宛にヨーロッパ各地から送られて来る納入金をローマに送金し，その資金を利用することが出来たからである。従って，中小の商人や金融業者は，このような支店＝代理店網を持たぬ限り，替為取引で利益を上げることが出来なかった。その一方，両替業は，各都市のギルド（例えば，フィレンツェの Arte del Cambio）に属さぬ限り，これを営むことが出来ず，又，その性質上，都市当局や国家の種々の規制の下に置かれていたから，決してそれ単独では有利な事業たり得ない。従って，メディチ家のような大金融業者が，両替店 Tavola を経営していたとしても，それは傘下の数ある事業の一つとしての意味しか持っていなかった(3)。

このような理由から，振替は，専ら一都市内の決済，殊に為替の口座振込

の手段に過ぎなかった。隔地間の決済は，イタリア，スペイン，ブリュッヘ等の主要な商業都市に必ず存在していた為替取引所 loggia, beurs における為替の売買と，リヨン Lyon で年に4回開催された為替大市 Wechselmesse における決済の二本建の形をとっていた。即ち，リヨンにおいては，大市毎に出身都市別商人団体 nation の代表 consul の集りで決定された為替相場によって，大市に参加した商人達の為替が金マルク建エキュ écu de marc (scudo di marche) を計算貨幣として，台帳 Scartafaccio に記入され，債権＝債務が相殺 scontro され，残額のみが正貨で支払われるか，次の市迄，一季当り，1¼～2½%の協定利子率によって，支払猶予を認められ，リヨンないしは，他の場所で支払われることになっていた。このような理由から，両替商人＝振替業者が外国為替を扱うことは，例外的であり，専ら，一都市内の振替に止っていたのである。そして，このような両替業から，私営の振替銀行業が分離し，後には，都市自身の手で公営の銀行が設立されることになった。以下，主要な都市毎にその発展を辿ってみよう(4)。

ヴェネチア　この都市は，イタリアで最も振替銀行 banco di scritta が発達した所であったが，それは，シャンパーニュ大市(5)あるいはその後継者であるリヨン大市での取引の差額が屢々この地宛の為替によって支払われたからであり，南ドイツ等の外国人商人も代理人の名儀で，口座を持っていた程であった(6)。ヴエネチアで，両替商人が預金を受入れるようになった時点は，恐らく他の都市と同様12世紀後半迄遡らねばならないであろうが，両替と預金＝振替業務の間に一線が劃されるようになったのは，14世紀初頭に属する。即ち1270年3月8日の両替商人 campsores 規制では全く言及されていない預金受入が，1318年9月24日の法令で，5,000リラ Lira の保証金を積まぬものには禁止された(7)。

そして，振替は，両当事者が銀行に赴いて，その立会の下で行われねばならないから，小切手又は，振替指図書 polizza の使用は，19世紀迄終始認められず，僅かに1421年の法令で，外国人 forestieri にのみ，書面による振替指図が認められたに過ぎない(8)。然し，実際には，これらの振替銀行がリア

ルト橋 Rialto 附近に固っている限り，さして不便は生せず，又，振替銀行は交互計算を行って他の銀行との間の振替と資金の調整を行っていた。この預金は——小切手の振出しは認められるかったが——partida, partita, contado と呼ばれ，自由に売買され，当時は，優良な鋳貨と殆んど変らぬ価格がつけられ，時には，打歩 agio さえついていた(9)。然し，振替又は両替の手数料収益は極く限られているため，彼等のあるものは，—主に当座貸越の形で—東方，あるいは西ヨーロッパとの貿易や穀物取引に，他のものは，為替取引に参与するようになった。このため，銀行の流動性が損われたり，取引が彼等の手中に独占されるのを防ぐため，ヴエネチア政府は1374年の法令で『いかなる振替銀行 aliquis bancherius vel campsor, qui tenet bancum de scripta も，銅，錫，鉄，鉛，銅製品 laboreiis rami, サフラン，織物を倉庫にてであろうと，店舗たると街頭たるとを問わず，自分自身あるいは他人の手で，買付けたり，その取引に出資すること habere partem vel compagniam を禁じ，その当該全商品を没収する』旨定め，又，銀を公売で直接購買したり，又，競買参加者に貸付けることを禁止した。これは，彼等に大きな痛手であったらしく，最大の振替銀行であった，Petrus Benedictus 及び Gabriel の両ソランツオ Soranzo 家は，1386，7両年，政府に請願を提出し，目下ヴェネチアへの貨幣の流入が減り，銀行の収益が減少したのみならず，彼等は油その他の商品を大量に購入したが，これを鉄等と交換できず窮境にある旨訴え74年法を2年間免除することを認められた。(但し，銅，銀取引は禁ぜられた。) そして，翌年，その預金から流用せぬ限り，銀 4,000 ドゥカート Ducato を輸出することを許された(10)。1403年の，法令も，振替銀行が預金をもって輸出貿易を営んでおり，預金者に損失をかける恐れが大きいことを述べているが，政府に対する貸付の一倍半以上の金額の商品及び貨幣を海陸を問わず輸出することが禁止されたに止まり，何等実質的措置もとられなかった(11)。そして，その後，政府の振替銀行規制は，顧客に対する過大な当座貸越に向けられた。即ち，銀行は，『筆の一振りで台帳に二行記入するのみで何の苦労もなく大金を創造しうる』(Tommaso Contarini) ため，金に困

っている顧客の意を迎えてこのようなサーヴィスを行い新たな顧客を獲得しようとしていた。1421年の法令は，実際の支払を伴わぬ貸方記入 dar を一切禁止しているが，1450年には，銀取引に従事するものへの当座貸越のみを禁じたのみで，1467年にも，一回の当座貸越を10ドゥカート ducato に制限し，しかも，この当座貸越も3ヶ月内に清算さるべきことを定めたに止っていた。而も，政府自身，振替銀行に，様々の短期債務——在外公館への為替送金の代金や，外国使節への当座貸越の供与等——を負っており，当座貸越の全面的禁止は励行できるかった(12)。

こうした状況の中で，ヴェネチアの私営の振替銀行の破産が続出し，アメリカからの銀の流入によって貨幣制度の混乱が発生したため，私立振替銀行の禁止と，公立銀行設立の計画が，現実の問題として提起されるに至った。既に1354年，良質貨幣につけられている打歩が急騰した時，これを振替銀行の投機によるものと考えた政府の高官，Giovanni Dolfin は，評議会 senato に，私営銀行と並ぶ，公立銀行 Banco per Commune の設立を提案したが，認められなかった。続いて，1374年に，貨幣制度改善委員会の一員である Michel Morsini が，私営振替銀行の禁止と公立銀行の設立，一切の当座貸越の廃止を提案した。しかし，当時，当座貸越は商人達にとって不可欠であり国も巨額の貸越を供与されていたため，これもやはり現実性に乏しかった(13)。然るに1499年，ヴェネチアは，東ではトルコに対して艦隊を派遣し，一方ロンバルディアに出兵することを余儀なくされ，市民に強制公債 monte vecchio の形で戦費を課した。そのため，市民は銀行預金の引出に殺倒し，ガルゾーニ Garzoni リッポマーノ Lippomano の二大銀行が破産した。続いて1508年にアゴスティニ Agostini が，又，1509年の同じ様な強制公債 Monte nuovo によってで打撃を受けたプリューリ Giralmo Priuli が13年破産し，1513～21年の間，ピサニPisani，カペロ Capello，ヴェンドラミン Vendramin の3行しか営業していなかった(14)。そして，22年には，ドイツからの銀の流入が止って，悪貨が蔓延した。そのため，振替が唯一の支払手段として利用されていたが，銀行は，法定の良質の鋳貨による支払が困難

なため，現金引出を拒否した。このため，銀行通貨の下落が生じ，ピサニ銀行は，それを利用して対政府貸付を増大すること出来た。このように，振替銀行が現金支払のおそれなしに信用創造を拡大しえたことは(15)，新規の参入者を惹きつけずにおかなかった。即ち1521年，大商人ニコロ・ベルナルド Nicolo Bernardo が，1522年にアントニオ・ディ・プリューリ Antonio di Priuli が，更に，23年には，モリーニ Molini とアリモンディ Arimondi がそれぞれ振替銀行を創立した。政府は，その乱立と，信用の拡大が再び大規模な倒産を惹起することを恐れて，1523年，各銀行に500ドゥカートの保証金を現金で積立てること，当時既に死文化していた鋳貨に関する法令に従って，法定の金銀比価で，しかも標準優良貨幣で支払を行うこと，若しこれに違反した場合，政府が，保証金の中からその差額を預金者に支払うこと，を定めた。この結果，モリーニ Molin;，アリモンディ Arimondi の二行は26年破産し，ベルナルド Bernardo も24年から29年廃業せざるを得なかった(16)。

然し，公立銀行設立の，直接の切掛は，1560年以降のアメリカの銀の大量流入によって生じた銀の値下りであった。政府はこれを振替銀行の投機による金の値上りと誤認して，1584年，一切の私営振替銀行を禁止すると共に公立銀行を設立してその業務を引継ぐ措置を検討した。当時，評議会内部では一部が，国がかかる事業を行うことは，預金が当座貸越によって，簡単に財政の赤字補塡に流用される危険が大きく，戦争などの非常事態には一大パニックに至るであろうとして強く反対した。これに対して，賛成派は，私営振替銀行は基礎が脆弱であって，これ迄様々の事業に出資したり，貸付を行ったりしたため，これ迄に知られている103の振替銀行のうち96が破産によってその幕を閉じていること，公立銀行設立によって，金の投機や良質貨幣退蔵を防ぐことができること，アメリカの銀の取引も，この銀行のもたらす便宜のお蔭でヴェネチアに引寄せられるであろう，ことなどを説いた(17)。そして1584年12月—これに先立つ数ケ月前，ピサニ Pisani，ティエポロ Tiepolo 両商会が50万ドゥカートの負債を残して倒産して，私営の振替銀行の営業は，最早行われなくなっていた—私営振替銀行の新設が禁止されると

共に，リアルト銀行 Banco della Piazza di Rialto と呼ばれる公立銀行が新設された。そして，この銀行の設立条令は，曾つて私営振替銀行を倒産に追いやった過大な信用創造の弊害を未然に防ぐため，一切の当座貸越を禁止していた。然し，この条例は，激しい反対を惹起し，翌年4月撤回され，その後ヴェネチアには公私共，振替銀行が存在していない状態が続くが，当時ヴェネチアは84年のパニックの痛手から回復せず，実際には，振替銀行の必要もなかった。そして，87年4月の条例が，私営振替銀行新設禁止の条項を削ったのみで84年のものと略同一内容の公立振替銀行を発足せしめた(18)。(然し，実際には，新しい私営銀行は設立されていない)，そして，政府は1593年12月は，一切の為替はこの銀行を通じて支払われるべきことを定めた(19)。これは，その数日前に発布された，債権の支払指図 assignazione 禁止と対をなし，ている。従って，ヴェネアの公立銀行は，改めて小切手の採用を拒否したのである(20)。その後，この銀行は，一行のみで再び増大して来る振替業務に対処することが出来ず，1597年，リアルト銀行の総裁を勤めたことのあるコンタリーニ Dionisio Contarini に，6ヶ年を限って，私営銀行を営業させねばならなかった(21)。

その後，1619年に，リアルト銀行と並んで，『振替銀行』Banco del Giro と呼ばれる公立銀行が併設された。この銀行は，リアルト銀行とは別の機関で，政府は，この銀行の振替を通じて，商人達へ未払の儘となっていた商品や外国為替の代金を払込み，又，政府に低価格で貨幣の銀を納入していたヴェンドラミン Giovanni Vendramin に融資を行うことを企図していた。この『振替銀行』は，1638年リアルト銀行を吸収して，1797年に廃止される迄，市内の振替業務を独占して来た(22)。

ジェノヴァ　ヴェネチア程には私営の振替銀行の発達が見られなかったこの都市でも，14世紀初頭には，単なる硬貨両替 Handwechsel を営む両替商 banchaotti や質屋 usurarii と区別された『銀行業者』banchierius が発生した(23)。然し，ジェノヴァにおいては，預金＝振替業務の独立はヴェネチアより遅れ，これ等の『銀行業者』は，貨幣取扱業務以外に様々の商業ない

し，金融業務に結びついていた。彼等の多くは，依然毛織物取引等によって海外との接触を持ち，外国為替の取引を行い，又，支払拒絶の際の引受保証も行った。そして，彼等は，預金者に当座貸越で信用供与を行った他，国に対しても，貸付を行った。一方，彼等は，租税請負人達の保証金預入や公債利子支払代行機関でもあった。1327年には，このような銀行業者の数は135名に達している(24)。

ジェノヴァでの公立振替銀行設立の歴史はかなり古く1408年まで溯る。当時，1407年ジェノヴァでは，幾つかの公債所有者団体（コンペラ Compera）や植民地経営企業（マオナ Maona）が統合されカサ・ディ・サン・ジョルジオと呼ばれる巨大な機関が生れた。元来，こうした公債所有者団体は，一種の振替口座を備え，政府から受取った利子は，この口座に払込まれたのみならず更に振替によって支払に宛てられていた。一方，租税請負人も，その保証金を公債で支払い，一方，その所有する公債の利子をこの振替を通じて政府への納入の一部に充てた。そして，この機関は1408年，振替銀行を開設して，一般の預金受入れをも始めたのである。これは，勿論，直接には，この機関が銀行経営の利益で公債の償還や利払を行わんとした他，政府側も，この銀行を通じて通貨の安定を図らんとしたためであった。当時，改鋳や磨損・削取りのため銀貨の下落は著しく，本来20ソリドゥス solidus たるべきフローリン金貨 florenus in auro は，その反対に上昇の一途を辿り，政府もこれを追認して次々に公定交換率を引上げねばならなかった。政府は，その原因を，私営銀行の投機と誤認し，カサ・ディ・サン・ジョルジオを銀行業務に進出させ，これに27ソリドゥスの公定レートを厳守せしめて投機に対抗せんとしたのであった。然し市価は，1425年には，35ソリドゥス，39年には48ソリドゥスと値上りの止む所を知らなかった。このため，カサ・ディ・サン・ジョルジオは多大の損失を蒙った。その上，この銀行は，租税請負人に対して，公債を担保とした貸付を，国に対しては，早くも1408年から，短期の当座貸越を与えていた。このため，銀行は，早くから現金の枯渇に陥り，公債利子の現金払すら困難となって，一再ならず取付騒ぎを惹起した。

かくて，1444年，カサ・ディ・サン・ジョルジオは，その銀行業務の継続が困難となり，政府の要求した42ソリドゥスの交換レートを守ることを拒否して，その銀行営業権を放棄した(25)。そして，公債利子等の支払も，公認された私営銀行を通じて行った。その後，ジェノヴァの私営振替銀行は，ブザンソン Besançon の為替大市の支払機関として利用され，その全盛時代を迎えた。一方，カサ・ディ・サン・ジョルジオは，1539年に，公債利子支払のための振替口座 Cartularii di numerato を復活したのみであったが，ヴェネチアの公立銀行設立計画に刺激されて，為替大市で使用されるスクード金貨（エキュー）―ジェノヴァ，フイレンツェ，ヴェネチア，ナポリ，スペインの五種―のみを扱う，五種金貨建口座 Cartulario di scudi d'oro della cinque stampe を開設し，続いて1606年，ジェノヴァの銀スクード貨，scudo d'argento 建の Cartulario di scudi di cambi を，1625年には，スペインのレアル貨 Real 建の Cartulario di numerato (Cartlario di moneta de Reali) を設けた。ジェノヴァでは，このように，特定貨幣建の別口座しか認められず，指定された貨幣以外での預金は，サン・ジョルジオ公社の役員の許可証を必要とした。このように，サン・ジョルジオ公社の場合，為替大市や国際取引においても使用しうる良質の金・銀貨についてのみ，それぞれ別口座で受入れ，金銀間あるいは，貨幣間の交換比率の変動にあるいは，悪貨の流通による法定価格と現実価格との乖離に伴う困難な問題を避けたのであった。ジェノヴァにも，一切の法貨の使用を認める，流通貨幣振替銀行 banco di moneta corrente が創立される運びとなったのは，実に1675年になってのことであった(26)。

バルセロナ　イタリア諸都市に先立って，1401年に設立された市立預金＝振替銀行 Taula de Cambi y de Communs Deposits (―1853)，については，既にアッシャー教授 A. P. Usher の詳細な研究が全貌を明らかにしているので，それに依拠して，その役割について簡単に触れておきたい(27)。

バルセロナでは，既に1240年頃から，両替商人 cambiador が預金受入れを行っており，1301年の法令で，1,000マルクの保証金を積まぬものには，

預金受入が禁止された。このような両替商人は，振替業務のみならず，当座貸越や，約束手形あるいは不動産担保貸付も営み，1350年以降は，外国為替業務にも携わるものも現れた。そして，一部の大きな業者は，国王へ貸付を行い，又，市税の収納，公債利子の支払等公金取扱業務に携っていた(28)。然るに14世紀末，市の代理店の中に，経営者の死亡に伴って事業を清算する際，市側の残高を完済できぬものが続出した。これが，1401年の市立預金銀行 Taula 設立の直接のきっかけであり，市は，この銀行に公金出納を独占せしめると共に，遺産や宗教団体の財産の信託あるいは，係争中の資産の共託機関としての地位を与えた。そして，市当局は，この銀行を通じて一主に当座貸越で一租税収入の先取りを行うことが出来た。この銀行は，私人の預金受入及び振替は行ったが，当座貸越は法令で禁止されていた。一方，私営の預金＝振替業務は禁止されもせず，しかも，両替商人は顧客に当座貸越を認めた上，市立銀行の扱わぬ，外国為替の売買も行ったから，市立銀行は，最初から不利な条件の下に置かれていた。その預金高も，大きな両替商人とさしたる違いはなく，而もその一部は，両替商人がその交互計算のために預金したものであった。そして，市立銀行は，良貨を市価を25～30％下廻る法定レートで出納することを義務づけられていたため，両替商人は，このレートで良貨を市立銀行より引出し，市価で支払って利益をあげた。そのため，1437年から，彼等が市立銀行に口座を持つことが禁ぜられた。そして，1446年，市立銀行以外での外国為替の支払が禁止されたが，52年に撤回され，76年に再発布された時も，商人達の激しい抗議で99年解除された。そして，僅かに，市立銀行が，為替レートを規定する権限を保有したに止った。このように，市立銀行は，両替商人達の振替業務に対して，優位を保つことは出来ず，市の通貨の公定レートをこの銀行を通じて維持する試みも全く失敗に帰した(29)。そして，市も遂に1609年，Taula とは別に『市立銀行』Banch de la Ciutat を併設し，流通している貨幣を市場相場で出納することになった(30)。

このようなバルセロナの市立銀行は，同じアラゴン Aragon 王国内のヴァ

レンシア Valencia (1407) ヘローナ Gerona (1586) サラゴーサ Zarogoza ヴイッチ Vich そして同じアラゴン王家の統治するシチリア島ではパレルモ Palermo (1552) メッシナ Messina (1587) にもその足跡を残している(31)。然し，バルセロナは，その後16世紀以降，スペイン経済の中でも，又ヨーロッパの商業＝金融の中でも大きな役割を果してはいない。東インドへの廻航と，新大陸発見によって，地中海に代って太西洋岸へヨーロッパ経済の中心が移動すると共に，新大陸の銀の輸入港であるセヴィリャ Sevilla と，国際的なメツセであったメディナ・デル・カンポ Feria de Medina del Campo の大市が，スペインの金融の中心となり，殊に，この大市での決済を担当する一群の金融業者が成長しつつあった。中でも，ルイス Los Ruiz の如き大金融業者は，スペイン王国の財政と結びつき，貸付やネーデルラントをはじめ，スペインの属領への送金 asientos を行った。このような大金融業者は預金受入や振替を行っており，ここに振替銀行が形成される可能性が生じていた。然るに，スペインの国家財政の破綻とその経済的凋落によってこれらの大金融業者はメディナ・デル・カンポの大市共々没落し，その後の金融史上に遺産を残すことなく終った(32)。

ネーデルラント　このような，地中海地方に比して，北ヨーロッパでは，金融制度が著しく立遅れ，殊に，ハンザの商業圏では，外国為替すら利用されず，南ドイツあるいはイギリスの如き，イタリアとの間に外国為替取引が存在した場合にも，預金＝振替が行われてはいなかった(33)。その中で唯一の例外は，イタリア商業の前哨でかつハンザ圏との接触地点たる南ネーデルラントのブリュッヘ Brugge（フランス名はブリュージュ Bruges）であった。ここに，フィレンツェや，ヴェネチア，ジェノヴァ，ルツカ Lucca 等イタリアの主要諸市の商人達が蝟集し，メディチ家を始めとする有力な金融業者も残らず支店を設けていた。このブリュッヘに振替業務が出現したのは，大凡13世紀末のことと推定される。恐らく，フランドルの各市―リール Lille，ドゥーエーDouai 等―と同様，ブリュッヘもシャンパーニュの大市からこのような制度を移入したものであろう。ブリュッヘでも，この預金＝振替

業務を営んでいたのは，両替商人 Wisselear であり，彼等は，領邦君主たるフランドル伯から，世襲的な特権を与えられた特権両替商人4軒 de vier vrije wisselaars か，この4人から営業を許された非特権両替商 de onvrije wisselaars 11～12名に限られ，かくて，市民 poorter 以外は，この営業が認められなかった。かくて，ブリュッヘでは，外国為替取引に携わるイタリア商人＝金融業者とフラマン土着の両替商人との間には，人的にも業務上でも明確な一線が劃されていたといってよい。そして，彼等は，ヴェネチアの場合と異り，都市貴族等の上層の市民を含んでおらず，口座数も，40～80程度に止った。かくて，ヴェネチアのリッポマーノ Lippomano が，1499年の破産当時有していた1248口座と比較して，遙かに遜色があった。しかも，イタリア商人や，ハンザ商人もこの振替業務を利用していたが，預金者の大多数を占めるブリッヘの貿易商人あるいは小売商人，手工業者は預金も振替の利用も小規模のものに限られていた。そして，その供与した当座貸越あるいは，当座貸越の形をとった出資も著しい制約を蒙っていた(34)。

このようなブリュッヘの振替業務は，15世紀に入ると衰退を続けた。一つには，ブリュッヘ仲継市場の衰退が，このような振替業務の存続を許さなくなり，その破産を続出させたからであったが，それに加えて，ネーデルラント諸邦の君主となったブルゴーニュ公の貨幣政策は，その経営を一層困難にしたためでもあった。ブルゴーニュ公は，全ネーデルラントを統合する手段として，悪貨の整理と良貨の鋳造を実施した。このことは，封建地代を取得する領主層には利益をもたらす一方，両替商人達は，それが惹起すデフレーション効果によって打撃を蒙った。その上，ブルゴーニュ家とその後継者ハプスブルク家は，良貨の選別・鋳潰しを行う張本人と考えられた両替商人を抑圧する方針を採り，1433年には，フランドル全土で，一切の預金受入＝振替行為を禁止し，1467年，1489年にもこの禁止を確認した。特に最後の法令は，ネーデルラント全土で，施行されている。そして，この禁止は，実際に振替業務を禁圧する効果を収めた。16世紀以降，ブリュッヘに代って，国際的金融業務の中心となったアントウェルペンでは，両替業務は，

いかなる人間にも開放されており，大きな振替銀行は，生長して来る余地が少なかった上，この禁止政策によって，その息の根を止められてしまった。そのため，アントウェルペンでは，殷賑を極めた国際的な金融取引にも拘らず，振替を行う機関が存在せず，債権・債務は，支払指図 assignatie を通じて相殺され得たに過ぎなかった(35)。

猶，最後に，それ以外の地方についても触れておきたい。まず，ドイツの場合，今日迄知られている限りでは，振替業務の発達した痕跡は全く見当らない。例えば，1402年に，フランクフルト・アム・マイン Frankfrut am Main とシュトラースブルク Straßburg では，私営の両替業務が市の手に接収され，市立両替所 Stadtwechsel が設立されている。そして，勿論，両市共，両替所は，私人の預金を受入れると共に公金出納をも行い，又，この預金を利用して抵当貸付 Lombarddarlehen や貴金属取引にも携わった。然し，両市の場合，あるいは，それを模倣したドイツやスイスの他の諸都市においても，振替＝当座貸越が行われていた形跡がみられない。そして，シュトラースブルクでは，葡萄酒等の対外商業の勃興した15世紀末（1484年）にはそれが廃止され，フランクフルトでも，大市の勃興と共に16世紀初頭に市立両替所が消滅して私営両替商人の全盛期を迎えることになった(36)。

北ネーデルラントでも，事情はドイツと略同様で，両替商人による振替＝預金業務は，デーフェンテル Deventer，ベルヘン・オプ・ゾーム Bergen-op-Zoom 等の年市 Jaarmarkt で例外的にみられたに過ぎない。殊に，ホラントでは，両替商 wisselaar の認可は領邦君主たるホラント伯の大権に属し，彼等は，法定の交換率の遵守と，良質の貨幣のみを供給する義務を負わされていた。この認可権は，各都市が譲渡や請負により事実上これを行使していたが，1398年，領邦君主のアルブレヒト公 Hertog Albrecht van Beieren は，ホラント及びゼーラントに対し，各都市の両替所を一ケ所（ドルトレヒト Dordrecht のみ二ケ所）に制限した。これは，悪貨の流通が激しくなり，両替商がその地位を利用して盛んに良貨選別・熔解を行ったためであったが，各都市の反対に遭って，1440年にブルゴーニュ公フィリップス Philips

は，ハールレム Haarlem，アムステルダム Amsterdam，ライデン Leiden デルフト Delft の四市に対して，両替商人の数を自由に増やす権利を認めた。そして，この当時から，既に両替商人も預金受人を行っていたものと考えられる(37)。然し，このような発展の萌芽も，1498年に摂政マキシミリアン（ドイツ皇帝）が全ネーデルラントを対象として発布した，両替商人の預金受入禁止によって，中絶せしめられたのである(38)。

(1) André-E. Sayous, Les opérations des banquiers italiens aux foires de Champagne pendant le XIIIe siècle. *Revue Historique* CLXX (1932) pp. 1～32.

(2) 振替業務の発達を，隔地間交互計算から説くものとして，Emanuel H. Vogel, Der Giralverkehr in den oberitalienischen und den deutschen Handelszentren bis zum ausgehenden Mittelalter. *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*. XXXI (1938) SS. 3～4.

(3) この点を強調しているのが R. De Roover, Money, Banking and Credit in Medieval Bruges. Cambridge Mass. 1948. p. 346. do., The Rise and Decline of the Medici Bank 1397—1494. Cambridge Mass. 1963. Chap. v. vi. である。猶，質屋 usuarii は，中世においては，貧民相手の高利貸で，いわば必要悪として徴利禁止の適用外に置かれた。彼等は，非キリスト教のユダヤ人もしくは，イタリアの ピエモンテ Piemonte (Asti, Chieri etc.) の出身者—いわゆるロンバルト人 Lombard—であり，中世都市内では賤民の扱いを受けていた。従って，中世において，社会的信用を欠く彼等の預金業務はむしろ例外に属した，De Roover, Money, Banking and Credit. p. 152.

(4) R. De Roover, Anvers comme marché monétaire aux XVIe siéccle *Revue Belge de Philologie et d'Histoire* XXXI (1953) pp. 1015—16. R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger. Jena 1896. II SS. 74—81. D Gioffré, Gênes et les foirs de change de Lyon à Besançon. Paris 1960.

(5) ヴェネチアの振替銀行についての研究としては一寡聞にして最近のイタリアの研究は入手できなかったが—差し当り，Erwin Nasse, Das venetianische Bankwesen im 14. 15. und 16. Jahrhundert. *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik* XXXIV (1879) SS. 329—358. C. Dumbar, The Bank of Venice. *The Quarterly Journal of Economics*. VI (1892). pp. 308—335. F. C. Lane, Venetian Bankers. 1496—1523 : A Study in the Early Stages of Deposit Banking. *Journal of Political Economy* XLV (1937) pp. 187—206. Gino Luzzatto, Les Banques publiques de Venise (Siècles XVI—XVIII) in: J. G. van Dillen ed., *History of the principal Public Banks*. the Hague 1936 pp. 39—78. を利用した。この他，ヴェネチアの

銀行業に関する史料として，E. Lattes, La Libertà della Banche a Venezia dal secolo XIII. al XVII. Milano 1869. があり，Nasse, Dumbar の双方共，これに拠っているので必要な限り，原文を参照した。

(6) Luzzatto, op. cit. p. 40. H. Sieveking, Aus Venetianischen Handlungsbüchern: ein Beitrag zur Geschichte des Großhandels im 15. Jahrhundert. *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft in Deutschland*, XXVI (1902) S. 200.

(7) Dumbar, op. cit. p. 111 Lattes, op. cit. pp. 26, 28.

(8) Nasse, a. a. O. S. 335. Lattes, op. cit. p. 48.

(9) Luzzatto, op. cit. p. 41.

(10) Lattes, op. cit. pp. 34—5, 125.

(11) Lattes, op. cit. p. 49.

(12) Lattes, op. cit. p. 47. Nasse, a. a. O. S. 340. このような政府に対する貸上は，利子についてその記録がなく，恐らく無利子であったものと推定される。

(13) Luzzatto, op. cit. pp. 42—3.

(14) Lane, op. cit. pp. 189, 197—8. (i) **ガルゾーニ** Garzoni 銀行は，1430年，ニコロ・ベルナルド合名会社 Nicolo Bernardo e Conpagni の手で設立。後ガルゾーニが経営権を握る。1499年の破産。1500年再開後又破産，(ii) **リッポマーノ**銀行，1480年，Thommaso Lippomano, Andrea Capello, の共同経営で設立，99年，Girolamo Lippomano の手で経営，同年破産。(iii) **ピサニ**銀行，1475年設立，1500年全額支払で清算，1504年再開，28年経営者 Alvise Pisani 死亡に伴い，全額支払で清算。(iv) **カペロ**銀行，Capello 1507年，Antonio, Sylvan & Vettor Capello, Lucca Vendramin の合名企業として発足。1528年以降 Capello 一族のみの事業として継続。(v) **プリウリ** Priuli 銀行，Alvise Pisani の女婿 Antonio di Priuli の手で1522年設立。28年以降，ピサニ銀行を事実上継承。猶，**ソランツォ** Solanzo 銀行は，1491年，全額支払の上営業を停止している。

以上のように，ヴェネチアには，有力な都市貴族—ピサニ，ヴェンドラミン，ソランツォ等，一で，振替銀行に関係したものが多い。殊に，ピサニ一族は，ヴェネチア第一の商業資本家で，市政の最有力者であった Alvise Pisani の振替銀行も，その事業の一環で，同族の為替，振替業務に利用された。Lane, Family Partnership and Joint Ventures in the Venetian Republic. *Journal of Economic History*. IV (1944) pp. 178—9. 彼の政府への信用供与も，政府発注の独占を狙ってのことと考えられる。

(15) Lippomano 銀行は，1499年の破産当時，債務は，12万ドゥカートで預金者は，700人の貴族を含む1248（うち600は20ドゥカート以下）であったが，現金準備は1万に過ぎず，Capello (1.3万)，Soranzo (3.8万) Lippomano 自身 (1.7万) 等，彼の事業又はその共同出資先へ大部分の預金が流用されていた。Lane, op. cit.

p. 194.

(16) Lane, op. cit. pp. 203—5.

(17) この有名な Tommaso Contarini の演説は Lattes, op. cit. pp. 121—137. に印刷されている。

(18) Dumbar, op. cit. p. 319. Lattes, op. cit. pp. 101, 109.

(19) Lattes, op. cit. p. 171.

(20) Lattes, op. cit. p. 170.

(21) Dumbar, op. cit. p. 323.

(22) Luzzatto, op. cit. pp. 51 ff. Lattes, op. cit. p 183.

(23) H. Sieveking, Genueser Finanzwesen mit besonderer Berücksichitigung der Casa di San Giorgio Freiburg i. B 1899. II. S. 43.

(24) ders., Das Bankwesen in Genua und die Bank von S. Giorgio. in: Dillen ed. *History of the Principal Public Banks.* pp. 16—8. 又, J. Heers, Gênes au XV^{e} siécle. Activitè économique et problèmes sociaux. Paris 1961 pp. 91—95. このような商人＝金融業者（『銀行』）の「預金」の一部は，むしろコンメンダ出資 accommendatio とみるべきであろう。cf. M. W. Hall, Early Bankers in the Genoese Notarial Records. *The Economic History Review.* VI (1935) pp 73—79. A. P. Usher, The Origins of Banking: The Primitive Bank of Deposit. 1200—1600. *The Economic History Review* IV (1934) p. 404.

(25) Sieveking, Genueser Finanzwesen. II SS. 51—62. 大塚久雄「株式会社発生史論」中央公論社昭 29，327—8 頁。猶，この銀行が，直接外国為替取引あるいは，貴金属取引を行ったかどうかは不明であるが，外国貿易そのものには関与していない Casa di San Giorgio は，外国為替受引に携わる便宜は持っていなかったものと考えられる。

(26) Sieveking, Genueser Finanzwesen II SS. 200 ff. ders., Das Bankwesen in Genua SS. 25—31.

(27) A. P. Usher, Deposit Bankingin Barcelona, 1300—1700 *Journal of Economic and Business History* IV (1531) pp, 121—155. do., The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe. Vol. I (Harvard Economic Studies Vol. LXXV) Cambridge Mass.1943 pt. II Banking in Catalonia 1240—1723.

(28) Usher, Deposit Banking. pp. 124—131. do., Early History, pp. 256—268.

(29) Usher, Eerly History pp. 269ff. この Taula は，純然たる市の機関で，職員の給与及び経費も市から支給されていた。

(30) Usher, Early History p. 436.

(31) Usher, The Origins of Banking, p. 427. 猶，バルセロナの場合には，1527年，Taula は，私人の小切手 polissa による振替や支払を拒否したが，両替商人はこれを認めていた。そして，後，1609 年創立の Banch de la Ciutat は，遂にこれを認

めざるを得なかった。この点，Venezia の保守的態度と比較のこと。

(32) Medina del Campo については，H. Lapeyre, Simon Ruiz et les "asientos" de Phillippe II. Paris. 1953 pp. 24 et suiv. do., Une famille de Marchands: les Ruiz. Contribuition à l'étude du commerce entre la France et l'Espagne au temps de Phillippe II. Paris 1955 pp 264—7.

(33) Phillippe Dollinger, La Hanse. (XII—XVII siécles) Paris 1964. pp. 211, 251—6, 507. 猶，M. Neumann, Geschichte des Wechsels im Hausegebiet bis zum 17. Jahrhundert. Beiheft zur *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht*. VII 1863. は遺憾乍ら参照できなかった。

(34) De Roover, Money, Banking and Credit. pt. III.

(35) Antwerpen については，Ehrenberg, a. a. O. II S. 13. J. Goris, Etude sur les colonies marchandes méridionales (Portugais, Espagnols, Italiens) à Anvers de 1488 à 1567. Louvain 1925. p. 340. H. van der Wee Antwepens Bijdrage tot de ontwikkeling van de moderne geld-en banktechniek. *Tijdschrift voor Economie* 1965 blz. 491. 正にこのような振替制度の欠如が債権の流通性確立—裏書及び割引—を促進することとなった。但し，アントウェルペンで振替制度が発達しなかったのは，領邦君主による禁止もさることながら，次の事情も作用していると考えられる。即ち，16世紀前半迄，この市場の主たる担手は，土着のフラマン人よりも南ドイツ，フランス，スペイン，ポルトガル，フランス，イギリス等の外国商人であり，その本拠はそれぞれの本国にあったことである。この点，16世紀後半のアントウェルペン自身の外国貿易の伸長は，アムステルダムへの継承を考えるに当って，看過し得ぬ重要な問題点となろう。

(36) J. Cahn, Der Straßburger Stadtwechsel: ein Beitrag zur Geschichte der ältesten Banken in Deutschland. *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*. NF. XIV (1899) SS. 45—65. A. Dietz, Frankfurter Handelsgeschichte. Frankfurt am Main. 1910 I SS. 191—3. O. Speyer, Die ältesten Credit-und Wechselbanken in Frankfurt am Main. (1402—1408) Frankfurt a. M. 1883 SS. 28—9.（未見）猶，北村次一氏（前掲書159頁）が紹介された1468年のニュルンベルクの》Wechselbank《あるいは．1698年の Leipziger Banco di depositi (P. J. Marperger, Beschreibung der Banquen. Halle u. Leipzig SS. 280—281) も，この系統に属する。

(37) Z. W. Sneller, Het wisselaarsbedrijf in Nederland vóór de oprichting der stedelijke wisselbanken. *Tijdschrift voor Geschiedenis* XLIX (1934) blz. 492. Van Dillen, Oprichting blz. 340. 猶，Deventer の両替商は，年市債務証書 Jaarmarktbrief の取引に携わった形跡はない。猶，注目すべき例として，スネラーは，1402年に，ハールレム市がユトレヒト市内に居住する債権者に，同市の両替商を通じて年金 rent を支払っている例をあげている。然し，このことは振替業務が存在したことは意味しない。Sneller, t. a. p. blz. 489.

(38) Groot-Placaet-Boek... der Vereenighde Nederlanden I col. 2592—3.

Ⅱ　アムステルダム振替銀行設立の経過

所で，ヴェネチア，ジェノヴァに続いてアムステルダムにも市立振替銀行が設立されたのは1609年のことであった。この当時，この海港都市はスペイン軍に蹂躙され，荒廃に帰したアントウェルペンに代ってヨーロッパの仲継市場としての地歩を着々と固めつつあったとはいえ，金融市場としてはジェノヴァの後塵を拝していたに過ぎない。それにも拘らず，元来，為替取引や振替業務の経験を有しておらなかったアムステルダムに—しかもアントウェルペンにさえもなかった—市立振替銀行がいち早く設立されたのはどのような事情に基いているのであろうか。

1585年アントウェルペンが陥落してから，多くの南ネーデルラント商人がアムステルダムやミデルビュルフ Middelburg，ロッテルダム Rotterdam に来住し，為替をはじめ様々のアントウェルペン流の商慣習を伝えた。そして，彼等は，これ迄の取引関係，あるいは，ヨーロッパの各地に亡命した同郷人の縁故を通じて為替の振出や引受を行うようになり，アムステルダムの為替取引網は急速に拡大して行った。このため，早くも1595年には，アントウェルペンに範を採ったアムステルダム Wisselreeht 為替法が判定されるに至った。そして，為替手形は，アントウェルペンと同様，指図 assignatie や裏書 endossement を通じて，自由に譲渡された。これに加えて，アムステルダムでは，私営の出納業者 kassier が出現して来たのは，これ迄，振替＝預金業務の禁止を試みて来たブルゴーニュ＝ハプスブルク家の圧力が消去った以上自然の成行きであった。最初は，専任の会計係を置くことの出来ぬ中小の商人達が，両替商人に現金の保管や支払の代行を行わせていたが，次第に，先に述べた支払の指図の制度によって預金者相互の決済が振替を通じて行われるようになる一方，出納業者は，両替商人から分化して独立の業務となった。彼等は，相互に，他の業者からの支払指図を引受け，又，屢々，預金者に当座貸越の便宜を計っていた(1)。然るに，アムステルダム市—及びこ

れに倣ったミデルビュルフ市―が，このような私営の出納業者に終始敵対的態度をもって臨み，その十分な生長を俟つことなくこれを禁圧してその業務を市の手中に収めたのはいかなるわけによるものであったか。それは，新国家を悩まし続けた通貨問題のためであった。当時のヨーロッパのいずれの国をも悩ました新大陸の銀の大量流入が惹起した銀貨の金貨に対する値下り，あるいは中世以来続いている良貨の消失と削取られたり磨損した悪貨の氾濫に加えて，オランダでは，多数の造幣所 Munt の乱立がそれを一層促進した。ネーデルラント全域は16世紀後半にはハプスブルク家の下に統一されたが，各邦（州 Provincie）はその貨幣鋳造高権は保持していたから，貨幣の種類が整理され，計算単一が統一された後も，各造幣所は，それぞれ好みの数量を別々に鋳造し，当時の幼稚な造幣被術―水車を用いた絲取銀貨が現れるのは約一世紀後である―をもってしては，同一造幣所で造られた貨幣の間にすら，形や量目にむらがあり，削取りを取締ることは不可能に近かった。さて，オランダ独立の憲章ともいうべきユトレヒト同盟 Unie van Utrecht もその規約第12条に，連邦が共通の，統一的通貨制度を布くことを謳ってはいたが，各州の造幣特権が連邦の手に回収されたわけではなかった。従来，オランダの中では，ゼーラント Zeeland，ユトレヒト Utrecht，オーヴェルエイセル Overijssel，フリースラント Friesland，フロニンゲン Groningen，ヘルダーラント Gelderland の6州は，それぞれ1つの造幣所を所有しており，ホラント Holland 州では，ドルトレヒトと西フリースラント West-Friesland（ホールン Hoorn，エンクハイゼン Enkhuizen，メーデムブリック Medemblik 市の間で10年毎に持廻り）の二ケ所があったが，その他に東部の6都市（デーフェンテル，カンペン Kampen，ズウォレ Zwolle，ズートフェン Zutphen，ネイメーヘン Nijmegen，フロニンゲン Groningen）が神聖ローマ帝国領当時からの造幣特権 Rijksmunt を1694年迄放棄せず，狭いオランダの中に14の造幣所が乱立していた。レスター伯 Leicester が総督の地位にあった頃には，これを一州につき一つに減らす試みがなされたが成功せず，僅かに，これらを監視する連邦造幣監督官 Generaalmeester van de

munt が設けられたに止った。1503年と1606年の鋳貨法 Muntplakkaat は，爾後オランダ国内で鋳造される貨幣を，銀貨は，47スタイヴェル stuiver のレイクスダールデル Rijksdaalder（ドイツ名は Reichsthaler）と38スタイヴェルのレーウウェンダールデル Leeuwendaalder (Löwenthaler). の二種，金貨はデュカート Ducaat (=5.5 Gulden) とレイデル Rijder (=14 Gulden) の二種に限ったが，実際には，この他にも，東部諸州（フリースラント，フロニンゲン，オーヴェルエイセル）の造幣所で，Klapmuts と呼ばれる金貨や28スタイヴエル銀貨も鋳造されていた。而もオランダは，仲継貿易国である以上外国貨幣の流入を避けることができず，そのうちの幾つかをレートを公定した上で法貨として認めた。他方，標準優良通貨さえ，造幣所相互の過当競争の結果，屢々法定の量目が守られなかった。即ち，14の造幣所は，顧客を誘致するため，地銀と引換に法定額以上の銀貨を引渡し，それによって減収を来たす造幣収入 Sleischat (Schlagschatz, *seigneuriage*) は，銀量目切下や補助通貨 payement, pasmunt の乱発で穴埋めしていた。このような状態の下では，折角鋳造されたレイクスダールデルやレーウウェンダールデルの如き標準優良通貨は，悉ち国内から姿を消し，これらの貨幣は，専らバルト海方面やレヴァント Levant（トルコ）への輸出用鋳貨 negotie-penningen と化した。かくして，国内の貨幣は一層軽量の悪貨で占められ，これに逆比例して，重量の貨幣の市場価格は上昇して行き，両替商も法定レートを守ることが困難となった(2)。このため，良質の貨幣を得ることが著しく困難となり，商人達は，為替手形等の債権の支払指図 assignatie をもって現金支払に代えんとするため，アムステルダムでは，債務が実際に現金で支払われる迄，10回も支払指図を受ける有様であった。出納業者も，悪貨の受入れには逆打歩を付し，一方，支払に当っては現金引出を嫌って1～10%の打歩を要求したり他の振替業者への支払指図をもってこれに代えようとした。勿論，このような通貨の混乱はアムステルダム払の為替を著しく不安定にし商取引を阻害するため，商人達の不満を買っていた(3)。

アムステルダム市当局は，このような良貨の消失と悪貨の流通の原因を，

出納業者や両替商が良貨の退蔵，あるいは選別し，これを削取ったり熔解することに求め—事実，彼等はその機会に最も恵まれ，通貨の混乱に拍車をかける役目を果してはいたが—1604年，ホラント州会に振替業務の禁止を提案して否決されるや，単独でその禁止に踏切った。然し，振替業務や当座貸越はアムステルダム商人にとって不可欠のものとなっていたため，この禁止令は，喧々たる反対を喚び，直ちに撤回された(4)。そこで，これに代って考え出されたのが市立の銀行を設立して，預金出納や両替業務の一切をその手にこれを委ねようとする計画であった。その立案者は不明であるが，1606年5月10日の市参事会 Vroedschap は，『何人かの当市の有力な商人が以前より，そして今日も猶要望し関心を有している，商業及びこれに随伴せる取引を促進するため，当市にヴェネチア及びセヴィリァ Sivilië（シチリア Sicilië の誤？—筆者）に倣い—銀行 een bank を設立する件』に関し，その準備委員を任命している(5)。1608年7月12日，その最終案が市参事会で可決されて後，翌9年1月29日の条令をもって，『振替銀行』een bank van wissel が発足し，市庁舎 Raadhuis の一部がこれに充てられ，市参事会が任命した3名の理事 Commissaris—多くは市参事会員—によって運営された。そして，私営の両替と，出納業は一切禁止された。

この条例 Ordonnantie は，多くの点で，ヴェネチアのリアルト銀行の条例と似ており，その影響が充分に窺える。然し，設立計画に際して，市当局の念頭にあったのは，ヴェネチアのような大振替銀行の設立によって商取引の便を計ることよりも，私営の出納業者や両替商人を抑圧して，流通している悪貨を駆逐することにあった。従って，その意味では，『市立両替所』Bank van wissel が考えられていたのである(7)。即ち，この銀行は，1595年の鋳貨令の規定に随って，あらゆる法貨 gangbare gelden 及び金銀の地金・粒 massen en grenaille を法定レートで預金として受入れ，禁止されている通貨 billioen は，金銀量目で換算して受入れること，地金・粒，禁止通貨による預金に際しては，2％の熔解料を差引き，これを総て，造幣所に引渡すことを義務づけられた。預金は一口座につき300グルデン以上とし，この

預金については一切の差押えが免除された。又，小額補助貨幣は，預入れに際して，シリング銅貨 Schelling に限って，3％迄は認められた。一方銀行は払出に当っては，任意の法貨で行うことが出来たが，その際，要求の多い貨幣については，1595年の法令の規定に従って，オランダ貨は，金貨1¼％，銀貨1％，外国貨は金貨2½％，銀貨2％の打歩 agio をつけることが出来た。

猶，支払指図 assignatie of ordonnatie の際，預金残高以上の請求（過振 overdisponeren）に対しては，その金額の3％の罰金が課せられ，当座貸越は一切認められなかった。これも，ヴェネチアのリアルト銀行の規定を真似たものであった。ヴェネチアでは，先に触れた通り，私営の振替銀行が認めた過大な当座貸越がその破産の原因となったため，市立振替銀行はその信用を保持するためこのような規定を設けたのであったがアムステルダム市でも同様の配慮を下したのであろう。更に，条例は，ヴェネチアと同様100フランドル・ポンド Pond Vlaams (600グルデン gulden) 以上の外国為替は，この銀行を通じて決済又は支払われるべきこと gerescotreert ofte betaelt を定めているが，これは有力な商達に口座を持たせるための手段として考え出されたことであった(8)。

所で，振替業務については，設立条例では，単に，『決済又は振替によって生じた預金』parthijen die by rescontre ofte overdracht goet gedaen の受入れを述べているに過ぎず，定款 keur においては，全く触れられていない。然も，初期の1644年以前の元帳は，1652年の市庁舎の火災で失われており，確認することが出来ないが，1616年に設立された。ミデルビュルフ振替銀行では，最初から多くの振替がみられ，又，出納業者の先例から考えても，振替が行われなかったとは，考えられない。そして，この振替は，勿論，ヴェネチアと異ってもはや両当事者又はその正式の委任状を持つ代理人立会の下で書替を行う必要はなく，預金者 rekeninghouder が発行した一定書式の支払指図 assignatie を，受取人 geassigneerde 又はその持参人 thoonder deser がこれを窓口に呈示するのみでよかった。又，宛名人が口座を持

っていない場合にも，受取人又は持参人に現金が支払われた。後17世紀後半（1658年，69年）の支払指図書からは，持参人払の字句が消えているが，これは，裏書が法的に追認された結果であろう。

猶，預金者の現金引出は許されず，もし，その預金残高を現金化しようとすれば，預金通貨の売却を行わねばならなかった。

最初，この銀行は出納手数料として，100グルデン当り0.5スタイヴェルを徴収したが，利用者の抗議に遭ってこれを撤回し，経費は，罰金あるいは打歩，後には，更に貸付利子，貴金属取引収益で十分賄われたのみか純益すら残すことが出来た。

この銀行は，市内に支店は設けなかったが，貨幣取扱業者の禁止に伴い，商人達の預金の便を計るため，出張預金受入 buiten-ontvanger の制度を設けた(9)。

こうして発足したアムステルダム振替銀行に倣って1616年にはミデルビュルフにも同じような銀行が設置され，更に，イギリスの毛織物輸出商人（マーチャント・アドヴェンチャラーズ Merchant Adventures. *Engelse Court*）の要請でその居留地であるデルフト Delft に1621年，更にその移転先のロッテルダム Rotterdam に 1625 年に振替銀行が設立された。国外でも，1619年ハンブルクに貸付＝振替銀行 Die Hamburger Lehn-und Wechselbank が，1621年ニュルンベルク振替銀行 Die Nürnberger Girobank がいずれもアムステルダムにその範を採って設立された(10)。

(1) van Dillen, Valuta-Moeilijkheid, (I), blz.326 v. H. van Velden, Het Kassierbedrijf te Amsterdam in de 17de eeuw. *De Economist* 1933 blz.55—8. Bronnen no. 692.

(2) van Dillen, Valuta-Moeilijkheid (I). blz.328 Groot Placaet Boeck I. col. 2624 (19 dec. 1589). 及び aldaar col. 2644. 猶1606年の鋳貨令は，両替商人と，出納業者の兼業を禁止している。aldaar, col. 2654.

猶，オランダでは，計算単位として—実際の貨幣ではなく—Gulden（略号 *fl.* 又は *f.* =20 stuiver=240 penning）及びフランドル・ポンド又は，フロート・ポンド Pond Vlaamsch, pond groot（*£. gr.* =20シリング schelling = 240フロート groot）が用いられ，£1=6fl. の関係にあった。（猶，この fl. 又は f. は，飽く迄もグルデン—計算単位としての—の略号であり．フローリン Florin は，金貨の名前

であって混同してはならない。）

(3) van Dillen, Oprichting, blz. 346. 1544年に鋳造されたカルロス・グルデン銀貨（当時20スタイヴェル）は，その後の悪貨の流通で1579年には28，81年には，30，86年には33，1610年には35スタイヴェルに値上りした。van Dillen, Valuta-Moeilijkheid I. blz. 325.

(4) Bronnen no. 2, no. 3. 1608年にも，市は，出納業者を禁止したが，これに対する市内の有力な商人達の抗議は同じく　no. 18.

(5) Bronnen no. 8. Sevilla にはこの種の銀行は存在せず，恐らくシチリア（パレルモ Palermo）の書違いかと思われる。猶，イタリアを真似たこの種の設立計画の最も早いものには，一群のイタリア商人達の代理人 agent であった。Hendrik Anthoniosz. Wissel が1593年に提案したものがある。これは，預金，商品抵当貸付，更に為替取引をも含む大掛りなもので，勿論陽の目をみなかった。後出129頁

(6) Bronnen, nos. 16, 21, 22. この条例及び定款 keur は極めて簡潔なもので，1595年の鋳貨法の規定は自明のこととして省いている。

(7) Wisselbank あるいは Wechselbank は，中世以来，18世紀に至るも，両替所の意味で用いられていた。Vgl., Marperger, a. a. O. S. 59. これに対して，振替銀行は Girobank 又は Ab-und Zuschreibungsbank と呼ばれた。ebenda S. 93.

(8) van Dillen, Oprichting blz. 350. ヴェネチアについては，前出93頁，註18

(9) van Dillen, Oprichting. blz. 350, 353, 354. Bronnen no. 39 (Rapport van Simon van Beaumont, Pensionaris van Middelburg). dec. 1615. 及び no. 686. 又，支払指図書の見本は，Dillen, Oprichting, blz. 384 dorso.

(10) Bronnen, nos. 699. 892—3, 900, Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank 1635—1812. *De Economist*. 1938, herdrukt in: Rotterdams Bederijfsleven in het verleden. Amsterdam 1950. blz. 113 vv. van Dillen, Giro-Banken van Genua, Venetië en Hamburg *Tijdschrift voor Geschiedenis*. XLII (1927) blz. 48 vv. H. Sieveking, Die Hambruger Bank, in Dillen ed., *History of Principal Public Banks*. 又．ニュールンベルクについては，C. Sachs, Die Nürnberger Giro-Bank im Rahmen der kontinentalen Bankgeschichte in: *Eheberg-Festschrift*. 1925. SS. 139—161

アムステルダム振替銀行は，その預金高において，他の諸行に冠絶しており，早くも，1630年代には，ヴェネチアのリアルト銀行の最盛時1610年の預金高約250万グルデンを突破する。Luzzatto. op. cit., p.49. ロッテルダムとデルフトの預金高は不明であるが，ミデルビュルフは，最高（1748年）で，59，4万グルデンに過ぎなかった，Bronnen blz. 1294. ハンブルクについては，第3表をみよ。

Ⅲ 業 務 内 容

こうした目的で発足したアムステルダム振替銀行は，約半世紀の間，アムステルダムを悩し続けた貨幣的混乱と対決したにも拘らず，その本来の目的を果すことは出来ず，その課題は，この銀行が両替業務を発達させることによって，少くとも外国貿易については別の形で解決された。以下，その業務を分析することによって，1683年の部分的な条令改正を除いて，没落する迄殆んど大きな変化を見ることがなかった，この銀行の役割を明らかにしたい。

A 預金＝振替業務

この種の銀行の代表的機能は，国際的な仲継貿易都市には不可避的な，様々の削取られた悪貨や外国鋳貨の流入による貨幣制度の混乱と外国為替の損失を防ぐため，流通している悪貨を，計算貨幣たる銀行貨幣 Bankgulden に換算して預金として受入れたり，これを支払ったりすることにあると考えられている(1)。

第1表 レイクスダールデル及びレーウウェンダールデル法定換算率
(stuiver)

年 次	レイクスダールデル	レーウウェンダールデル
1600	47	38
1608	48	
1615		40
1619	50	
1621	52	
1622	50	

然し，アムステルダム振替銀行の場合は，悪貨を，標準的な優良鋳貨に換算して預金受入れを行ったのでも―ヴェネチアやハンブルクの場合―，又1770年以降のハンブルク貸付＝振替銀行が採用した総ての鋳貨をその銀量によって換算する，純銀本位制 die Reinsilberwährung の形は無論とらなかった。アムステルダム振替銀行の銀行貨幣 Bankgeld は，市当局が，この銀行に飽く迄も法定の交換レートを守らしめた結果として自然発生的に生れたものに他ならない(2)。

市当局の期待に反して，悪貨の流通はその後も増大し，良質の標準通貨の

市場価格の騰貴 steygeringhe も一向に止る気配がなかった。そのため，政府も，絶えず法定レートを改訂して，これを追認せざるを得なかった。（第1表）。オランダ製のレイクスダールデルやレーウウェンダールデル銀貨は，依然として輸出向にしか鋳造されず，これに代って，スペイン領南ネーデルラントで新たに鋳造された二種類の軽量の銀貨，即ち1612年鋳造のアルベルト・クライスダールデル Albertus-Kruis-daalder（スペイン名パタコン Patacon）と1618年に始るデュカトン ducaton がオランダに流入して来た。この他，更にドイツで30年戦争の間に乱発された軽量のターレル銀貨，銅分の多い粗悪な金貨あるいはシリング銅貨がアムステルダムに氾濫した。そして，アムステルダムでは，パタコン（48スタイヴェル相当）がレイクスダールデル（50スタイヴェル）と呼ばれるようになり，これ準じて，60スタイヴェルのデュカトンもそれに比例して63スタイヴェルの価格で通用した。しかし，法的にその通用を認められていないこれらの通貨を，銀行は受入れることは出来ず，飽く迄もレイクスダールデルを50スタイヴエルとして授受していた。そこで商人達は，レイクスダールデルを法定レートで銀行から引出し，これを南ネーデルラントに送ってパタコンやデュカトンに換え，それをアムステルダムに持込むため，この両貨がますます流通した。政府は止むを得ず1622年にパタコンのみを48スタイヴェルのレートで法貨と認めた。そして，遂に1633年には，パタコンは50スタイヴェル，デュカトンは63スタイヴェルで，両貨の使用を公認した。然し，銀行は，依然，レイクスダールデル等のオランダ貨のみを旧来のレートで受入れることを義務づけられていた。銀行貨幣 bankgeld あるいは銀行鋳貨 bankspecie という語は，本来は，銀行が受入れていた標準優良通貨レイクスダールデルとレーウウェンダールデルを指していた。そして，1641年に漸くパタコンとデュカトン（但し48スタイヴェルと60スタイヴェルで）受入れられるようになった。こうして，市場に流通している現金 Courantgeld と，預金とは，同じグルデンで表示されてはいても，そのレートが異ることになり，銀行預金のグルデン bankgulden には，それだけの打歩がつけられる。即ち，パタコンの場合は，$^{2}/_{48}$（$=4\frac{1}{6}$

%)，デュカトンの場合は$^{3}/_{60}$（＝5%）だけ，市場価格と，銀行の受入に際しての評価が喰違うわけであるが，実際の市場における打歩は，銀行貨幣に対する需給関係，銀行への信頼の度合によっても変動する。即ち，商人達は，預金を増額しないでも，銀行前のダム広場 Dam に出現した銀行貨幣の自由市場で，後には取引所で仲買人を通じて自由に購入することができた。実際には，この$4\,^{1}/_{6}$%と5%の二種類の基準線のうち，打歩の低いパタコンの方が使用されなくなって行き，5%の方が基準となったのである(3)。そして，1659年，オランダ自身，二つの南ネーデルラント銀貨に対応する—そして稍軽量の—新銀貨，銀デュカート zilveren ducaat と銀レイデル zilveren rijder を鋳造したため，南ネーデルラント銀貨の流入は止んだ。（そして，この銀貨はレイクスダールデル，デュカトンと呼慣わされた。）然も，政府は，公式には，従来通りレイクスダールデルを50レーウウェンダールデルを40スタイヴェルとするレートを維持したが，新鋳貨を市場ででは，50スタイヴェルと63スタイヴェルで使用することを認めた。然し，銀行は，依然として，1622年の公定レートを守ることを義務づけられた結果，銀行グルデンに対する打歩はその儘固定されることになった。そして，打歩の低い銀デュカートの方は次第に市場から姿を消し，輸出用鋳貨となった(4)。

このようにして，アムステルダムでは，現金 Courant geld に代って，振替銀行の預金（銀行貨幣）が外国為替の決済に使用されることになった。而も，1659年の新鋳貨の発行によって，アムステルダムの悪貨の流通も略終を告げ，更に1681年，計算単位に合わせた3グルデン銀貨が鋳造されて以降，アムステルダムにおける貨幣価値は安定を保ち，銀行貨幣の打歩の激しい変動はみられなかった。そして，預金高も口座数も，17～8世紀の間順調な伸びを示し，17世紀末には，ここに口座を持つことが商人として信用を得る必須の条件でさえあった。そして，多数の外国の商人がここに口座を開いたのみならず，外国の君主の中にも，オランダ人名儀の預金を持つものが現れた。こうして，商人達は，振替銀行の存在によって，代金取立の手間と時間を節約できたのみならず，支払に際して悪貨に煩わされることがなく，それ

だけ利幅を切詰めることができた。そして，銀行自身は外国為替には全く関与しなかったとはいえ，安定した銀行グルデン貨幣の存在と，この決済の便は，アムステルダムに為替業務を集中することに大きく寄与した(5)。

然し，銀行貨幣の価値を維持するためにとられた厳格な規定は，国内取引にこの銀行を利用することを妨げていた。そもそも，振替銀行は，法貨を，公定レートでしか受入れぬのに対して，実際の国内取引には種々雑多の貨幣が，市場価格で使用され，又，銀行に口座を持っているのは，アムステルダムの商人の極く一部，殊に外国貿易商人に限られていたからである。その上，外国為替のうち，東フリースラント Ostfriesland，ヴェストファーレン Westfalen，スウェーデン，デンマルク，ドイツの北海沿岸地方 Kleine Oosten との為替取引は，現金グルデン Courant-gulden 建であり，又，アムステルダムに居住していない，他の都市―ロッテルダム，ドルトレヒト，ミデルビュルフ等―の商人は銀行に口座を持たぬため，やはり現金グルデン建の為替で決済を行っていた(6)。そこで，17世紀末から，再び出納業者 kassier が生長して来て，現金グルデン建の振替を行うようになった。1609年，から市立振替銀行設立に伴って禁止されていた私営の出納業は，21年に解禁されたが，17世紀の間は，振替銀行の下請，即ち店外での預金受入 buitenontvanger の機能を果していたに過ぎなかった(7)。1677年，当時為替問題の権威者であったアムステルダム商人フォーンゼン Johan Phoonsen は，市長に対して，これらの出納業者の活動を抑制するために，ヴェネチアに倣って現金グルデン建の振替銀行 Bank-Courant を新設することを要請している。彼は，その理由として，4～5年来多数の出納業者が破産し預金者に損失を蒙らせたこと。そして，私営の出納業者の手数が高いことを挙げている。然し市当局がこれを採択しなかったのは，アムステルダムでは，現金グルデン建の為替の比重が低く，貨幣取扱業者の手にこれを委ねても，別段重大な支障が生じないと考えたからであろう(8)。その後，18世紀初頭（1706年）には，ユダヤ人と同列に扱われていた出納業者は，1746年になると，他の大金融業者 banquier と共に外国貨幣流入問題に関する市長への請願に名を連らねる

程有力となった(9)。そして，クロムハウト Crommhout の如き都市貴族一族の名前さえ出納業者の間に見出しえた程であった。こうして1775年には52軒の出納業者が，自店のみならず，業者相互の交互計算によって振替業務を営み，一大『現金振替銀行』Courant-Bank の観を呈した(10)。而も，彼等はアムステルダム振替銀行が許さなかった，個人に対する低利の当座貸越を認め，又，為替手形の割引をも行った上，振替銀行に口座を持ち，銀行貨幣と現金との交換も行った。然し，その経営はかなり堅実で，1763年の恐慌の際も，一軒の零細な業者を除き支払停止に到ることなくこれを乗切ることが出来た(11)。このような民間の振替業務の存在が，アムステルダム振替銀行の信用保持のためにとられた厳格な規定，及び銀行貨幣による振替を維持することを可能にしたのである(12)。

B　貴金属取引

アムステルダム振替銀行は，市内唯一の両替機関であり，鋳貨法に準拠して，預金として払込まれた金銀の地金，粒，あるいは内外の禁止されている通貨 billioen を総て造幣所 munt へ，而も特定の所に片寄らぬように各製幣所へ順番に引渡し，代りに顧客の要求する新鋳貨を受取ることを義務づけられていた。然し，振替銀行は，17世紀前半に，連邦造幣監督官の再三の警告をも顧みず，直接貴金属取引に携わって利益を上げていた。中でも，西インド会社 West-Indische Compagnie が持帰ったギニアの金あるいは新大陸の銀を買入れ，東インド会社に売渡している。当時，オランダは，自国の鋳貨以外による貴金属の輸出を禁止してはいたが，この禁止規定は有名無実であり，東インド会社は，銀の地金やスペインのレアル real 銀貨を盛に輸出していた。この他，銀行は，金細工師 goudsmied にも，その手持の金を売渡している(31)。

然し，1648年のヴェストファーレン条約以降，新大陸の銀が直接カデイス Cadix から，船積されてアムステルダムに送られるようになり，アムステルダムがヨーロッパ内の貴金属取引の中心となって行った。1701年の，貴金属輸出の自由を求めるアムステルダムの意見書によると，新大陸からスペイン

本国に送られて来た銀のうち，¼はカディスより，直接アムステルダムに送られた他，スペインの属領，あるいはイギリスやフランスに流出したもののうち約⅔は，アムステルダムに集り，これらを合せると，新大陸の銀の4分の3がアムステルダムに集中した。このうち約⅓は，毛織物や麻織物の輸出によってオランダが得た貿易差額であったが，残りは外国人の所有する所であった。例えば，スペインは，スペイン領ネーデルラントの鋳貨製造用の銀をアムステルダム経由で送り，フランスも，リール Lille 等の北部諸都市への送金を，アムステルダム経由で行っていた。そして，残りは，アムステルダムで為替を購入するために送られて来たものであった。このように，アムステルダムは，貴金属取引の中心的市場となり，ここから，鋳貨や地金の儘の貴金属がヨーロッパの内外に再び流れ出したのである。このような，アムステルダムの貴金属取引市場としての役割は，アムステルダム為替市場としての地位を著しく強化した。何故ならばアムステルダムでは，為替相場が現送点を下廻った場合には，いつでも金銀を購入して現送することが出来たからであり，金銀の輸出も法令の規定はともかくも事実上は完全に自由であった。このため，為替相場はアムステルダムでは非常に安定していたのである。アムステルダムの商品取引市場としての地位が，18世紀に入って相対的に低下した後も，その国際的決済の中心としての地位は揺ぐことがなかったのは，この為替市場と貴金属取引市場との結びつきのお蔭であった(14)。

このような貴金属取引を援けたのが，この銀行の鋳貨抵当貸付 Specie-beleening の制度であった。普通，銀の輸入はスペインのレアル銀貨の形をとっており，これらの貨幣は商品として売買されるわけであるが，その所有者は適当な買手が見付かる迄，これを無利子で放置せざるを得なかった。振替銀行は，そこで1683年，フォーンゼンの提案を採用して，これらの鋳貨に対して，金貨は半期毎に½%，銀貨は¼%，デュカトン貨は⅓%という低利で，抵当貸付を行い，それを口座に入金し，当該鋳貨の預り証 recepis を渡したが，この預り証は，取引所で自由に売買された。この鋳貨抵当貸付によって，アムステルダムの貴金属取引は一層促進され，商人はこの取引で年

第1図　アムステルダム振替銀行

預金高・現金貴金属準備・預金口座数

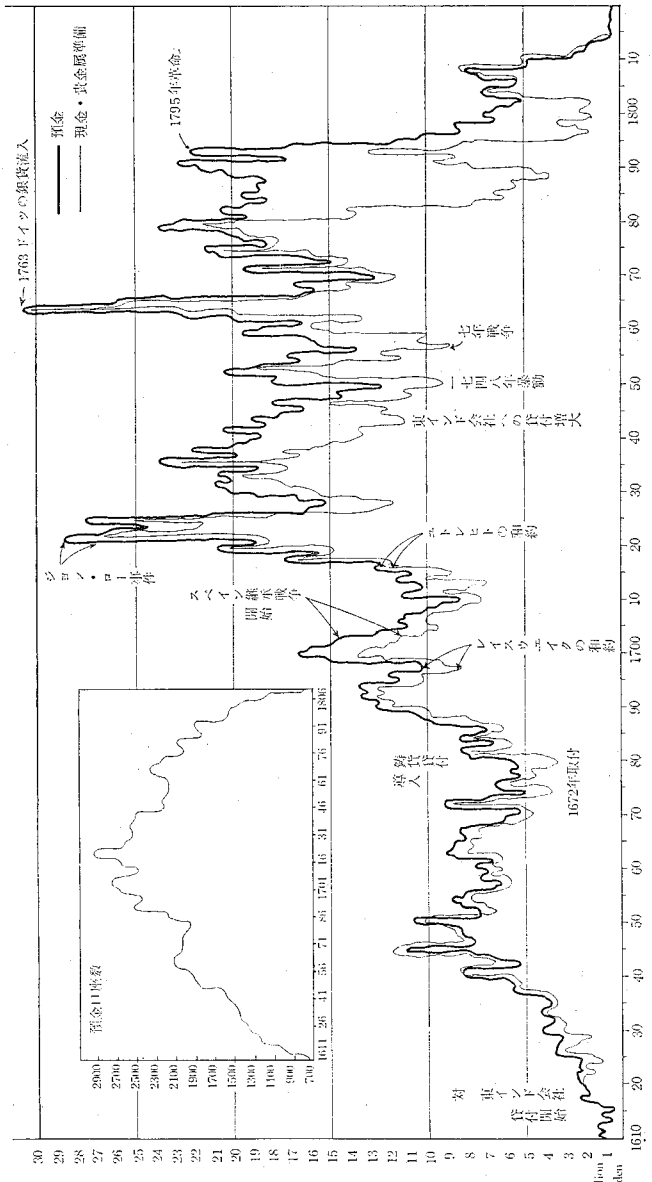

第2表　アムステルダム振替銀行貸借対照表

	項目	1648	1664
借方	現金及び貴金属	8,247,924	7,743,292
	債権		
	ホラント州	226,617	224,660
	アムステルダム市	369,695	2,072,898
	東インド会社		302,051
	市立抵当貸付銀行	18,055	
	東フリースラント伯	107,421	
	アルクマール市	63,100	
	鋳貨検査官	6,670	
	ドルトレヒト造幣所	30,473	
貸方	負債	8,223,806	8,731,926
	繰越利益	1,327,252	1,583,564
	当期利益	173,426	43,738
	(差引) 費用	— 13,383	— 16,333
	合計	9,611,102	10,342,905

Bronnen, II blz. 730, 740

第3表　東インド会社及び市の借入

(1月31日)	預金	現金準備	東インド会社借入	市借入
1710	11,385,823	9,385,340	900,000	1,475,559
1711	10,206,425	6,856,682	1,300,000	1,475,559
1712	10,284,448	6,800,847	2,400,000	1,571,081
1713	11,771,874	10,089,711	700,000	1,571,081
1714	10,666,300	8,544,491	1,200,000	1,571,081
1715	12,991,296	12,113,228	-	1,584,581
1716	12,638,622	11,812,798	-	1,584,581
1717	17,525,853	16,738,364	-	1,584,581
1718	15,391,808	14,673,986	-	1,584,581
1719	20,938,161	20,276,350	-	1,584,581
1720	18,722,272	18,140,971	-	1,584,581
1721	28,886,853	26,681,203	1,700,000	1,584,581
1722	26,894,317	25,752,353	800,000	1,584,581
1723	24,226,922	21,414,917	2,600,000	1,584,581
1724	27,800,769	25,493,504	2,200,000	-

第4表　東インド会社借入及び返済

	期末残高（1月31日）	借入高 2月1日～1月31日	返済高 2月1日～1月31日
1735	1,200,000	6,100,000	4,200,000
1736	3,100,000	5,400,000	3,700,000
1737	4,800,000	4,500,000	4,500,000
1738	4,800,000	5,900,000	5,400,000
1739	5,300,000	3,700,000	3,900,000
1740	5,100,000	3,800,000	2,300,000
1741	6,600,000	3,300,000	3,200,000
1742	6,700,000	2,200,000	1,800,000
1743	7,100,000	700,000	2,900,000
1744	4,900,000	3,600,000	4,600,000
1745	3,900,000	3,200,000	5,100,000
1746	2,000,000	4,700,000	4,200,000
1747	2,500,000	1,900,000	1,900,000
1748	2,500,000	3,300,000	4,200,000
1749	1,600,000	1,000,000	2,000,000
1750	600,000	500,000	600,000
1751	500.000	1,100,000	1,600,000

6％の利益を得たといわれる。18世紀に入ってからは，銀が減産する一方，これに代って，ブラジルの金が，メシューエン Methuen 条約によってロンドンに流れ込むという不利な条件が作り出されたにも拘らず，アムステルダムがよくその貴金属取引市場の地位を守ったのは，ひとえにこの制度のお蔭であった(15)。

C　貸　　付

アムステルダム振替銀行は，私人への当座貸越等の貸付は一切行わず，又，手形割引も全くみられなかった。そして，毎年の貸借対照表でみる限り，預金に対して支払準備率は常に高く，略90％台を維持していた。従って，貸付は，例外的事例に属したといってよいであろう。

この銀行から最も巨額の信用供与を受けていたのは，東インド会社 De Vereenigde Oost-Indische Compagnie (アムステルダム社 Kamer Amsterdam) であった。この貸付は，1619年の貸借対照表にその姿を現し，後32年から48

年迄は消え去っている。そして，その後，戦時期には負債が急速に累積し，平和が回復すると数年掛りでこれがなし崩しに返済されるのが普通であった。この貸借対照表では，その年度内の貸付残高しかわからないが，幸1700年以降は，その年度の貸付総額と返済総額が判明している。それによると。（第4表）東インド会社は，その船隊の艤装費（特に，輸出用の銀！）として，100～300万バンク・グルデンを2.5％～3.5％で借入れ，インドからの船団が帰航し積荷が競売された後に，これを返済している。この金額は，銀行の預金高900～1,100万バンク・グルデンにとって相当大きな比重を占めていることがわかる。勿論，この貸付の一部は，帳簿上の当座貸越によってはいたが(16)。

これに対して，アムステルダム市やホラント州への貸付は18世紀末迄はそれ程大きな金額には上らなかった。州や市は，ヴェネチアやバルセロナの場合と異り，銀行から巨額の貸付を引出してその支払準備を危くすることがないよう常に慎重に振舞っていた。但し，市は，1689年，それ迄の繰越利益を市の手に回収し，その銀行への負債の返済に宛て，その後も何度か同様の処理を行って来たことは念頭におくべきであろう。（第2表）。市は最初3％，1645年からは4％の利子を銀行に支払った。ホラント州も貸借対照表に20～30万バンクグルデンの負債を残しているが最初は6½％，1641年からは5％の利子を支払った(17)。

この他，銀行は，市や政府に代って，色々の貸付を行っている。1642年，銀行はホラント州議会の要請に応じて，東フリースラント伯 Graf von Ostfriesland に15万バンク・グルデンを，2年後にエムデン市 Stadt Emden に5万バンク・グルデンを貸付けた。当時，エムデンの属する東フリースラントは，三十年戦役のさ中にあり，マンスフェルト伯 Graf von Mansfeld の率いる新教軍の駐屯費支弁に窮してオランダに借款を申出たのであったが，アムステルダムも，その通商の相手として重要なエムデンとの友好関係を維持する上でも，この借款に応ぜざるを得なかった。この借款は，前者が1655年に，後者は1642年にそれぞれ完済された。この他，アルクマール市 Alkmaar

は，スヘル湖 Schermeer 干拓のため1634年，6万バンク・グルデンを借入れた(18)。

この他，注目すべきケースとして，市立抵当貸付銀行 Stads Bank van Leening への融資が挙げられる。この機関は1614年，当時のオランダで鬱勃としてわき上ったカルヴィニストの高利禁止運動の影響で，市が質屋の利子を引下げる目的で市が開設したもので（但し，一般の質屋の営業は禁止されなかった），これ迄の年利33¼％に達する高利を100グルデン以下には16¼％，100～474グルデンには9.6％，475グルデン以上の大口貸付には8⅔％と大幅に引下げた。そのため，小市民や職人の零細な消費信用の他に，商品や有価証券を担保とする貸付の途も開かれた。この機関は，1615年その営業資金40万グルデンを年利5分で借入れたが，そのうち20万は，振替銀行から出ている。従って，振替銀行の資金が間接的に商人に対する貸付に廻されたという推定も十分に成り立ちうる。しかし，この貸付は，早くも1621年に15万が，23年に5万が返済され，その後，未払利子が銀行の貸借対照表に残された儘になっていた。そして，この市立抵当貸付銀行は，その資金を，銀行債 obligatie や年金証書 rentebrief（5％）の発行によって，主として孤児管財院 Weeskamer の資産や民間の遊資を活用しえた(19)。従って，アムステルダムでは，振替銀行が，抵当貸付銀行を通じて―ロッテルダムやミデルビュルフの如く―商人に間接金融を行ったわけでもなかったし，いわんや，ハンブルク貸付＝振替銀行や王立プロイセン振替＝貸付銀行 Königliche Preunßische Giro-und Lehnbank の如く，両者を兼ね営んだのでもなかった(20)。

このように，アムステルダム振替銀行は，当座貸越禁止の規定を比較的よく守り，東インド会社に対する短期資金の融資を除いて大きな貸付は見られなかった。そして，銀行は，西インド会社にさえ，その経営状態の悪化を理由に貸付を許さなかった。又，連邦，州，あるいは市も，その慢性的な赤字財政にも拘らず，銀行からの借入れには殆んど依存しなかった。そのため，銀行は，18世紀末迄―あの1672年の危機に，ハンブルクやロッテルダムで生

じたような—支払停止には陥らずに済んだ。このように，銀行は高率の支払準備を維持し，何等の信用創造も行わなわなかった。その理由は後に触れるが，アムステルダムでみられな主要な信用授受は外国為替の引受によるものであり，割引は大規模に行われていなかったこと，他方，民間の豊富な遊資が貸付や公債発行の資金需要を充していたことによるものであろう。

(1) A. Smith, The Wealth of Nations 1776. Bk IV. chapt.3. pt.1. Digression concerning Bank of Deposit, particularly concerning that of Amsterdam. 確かに，ハンブルク銀行の方は，現実に流通している標準鋳貨（ターレル Thaler 銀貨）をもつて，3バンク・マルク Bankmark と定めたから，打歩は，外国から流入して来る悪貨を別とすれば，専ら預金に対する需給関係でのみ決った。A. Soetbeer, Beiträge und Materialien zur Beurtheilung von Geld-und Bankfrage mit besonderer Rücksicht anf Hamburg. Hambrug 1855. S. 162.

猶，1619年に設立されたヴエネチア『振替銀行』Banco del Giro では，標準通貨いよる預金を貸方に記入する際，その$^{5}/_{6}$をもって，計算した。従って，この場合，銀行通貨 ducato banco は，現金ドゥカート ducato effetivo に対して，20%の打歩がついた上，実際に流通している削取られたり，磨滅した鋳貨の場合には，一銀行貨幣への需要のいかんも加わり一これを越える打歩が成立することになった。Dumbar, op, cit., pp. 330—2.

(2) A. Andréadès, The History of the Bank of England 1640—1903. 1903. p. 81. や M. Weber, Wirtschftsgeschichte. München 1924. S. 221. は，アムステルダム振替銀行が，純銀本位制をとったかのような説明を行っているがこれは誤りである。猶，ハンブルク銀行は1770年に，純銀本位（1ケルン・マルク＝24バンク・マルク）の振替口座を設け，90年から，全口座をこの勘定に切替えた。Sieveking, Die Hamburger Bank, p. 149.

(3) Dillen, Oprichting, blz. 354—362.

(4) aldaar blz 370.

(5) Mémoire touchant le négoce et la navigation des Hollandois, uitgeieven door J. P. Blok. *Bijdragen en Mededelingen van het Historisch Genootschap.* XXIV (1904) blz. 318. V. Barbour, Capitalism in Amsterdam in the 17 th century, (Ann Arbour Paper Backs) 1963. p.47. John Law, Mémoire sur les Banques 1716. en: Œuvres complètes de John Law, ed. par P. Harsin. Paris 1934. t. II. pp. 270, 272. ローは，アムステルダム振替銀行を一種の発券銀行と解していたがこれ，は明らかに彼の誤りである。

(6) Sneller, De Rotterdamsche wisslbank blz. 152.

(7) Bronnen, nos. 46, 50. (4 juni 1621). 但し，振替業務は，禁止された。両替商人は法的には禁ぜられていたが，1615年の前記 van Beaumont によると，『私営両替商人が再び非常に喰込んで来た』no. 39. といわれ，1645年の1パンフレットによると，特定の種類の貨幣を家々を廻って売歩いているものがいた。又，1661年，連邦造幣監督官の苦情によると，主としてドイツ，ポーランド系ユダヤ人が『殆んど全州や全都市を歩き廻りあらゆる種類の貨幣を買集め両替していた』Dillen, Geld-en Bankwezen. blz. 140. Oprichting, blz. 354.

(8) Johan Phoonsen, Berichten en Vetoogen raackende het bestier van den omslach van de wisselbank tot Amsterdam, uitgegeven door J. G. van Dillen. *Economisch-Historisch Jaarboek* VII (1921) blz. 41, 45—6, 48—9. フォーンゼンによると，アムステルダムでは，両替商 wisselaar, 出納業者 cassier, 銀行貨幣の公認仲買人 makelaar in't bankgeld 及びもぐり仲買人 beunhaas の数は20～25人に達し，彼等は『確かに曾ってのように粗暴ではなくなった』blz. 46. このフォーンゼンの提案は，猶，銀行貨幣の打歩を5％に固定すること。更に鋳貨を担保とする貸付を行うこと，の二点を含み，結局，最後の点のみ実現した。

(9) Bronnen nos. 318, 425. 1751年には，出納業者は，『商業に不可欠』dat oock de cassier de welken in de commercie niet kunnen worden ontbeerd といわれた。no. 440.

(10) De Jong-Keesing, De economische crisis van Amsterdam in 1763. Amsterdam 1939. blz. 153. W. C. Mees, Proeve eener geschiedenis van het bankwezen in Nederland in den tijd der Repubriek. Rotterdam 1838. blz. 250. これらの出納業者の預金証書 kwittantie は，一種の小切手 chèque として通用しており，非常に多数の手を転々とするため，1776年遂に10回以上の譲渡は禁止された。Bronnen no. 473.

(11) A. de Serionne, Richesse de la Hollande III Amsterdam 1778 pp. 214—8. E. Luzac, Hollands Rijkdom. Leiden 1770—1776. III blz. 392.

このような当座貸越は，飽く迄も短期のもので金額も，大きなものとは考えられない。例えば，競売の時等，商人は，この当座貸越の便宜があればこそ，自分の預金残高以上入札が出来たが，出納業者も，当該商人の経営状態を熟知し，その返済能力を認めた上で，それを許した。セリオンヌは，この出納業者が国内商業に対して，振替銀行が外国貿易に与えたのに劣らぬ便宜を提供したとしている。Serionne, ibid. pp. 216—7.

(12) このような出納業者がにないロッテルダムでは，市の振替銀行が1645年に『現金振替銀行』を併設したが，外国為替取引のそれ程大きくないロッテルダムでは，この方が，銀行貨幣建振替よりも利用された。Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank. blz. 142.

(13) Van Dillen, Oprichting blz. 372—4 Bronnen nos. 71, 72, 75. オランダは，輸入された金銀地金や外国鋳貨の再輸出を禁止し，オランダの鋳貨の形でしか，金銀の輸出を認めていなかった。然し，その禁止の実効はなかった。猶，1647年から59年迄は，輸入された地金や外国鋳貨はその3分を限度として再輸出することが許された。Van Dillen, Amsterdam als wereldmarkt der edele metalen. blz. 243—5.

(14) Bronnen. no. 371. 更に，オランダからは，バルト海方面，ポーランド，ロシア，トルコ，東インド等へ，大量の輸出用鋳貨（銀デュカトン zilveren ducaton や金デュカート gouden ducaat）が送り出され，外国の商人達も，アムステルダムでこれらの鋳貨を購入してこれらの地方に輸出した。イギリス東イドン会社も1660—1670年，ここで年々7～800万グルデンの銀デュカトンを買入れている。
Van Dillen, t. a. p. blz. 255.

(15) Van Dillen, t. a. p. blz. 266. Phoonsen, t. a. p. 91—2. この他，アムステルダムにはポルトガルのクルサード crusado 金貨，スペインのメキシカン Mexicaan, フランスのルイ金・銀貨 Louis が流入している。（銀行の支払準備内訳 Bronnen. blz. 803 vv, をみよ），1720年のジョン・ローの企画の際には，フランスから夥しい正貨が流入した。

(16) Bronnen blz. 948 vv. 279 vv. 利子率は，1619—21…6¼%，22年…5%，53～55年4½%，56～61年…4%，62～65年3½%，65年には4%，85年に3½%，1723～46年2.5%，46年3%，48年3.5%，49年～82年は3%で，公債利子年の2¾～2½%に比して高い点に注意。

(17) Bronnen, blz. 956 vv. アムステルダム振替銀行は，国や市の公金取扱は行っていない。

(18) Van Dillen, Oprichting blz. 375, Bronnen nos. 62, 70, blz. 54 noot 2, 720 noot 1,

(19) H. J. Westerlng, Uit de geschiedenis van de Banken van Leening in Nederland. II. *De Economist*. 1914. blz. 693 v. L. Jansen, Geschiedenis van de Stads Bank van Lening te Amsterdam. 1614—1646. Amsterdam 1964 blz. 20—22, 51. van Dillen, Oprichting, blz. 378—9. この他，造幣所 munt や鋳貨検査官 essaijeur への債権が記載されているが，これは恐らく，貸付ではなく，一時的な，移管であろう。

(20) Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank. blz. 161 vv. Sieveking, Die Hamburger Bank, p. 131. 又，ミデルビュルフについては，Bronnen, 1193 vv.

Ⅳ　アムステルダム振替銀行の没落

アムステルダム振替銀行は，1780年代迄，口座数や預金残高では18世紀初頭とさして変ることのない水準を保ってはいたが，その陰では，既に1732年

以降，その財務構成の悪化が進行しつつあった。その最たるものは，東インド会社への貸付の焦付きである。この貸付は，元来，その年度内に返済さるべき短期融資の性質のものであった。しかし，東インド貿易は，ヨーロッパ列強の間で戦火が交えられるとその煽りですぐさま休止状態に陥りその借入金を返済できぬため，負債に累積する一方であった。而も，東インド会社は1736年以降損失が相次ぎ，社債 obligatie を発行して赤字を埋めている有様であった。それでも会社は1726～65年，70～78年の間は，負債を完済してはいた。然るにその直後に来たったアメリカ独立戦争（第4次蘭英戦争 De vierde Engelse Oorlog）は，会社に文字通り死の一撃を加え，再起不能の状態に陥入れた。そして銀行からの借入れは実に765万バンク・グルデンに達した。他方，この間破滅に瀕したアムステルダムの商業を救済するため，市は1782年市立貸付機関，Stads Beleeningskamer を設立し，有価証券及び商品に，その評価額の¾を越えぬ範囲で，それぞれ3½％及び4％の担保貸付を行ったが，市の財政はこれに耐え切れず，結局，銀行がその資金の全額，208，7万バンク・グルデンを肩代りした。その上，市自身もスリナメ会社 Societeit van Suriname の社債やホラント州の公債を担保として，92，8万グルデンを借入れた。このため，銀行の支払準備は，一挙に預金高の⅓以下に下落した(1)（第5表）

然し，アムステルダムの振替銀行を決定的衰退させたのは，こうした不良債権の増加よりも，アムステルダム商業の衰退に伴う為替取引の減少であった。もともと，この銀行は，国内商業よりも，外国為替の受入・支払に利用されていたが，為替取引が減退し，殊に大商人＝金融業者が為替取引から手を引き，公債取引にその基盤を移すに従い，彼等は最大の預金者群を構成せず，出納業者にその地位を譲った。その結果，振替銀行は寧ろ彼等の交互計算の機関となりつつあった(2)。然しともかくも，預金高がそれ程減少していないのは，まだ鋳貨抵当貸付がよく利用されていたためであろう。そして，その後，愛国党 Patriottenbeweging の革命とオラニエ家の反革命の数年間も，その経営状態は決定的に悪化することはなかったが，当然，銀行貨幣

第5表　18世紀末，アムステルダム振替銀行貸付

年　次（1月31日）	預金残高	現金準備	東インド会社負債	市負債	市立貸付機関負債
1783	19,633,113	7,786,968	7,650,000	1,076,285	2,087,000
1784	18,122,804	6,014,134	7,650,000	1,476,285	1,934,499
1785	19,646,247	6,612,890	7,650,000	1,861,046	2,441,142
1786	18,849,480	5,316,273	7,650,000	1,841,046	2,747,428
1787	18,931,593	5,612,393	7,420,000	2,300,000	2,336,571
1788	18,413,488	3,754,766	7,420,000	2,300,000	2,707,814
1789	20,165,292	4,811,446	7,191,000	2,300,000	3,476,957
1790	21,720,778	7,726,607	6,961,500	2,360,000	3,534,499
1791	22,931,670	9,705,782	6,502,500	2,360,000	3,261,242
1792	17,292,295	8,408,441	6,273,000	-	2,452,285
1793	22,236,230	13,238,010	6,273,000	27,955	2,469,999
1794	17,626,968	8,471,075	6,273,000	48,358	2,616,999
1795	11,753,840	2,506,046	6,273,000	193,672	2,553,857
1796	10,157,217	1,689,279	5,940,000	85,617	2,215,057
1797	8,181,632	2,138,199	4,569,349	-	1,260,285
1798	6,566,365	3,308,710	3,992,599	-	1,091,714
1799	6,585,773	1,504,382	3,938,675	-	953,142
1800	7,152,347	2,135,895	3,900,983	-	914,571
1801	6,620,266	1,647,602	3,874,616	-	885,999
1802	5,671,344	1,433,337	3,170,899	-	845,428

Dillen, Bloeitijd. blz. 414.

第6表　ハンブルク貸付振替銀行

預　金　残　高　(Bankmark)			
1619	706,780	1763	10,679,178
1620	734,197	1766	6,000,000
1630	296,776	1772	3,500,000
1635	712,548	1788	4,667,941
1640	1,731,947	1789	7,000,000
1655	1,443,921	1792	13,000,000
1670	3,139,011	1795	17,000,000
1714	4,000,000	1799	38,500,000
1751	5,710,000	1800	41,298,026
1757	6,000,000		

A. Soetbeer, a. a. O. S. 31.
Bankmark＝0.55～0.6 stuiver.

の打歩は下落し，1790年頃には，ロシア，スウエーデン，オーストリアの起債のため正貨が逼迫し，銀行貨幣の打歩は0となった(3)。

1795年，アムステルダムはフランス軍の手に陥ち，これと呼応して政権を奪った革命派がバタヴイア共和国を建設すると，このためにイギリスとの関係は険悪となり，一切の海上貿易を営む途が閉されてしまう。かくて，為替貴金属取引はハンブルクに移り，アムステルダム振替銀行の凋落を尻目に，ハンブルク銀行の預金は，一躍三倍近くに跳上った。（第6表）しかも，この銀行が，1790年から銀重量建の純銀本位制 Reinsilberwährung にその振替口座を統一したため，銀行取引は，一層容易となっていた(4)。

さて，1795年の革命後，振替銀行の会計がアムステルダム市の革命委員会の手で公開され，その危機的な財政状態が明るみに出された。振替銀行側も，市に対して，貸付の早急な回収の必要を訴え，アムステルダムの商人達もその商業を復興するための必須の条件である，振替銀行の信用回復，準備率引上を熱望していたから，その後1802年迄に市及び政府の手でそのための努力が行われて来た。第一には，もはや不必要と考えられた市立貸付機関は清算され，その貸付の回収が図られた結果，この機関の銀行への負債残高は95年の255.3万から，95.3万迄減少した。他方東インド会社への債権は，革命当時627.3万に達し，市がこれを肩代りして，会社から3％利付社債を受取っていた。然し，会社は辛じてその利子を払えるのみであり，遂に99年，一切の領土，財産と共にその負債を国に引継いでその歴史を閉じたのであった。そして1802年，アムステルダム市当局 het intermeditair Gemeentebestuur は，国の同意の下に市及び振替銀行の財政建直しのため市民に対してその財産額の2％を強制公債として徴収しその収入を銀行に払込んだ結果，その支払準備は再び100％に復した。こうして，アムステルダムは，アミアンの和約後の仲継貿易再開に備えたのであったが，その期待も空しく裏切られ，英国の海上封鎖のため仲継商業は杜絶した儘，銀行の預金高は5～800万バンク・グルデンという革命前の⅓の低水準にあった。更に1810年オランダがナポレオンのフランス帝国に併合せられるや，フランス政府による

正貨準備差押えを怖れる預金者が引出に殺倒し，預金は更に半減した(5)。これに引換え，出納業者は，次第は市立振替銀行の地位を奪い，1803年には，幾つかの業者が合同して『合同金庫』de Associatie-Cassa を設立し，又1813年には，『出納金庫』De Ontvangst-en betaalkas が生れるなど，大きな民間の振替銀行が生れていた(6)。

続いて1814年，オランダが独立を回復してベルギーと一緒にウィルレム一世を国王に戴くネーデルラント王国 Het Koninkrijk der Nederlanden を作るや，当然新国家の経済政策の中でこの振替銀行をどのように扱うべきかが問題となった。アムステルダムの商業資本家は，ホープ Hope やウィリンク Willink のような大金融業者を先頭に，振替銀行の復興，殊にハンブルクに倣った純銀本位制の採用を訴え，又，東インド植民地物産の競売の際には，購入者に振替銀行を通じて払込を行うことを義務づけるよう要求した。然し，国王は，既に革命期から計画されていた新しい発券銀行—割引，貸付，預金を行うネーデルラント銀行 De Nederlandsche Bank (1814年設立)—の強力な推進役であったから，振替業務は，支店網を有するこの銀行に行わせることを主張していた。然るに，600グルデン以上の為替を総て自行を通させる特権を振替銀行が有している限り，新しいこの銀行の活動分野はそれだけ縮少されよう。そして，新王国の下で—まだ昔の悪貨は完全に駆逐されてはいなかったにせよ—漸く新しい貨幣制度が実現し，1グルデン=100セント cent という，計算貨幣と同じ名称の銀貨が実際に鋳造されて，もはや曾つてのような貨幣制度の混乱はみられなくなった以上，現金グルデン courant-gulden と，それに5％前後の打歩のついた銀行グルデンの二本立は無意味であったし，民間にも大きな振替銀行が生長しつつあった。又，アムステダム以外の商業都市，ロッテルダムやアントウェルペンも，為替の振替銀行への払込義務に強く反対した。政府は，アムステルダム側の強硬な要求に妥協して，振替銀行の存続を認め，1814年新しいネーデルラント銀行に振替業務を許可する際，私人への当座貸越を禁止した(7)。しかし，振替銀行の活動は，その後5年間休眠状態を続け，最早誰の目にも，その存在が無意味

であることが明らかとなった。そこで1819年国王は『商業の要求は，ネーデルラント銀行の活動で十分間に合うため，振替銀行の復興はもはや何等の利益ももたらさない』として，その廃止に踏切った(8)。その後1824年アムステルダムの商業復興の方策としてその再建が提案されたこともあったが全く顧みられずに終った(9)。

(1) Van Dillen, Ondergang blz. 416 vv. J. C. Breen, Eene Amsterdamsche Crediet-Instelling uit het laatste der 18de eeuw. *Tijdschrift voor Geschiedenis, Land-en Volkenkunde* XV (1900) blz. 137 vv.

(2) De Jong-Keesing,t. a p. blz. 153.

(3) Bronnen no. 493.

(4) Sieveking, Die Hamburger Bank, p. 156.

(5) Van Dillen, t. a. p. blz. 430—1. Bronnen no. 601, 602, 604.

(6) Mees, t. a. p. blz. 250—4. A. M. De Jong, Geschiedenis van de Nederlandsche Bank. Haarlem 1930 I blz. 276.

(7) Bronnen nos. 651, 652, 653, 668—9. De Jong, t. a. p. I. blz. 39v. W. M. Zappey, De economische en politieke werkzaamheid van Johannes Goldberg (1763—1828). Alphen an den Rijn-Brussel 1967 blz. 164—7. バタヴィア共和国時代の蔵相ホーヘル J. I. A. Gogel は，1798年『全国貸代＝割引＝預金銀行』Algemeene Nationale Beleen-Diskbonto-en Depositbank（資本金は500万グルデンで最初政府の全額出資，後民間に移管）の計画を立てたが，アムステルダムの商業資本家達は，とり合わず，又，1802年に，彼が，ホールトベルフ Johannes Goldberg や，ファン・ハル C. M. van Hall の協力を得て作り直した株式銀行案も，紙幣が乱発されて，アムステルダム金融市場が破壊される危惧を抱く政府当局によって却下された。J. A. Sillem, De politieke en staathuishoudkundige werkzaamheid van Isaac Alexander Gogel. Amsterdam 1864 blz. 316—346.

(8) Koninklijk Besluit 19 dec. 1819 (Bronnen no. 674).

(9) N. P. van den Berg, Plannen voor een staatsdomeinbank en een stads-girobank. *Verslagen en Mededelingen der koninklijke Academie van Wetenschappen* Afd. Letterkunde IVe reeks afl. 8 (1907). blz. 207 v.

第2章　アムステルダム金融市場の構造

このように，アムステルダム振替銀行は，原則として貸付や割引には携わらず，積極的に信用創造を行おうとはしなかった。又，私営の出納業者がそ

の預金者に許した当座貸越も，決して大規模のものではなく，而も，18世紀後半に漸く始ったものであった。とすれば，既に17世紀半ばからヨーロッパ随一の資金量と低利を誇ったかの金融市場は，いかなる信用関係の上に立脚していたのかをこれから検討しておきたい。

I　外国為替—割引と引受信用—

16世紀末迄のアムステルダムは，ホラント北部のホールンやエンクハイゼンと同じくバルト海やスカンディナヴィア方面と，フランスや南ネーデルラントを結ぶ仲継貿易港に過ぎず，アントウェルペンを通じて他のヨーロッパの諸都市と連繋することが出来たに過ぎなかった。然るに，アントウェルペンの開城後は，この世界的市場の持っていた商業圏が悉くアムステルダムに合流し，又，東インドや新大陸貿易の興隆がこれに付加って，アムステルダムは，一躍，世界の仲継市場の地位を獲得した(1)。然し，このような仲継市場では，商業信用の展開は全くといって良い程見られなかった。即ち，アムステルダム内の取引は，原則として，商品引渡後6週間目に現金で決済される慣習になっており，即金の場合1½％の値引 korting が認められていた。もっとも，事情の如何によっては，2～3ヶ月の長期の信用供与も見られたが，仲継貿易市場の商人は，概して信用を受けることを嫌い，従って他方ではその商業信用も限られざるを得なかった。従って，アムステルダムでは，内国商業手形の振出しも，その割引も勿論見られなかった(2)。それでは，外国との取引はどうであったか。確かにオランダの商人は，屢々外国の生産者に現金支払，時には前渡しを行う一方，輸入国に対しても，長期の掛売を認めていた。例えば，彼等は，スペインの羊毛やフランスの葡萄酒，ユトランドの黒牛あるいはイギリス等の植民地の物産を買占め，生産地の商人よりも安い価格で仲継市場に送っていた。そして他方，南ネーデルラント（ヴェルヴィエ Verviers）やドイツのアーヘン Aachen の織元達の羊毛，石鹸，オリーヴ油等の買付には21ヶ月の長期の信用を認めていたし，デンマルクやスコットランドでは，小売商にすら1～2年の長期の売掛を行っていた(3)。然

第7表　アムステルダムの為替取引都市

フランス

都　市	開始年	ユーザンス	都　市	開始年	ユーザンス
Paris*	1609	1ヶ月	Bordeaux	1683	1ヶ月
Lyon*	1683	〃	La Rochelle	1683	〃
Rouen*	1585	〃	Nantes	1683	〃
Lille	1634	〃	La Baynne	1731	〃

スペイン・ポルトガル

都　市	開始年	ユーザンス	都　市	開始年	ユーザンス
Sevilla*	2ヶ月	1585	Bilbao	1731	2ヶ月
Cadiz	〃	1680	Lisbon*	1585	〃
Madrid	〃	1676	& Oporto		

イタリア

都　市	開始年	ユーザンス	都　市	開始年	ユーザンス
Venezia*	1609	2ヶ月	Livorno	1680	2ヶ月
Genova*	?	〃			

スイス

都　市	開始年	ユーザンス
Genève	?**	?

イギリス

都　市	開始年	ユーザンス
London*	1609	1ヶ月

北海・バルト海沿岸諸都市

都　市	開始年	ユーザンス	都　市	開始年	ユーザンス
Hamburg	1585	1ヶ月	Riga	?**	?
Bremen	?**	〃	St. Petersburg	?**	?
Emden	1585	〃	Stockholm	1664	?
Lübeck	1585	〃	Copenhagen	?**	?
Danzig	1585	一覧後40日	Altona	1783	1ヶ月(?)
Königsberg	1731	〃 41日	Stettin	?**	?

ネーデルラント

都　　市	開始年	ユーザンス	都　　市	開始年	ユーザンス
Antwerpen*	1585	1ケ月	Liège	?**	1ケ月
Brussel	1734	〃	& Maastricht	?**	〃
Gent	1731	〃	Rotterdam	?**	〃
Brugge	?**	〃	Middelburg	1585	〃

ドイツ内陸部

都　　市	開始年	ユーザンス	都　　市	開始年	ユーゼンス
Köln	1585	一覧後14日	Breslau	1683	6週間
Frankfurt a. M.*	1609	〃	Berlin	1768	?
Nürnberg*	1634	一覧後15日	Wien	1757	一覧後15日
Augsburg*	?**	〃			
Leipzig & Hannover	1676	一覧後14日			

出典　N. W. Posthumus, Nederlandse Prijsgeschidenis I. 但し**印の付した都市は，Samuel Ricard, Traité Générale du Commerce. 5 éd. 1781, pp. 160—1 *は，アントウェルペンが1550年当時有していた為替取引都市（De Roover, Anvers comme marché monétaire p. 1018 による。）アントウェルペンは，この他，ブザンソン Besançon, ローマ Roma, ボローニア Bologna, フィレンツェ Firenze, ルッカ Lucca との間に為替取引を有した。

し，一般の商業都市間の取引では，商品の代金は，輸入商が発送と同時に送為替 remise で相手方に送付するか，輸出商人から，為替手形が振出されていた(4)。従って，隔地間商業においては，結局一切の信用関係は，この外国為替の上に組立てられていた。アムステルダムは，17世紀の初頭から，アントウェルペンに代って，ヨーロッパ最大の為替取引網を築いており，この為替取引の便が，アムステルダムの仲継商業を一層促進した。既に，1585年には，アムステルダムでは，ハンブルク，ダンツィッヒ，ケルン，アントウェルペン，リュベック，エムデン，セヴィリァ，リスボン Lisbon，ミデルビュルフ，ルーアン Rouen の10都市との間に為替相場が成立し，続いて1609年には，ヴェネチア，ロンドン，パリ，フランクフルト・アム・マインとの為

替取引が開けた。そして，既に1734年には，取引所でヨーロッパ内24の都市と直接為替が組まれていた(5)。このような，為替取引の中心としての地位は，勿論，アムステルダムが商品取引において，ヨーロッパ最大の仲継市場となり，各都市と商品取引関係が成立していたことによるものであったが，更に，これに加えて，次の二つの制度の恩恵を蒙っていた。一つは，アムステルダム振替銀行の存在で，種々雑多の外国の悪貨の流入を避け得ない仲継商業都市の宿命に，振替制度で対処し，外国為替の決済のため安定した通貨を提供したことであった。これに加えて，アムステルダムは，17世紀後半からは最大の貴金属取引市場となり，商人達は，いつも貴金属や貨幣の輸出入の自由を享受した。そして，オランダの仲継商業自体，常に入超を記録するバルト海地方，東インド，レヴァント，ロシア，あるいは近隣のリエージュ Liège, ユーリッヒ Jülich, クレーフェ Kleve, ヴェストファーレンには，絶えず自国の銀貨を輸出しなければならなかったから，他の諸国と異り，少くとも銀貨の輸出について何等かの制限を設けたことがなかった。こうして，アムステルダムは，ヨーロッパ内の貴金属の一大貯水池となり，為替相場が著しく不利になれば，商人達は，いつでも現送に切換えることができた。このようにして，曾つて，諸国間の国際収支の調整機能を果したリヨンやジェノヴァのような為替大市（メッセ）は，完全にアムステルダムの仲継市場に吸収され，貿易差額は，アムステルダム払の銀行グルデン建為替で相殺され，残りが金銀で支払われた(6)。

このような，為替を利用して，外国に代理店 agent, correspondent を有する大商人達は，金融業務を兼ね行い，屢々 "Banquier" と呼ばれていた。彼等は，外国に代理店を持たぬ商人や，直接の為替取引を結べぬ外国商人のため，送金為替を組んで手数料—金額の½%—を稼得した上，為替相場の変動や，三地点間の裁定取引 arbiterage を利用して利益をあげることが出来た。又，彼等は，送為替 trekken と戻為替 hertrekken を通じて，二地点の為替相場の差を得ていた。というのは，電信の利用される以前は，二地点間の為替には，必ず振出の期日から，支払期限迄の間に長期のユーザンス（猶予期

間）uso, *usance* が存在していた(7)。（例えば，ロンドン―アムステルダム，ハンブルク―アムステルダムは一ケ月，ヴェネチア―アムステルダムは二ケ月），そのため，為替相場は，両地点の通貨の平価 pari を基準に，更にその期間の利子が見込まれており，この基準線を中心として，為替の需給関係によって相場が建てられた。従って，もし，相手の居住する都市で為替によって支払を受けた商人は，代理店に命じて，それをもって戻り為替を組ませれば，両地間の相場の差額を得ることが出来た(8)。

然し，このような外国為替の操作による利益は，決して目新しいものではなく，既に，13世紀以来イタリアをはじめ各地の商人＝金融業者の手で行われていた。それに対して，アムステルダムで見られた独自の展開は，割引 disconto と，引受信用 accept-crediet にあった 。この割引の前提となる裏書譲渡 endossement は，既にアントウェルペンでは16世紀の後半には，事実上行われてはいたが，イタリア系や南ドイツ系商人の反対で法的には認められず，1651年のアムステルダムの市法 Willekeure が世界で最初の公認を行った。割引の方も，アントウェルペンでは 1600 年頃に現れたといわれているが，アムステダムに普及するのは，17世紀末のことと思われる(9)。そして，1701 年には，『ヨーロッパ内で支払われるべき為替が殆んどここから振出されたり，ここに送られ，割引かれ，売買されている』genoegsaem alle wissel-brieven die binnen Europa te betaelen staen, werden getrokken, geremitteerd of anders *gedisconteerd* en verhandelt（傍点，イタリックは引用者）と述べられ，一般化しているのが認められる(10)。通常，外国から送られて来る為替は，到着後，その所持者 houder が，これを支払人 betrokkene に呈示してその引受 acceptatie を請求し，この引受けられた為替手形を割引かせることができた。通常，ロンドン，ハンブルク，パリ振出の為替は，満期 vervaldog が振出期日の１ケ月後であり，又，イタリア，スペイン振出しのものは２ケ月後，ドイツ振出の場合では，一覧後14日払 14 dagen zicht であり，保持者は，取引所で，為替仲買人 wisselmakelaar を通じて，年３～４％の低い歩合で割引かせることができた。勿論，アムステルダムでは，商業

銀行は存在せず，主として大小の遊休資金を抱えた金利生活者が，これを割引いていたに止った。従って，金融業者—殊に大商人＝金融業者 koopman-bankier—は全くこれに関与しなかった。僅かに，ユダヤ人の為替商人 wissel-booden のみが，割引に従事したが，これは，割引歩合と共に銀行通貨の打歩の変動を利用しながら利益を上げていたに止った(11)。後，18世紀後半には，出納業者 kassier が，割引を行うようになり，商業銀行の萌芽が見られたが，大規模に行われた形跡はなかった。このように，アムステルダムでは，中世以来守られて来た外国為替取引の慣習を乗越えて，割引が導入されたが，それも，大規模に発展することなく終った。これは，割引市場に出された手形が外国為替手形で，引受の済んだものに限られ，しかも，到着後，ユーザンスの残り期間流通したに過ぎなかったためでてる。こうして，アムステルダム振替銀行による割引の，あるいは商業銀行設立の要求は全く見られず，いわんや，発券銀行の必要も存在しなかった。

これに対して，**引受信用** accept-crediet は，為替手形の流通期間を利用して隔地間の信用供与を行う制度であった。最初，この信用は，振出人又は裏書人が支払人の引受又は支払拒絶 protest van non-acceptatie of non-betaling に備え，取引先又は代理店に予めその際の支払代行，即ち**参加引受**を依頼するもので (acceptatie ter eere van trekker of endosseur, *acceptation pour l'honneur du tireur ou endossant*) 参加には，⅓%の手数料が支払われた(12)。アムステルダムの商人達は，外国の取引先にこのような便宜を計ったのみならず，一種の**白地信用** blanco-crediet を供与した。即ち，外国の取引先は，アムステルダムの商人に，債権を持たぬ時にも，為替を振出すこと—いわゆる**融通為替手形** *Finanzwechsel*, financiële wissel—を許されていた。そして，振出人は，これを売却して現金化したり，債務支払に充当し得た。一方，アムステルダム側は，支払期限が来ると，この金額と手数料に見合う為替を相手に振出し，これを売却してこれを相殺するか，さもなくば，相手方が，支払期限迄に他の支払人宛の為替手形を送り，引受人は，これを割引かれて現金化した。この慣習は，既に1675年に出版されたサヴァリー Jacques

Savary の『商人大鑑』Le parfait negocian の初版が指摘する所であり，アムステルダムの商人達は，保険や船積の斡旋と同様に，外国の取引先を撃止めるため，一種のサーヴィスとしてこの引受信用を供与していた。然し，その多くは，外国の取引先との交互計算勘定 rekening-courant に基く当座貸越の形をとり，それも，近い将来の為替による送金や商品の船積を見越して行われたのであり，信用の規模も商品取引の限度内に止められていた。いわんや，全く商品取引のない相手方への白地信用の供与は全く見られず，商人達も概して信用供与に慎重であった(13)。そして後，1757年～1763年の7年戦争の間，この引受信用の異常な拡大と，その反動として発生したパニックは―これについては，後段に触れるが―は，寧ろ，戦時下の販路梗塞や海上貿易休止下での異常現象に属する(14)。

(1) このアムステルダム商業圏の拡大には，アントウェルペン土着のフラマン系商人―例えば de la Faille―がアムステルダムのみならず，ケルン，フランクフルト，ハンブルク，更に，リヴォルノ，リスボン，カディス等へに散らばり，相互に取引関係を結んだことに負う所が大きい。W. Brulez, De Diaspora van de Antwerpse koopluj op het einde van de 16de eeuw. *Bijdragen voor de Geschiedenis der Nederlanden* XV (1960) blz. 279—306. 1609—11年のアムステルダム振替銀行の大口預金者320中，南ネーデルラント出身者は，半数を占め，ハンブルクでも，貸付＝振替銀行設立当時の42口座中32に及んでいた。

(2) Isaac Le Long, Den Koophandel van Amsterdam. 8de druck I 1753 blz. 356. 猶，東インドの香料取引は即金払であり，一方，植民地物産の小売商人 kruidenier は，2～3ヶ月後に支払いを行っていた。

(3) Barbour, op. cit. p. 94. Jacques Savary, Le parfait négociant. Paris. 1770—77 II p. 108. P. Lebrun, L'industrie de la laine à Verviers pendant le XVIII^{e} siècle et début de XIX^{e} siècle. Liège 1948 pp. 128, 133, 142, 443. 又，アムステルダムの羊毛問屋 tweede hand は，ライデンの織元に，21ヶ月払の商業信用（利率8%）を与えていたが，1683年，織元達は，直接，アムステルダムの取引所で，輸入商人から購入することに成功した。N. W. Posthumus, Geschiedenis der Leidsche Textielindustrie. Den Haag 1939 III blz. 773. ハールレム近郊の麻漂白業 linnenb[ekerij の場合，麻漂白はハールレムやアムステルダムの問屋商人の委託加工で，工賃が支払われるに止り，漂白業者は，漂白剤のあく asch 等の補助材を自己の計算で購入していたが，この場合にも，ハールレム等の輸入商から長期の信用を与

えられ，屢々その代金を，問屋商人へ振替えて，加工賃の中から先払せしめた。S. C. Regtdoorzee Greup-Roldanus, Geschiedenis der Haarlemmer Bleekerijen. Den Haag 1936 blz. 182.

(4) De Jong- Keesing, t. a. p. blz. 61. aantekening 1. 委託販売 Commissie-handel の場合，代金の支払乃至清算は3ヶ月後であったが，(Posthumus, t. a. p. blz. 773)，その場合，代金支払に先立ち，委託と同時に代金の¾程度が3～4％の低利で委託者に貸付けられ，代金支払の際に精算された。

(5) 第7表参照，従来アントウェルペンと為替取引のあった諸都市と並んで，ハンブルクを始め，この時期にアントウェルペンの亡命者の影響を受けて為替制度を導入したドイツ北欧都市が多いことに注意。猶，為替相場は，1625年の H. W. Aeckerle, Börsenpreiselisten 1624—1626. *Eco-Hist. Jaarboek* XIII (1927) blz. 209 Posthumus, Prijsgeschiedenis. I blz. vv. (1606以降) をみよ。17世紀末には，ジェネーヴが，ユグノー系金融業者の国際的金融網の中心であり，アムステルダムは，対仏戦争のさ中にも，この都市，あるいはジェノヴァを通じて，フランスやその同盟国へ送金していた。H. Lüthy, La Banque Protestante en France I. Paris 1959 pp. 229—30.

(6) 前出107頁，オランダの商人の代金支払に当って，その一部は，アムステルダム払の為替が歓迎された。

(7) Marperger, a. a. O. S. 332. Serionne, op. cit. IV pp. 43—6 によれば，アムステルダムで引受けられたり，振出されたりする為替は年間2億グルデン，その手数料収入が600万オグルデンといわれている。

(8) 前出79頁，殊に，アムステルダムの金融業者は，17世紀以降，戦争の度に諸列強—殊にイギリス—の，海外派遣軍への送金，あるいは同盟国への援助等の送金仲介で利益をあげた。C. H. Wilson, Anglo-Dutch Commerce and Finance in the 18th century. Cambridge 1914 pp. 91—94 及び，後出153頁。猶 Johan Phoonsen, Wisselstijl tot Amsterdam. Amsterdam 2de druk 1700. blz. 222.

(9) De Roover, op. cit., p. 99. Van der Wee, t. a. p. blz. 497. 1651年のアムステルダム市為替法 Willekeuren der Stad Amterdam van Wissel は Phoonsen, t. a. p. Bijlage blz. 4—5. に再録されている。

(10) Bronnen no. 373. 猶，『ホラントはおよそ世界中の割引の中心であった。』aldaar no. 434 (1749)

(11) Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank, blz. 157.

(12) Phoonsen, t. a. p. blz. 84. Savary, op. cit. I p.838.

(13) De Jong-Keesing,t. a. p. blz. 59—62. 18世紀後半には，ホープ Hope，クリフォード Clifford，ペルス Pels と云ったアムステルダムの屈指の大商人＝金融業者も，かなりこの業務に関係していた。猶，18世紀後半には，オランダの委託取引 Commissie-handel すら次第に原産地の商人間の直接取引に代りつつあったが，アムステルダムの大金融業者は，外国為替の引受や保険，船の手配等で，まだこれに

関与することができた。例えば，ボルドーの葡萄酒と，ケーニヒスベルクの亜麻の直接取引の場合については，S. Ricard, Traité Générale du Commerce 5e ed. Amsterdam. 1781. I p. 205.

(14) 本章　第4節をみよ。

II 担保貸付

アムステルダムでは，為替引受信用や割引がそれ程大規模に展開しなかった反面，商品ないし有価証券担保貸付 belening, deposit の方が一般に利用された信用の形態であった。これは，アントウェルペンから引継がれたものではない。アントウェルペンでは，取引所での売買の際，『預託』deposit あるいは『取引所契約』ditta di borsa と称せられる商業信用の供与がみられた。これは，次の清算日（四半期毎）迄，代金支払を猶予するもので，利率は，四半期について pro Messe 1¼～3％であった。そこで，フッガー家 Fugger 等の南ドイツ商人も，この制度を利用して得られた年利9％の資金を運用して，12％～13％の利益を収めていた。然し，これは大市の支払猶予の名残りであって，アントウェルペンの没落後は，フランクフルトのような大市に引継がれはしても，取引所における日常的取引に移ったアムステルダムでは，もはや見られなかった(1)。

アムステルダムでは，17世紀前半には，寧ろ，市立の抵当貸付機関 Stads Bank van Leening が，商業に対する金融機関の役割を果して来た。既に1593年，イタリアのピエモント Piemonto 出身の商人ウィッセル Hendrick Anthonisz Wissel は，連邦議会に対して，『為替取引所』Cambi『預金銀行』Banco, daer elck zijn gelt tot redelijck profijt mach depociteerem 公益質屋 mons pietatis と並んで，低利の商品担保貸付機関 mensa argentaria 及びポルトガルに見られるような Alfandingh ないし Duana. 即ち，商品担保貸付のため特設された倉庫＝商品陳列所の設立を請願しているが，顧みられずに終った(2)。その後1614年，アムステルダムで，質屋利子引下のために全国に先駆けて市立抵当貸付銀行 Stads Bank van Beleening が設立され，500グ

ルデン以上の大口貸付の利子率が8⅔％迄引下げられた結果，商品担保貸付の途が開かれることとなった。この銀行は，店頭に搬入された商品，有価証券—毛織物，亜麻，市・州債 obligatie 等——の他に，倉庫に保管された穀物も，鍵と引換えに担保として受容れた。そして，市は1656年，『抵当貸付銀行が鍵と引換えに担保として bij transport 受取った倉庫の穀物はその倉庫に市の封印を付して厳重保管し，他の債権者に対して〔当銀行が—引用者〕が優先権を保有する』commissarissen van de banck van leeninghe, bij transport ontfangen hebbende de sleutels van de packhuysen, met coorn beleyt, aen de voors. packhuysen latende hangen het slot van dese stadt, wel bewaert souden sijn ende preferentie hebben voor alle andere crediteuren van den transportanten. ための特許状を要求したが，結局，結論をみずに終った(3)。

然し，市立抵当貸付銀行の商品担保貸付は，それ程大規模には展開せぬ儘，17世紀後半には殆んど行われなくなり，この機関は，小市民や職人の零細な消費貸付を行う質屋と化してしまった。それは，この銀行が，一方ではコストの高い資金—市や孤児管財院からの4％での借入や3～3½％の債券発行—に頼る一方，経費の嵩む零細な貸付（＝質屋）業務を行っており，大口の貸付に8％以上の高利を要求せざるを得なかったからである。然るに17世紀後半のアムステルダムには，半世紀間の仲継商業の繁栄の結果，豊富な資金が蓄積されたが，仲継商業自体は一種の飽和状態に達し新たな投資を受入れる余地がなくなり，オランダ自身の経済的発展も頭打ちとなっていた。かくて，このような遊休資金が，金融市場に向った結果，公債利子率さえ，せいぜい6％，通常は3～4％に下落していた。そのような，低利の民間の資金が，商品担保貸付に向けられるようになると，8％の市立抵当貸付銀行の貸付は全く顧り見られなくなり，又，マージンの低いオランダ商人がこれを利用することは不可能であった。

17世紀後半に，アムステルダム仲継市場で重要な金融的機能を果していたのは，『二次商人』"tweede hand" と呼ばれる問屋であった。彼等は，外国

貿易商人 zee-handelaar から，6週間払で商品を買取り，これを仕分した上で倉庫に保管し屢々加工をも行った上，輸出商人に売却していた。彼等は自己計算でこのような取引を行う他，商品の委託販売 commissie-handel をも引受けた。その場合，『二次商人』は，委託商品の価格の⅔～¾の金額を委託者に3～3.5％の低利で前渡ししていた。アムステルダムの仲継市場に蝟集した各地の貿易商人はこのような便宜を得ることが出来たのみならず，更に，直接取引所を通じてその商品の担保貸付をうることが出来た。即ち，在庫を抱えながら，値上りや好況を待っている商人は，その資金繰りのため，取引所で貸付仲介人 belenings-makelaar の斡旋で，遊休資金を抱え貸付先を捜している隠退した商人あるいは寡婦と担保貸付契約を結ぶことが出来た。その際，担保の評価額は，取引所速報 Prijs-courant 記載価格により，その⅔，場合によっては¾ないし⅘迄の金額が3～3.5％で貸出され，担保又は倉庫の鍵が引渡された。そしてこの貸付証書 leencedullen は自由に売買譲渡された。勿論，幾つかの商品，例えば葡萄酒やブランディーの如く目減りの激しいもの，あるいは乾葡萄，李，油のような変質し易いものものは，担保が無価値となるため借入は困難で，担保評価額は，市場価格を10～30％，時には40～50％も下廻った上，貸付も短期間しか認められなかった。もし，後に市場価格が貸付の際の担保評価額を下廻った場合，借入人は，貸付人にその差額を直ちに返済 (surplus betalen) しなければならなかった(4)。又，取引所に稀にしか姿を見せぬ商品もその評価が困難なため担保になり得なかった。この他，商品以外に公債，社債，株式，あるいは船の持分も担保として認められていた。後，18世紀後半に入ると，個人の担保貸付に加えて，漸く——一般商人の兼業から—独立して専門の業務となった保険業 assurantie も，その余剰資金を貸付に向けるようになって，この分野で重要な地位を占めた。例えば，その一つ，アドリアーン・スハルフ Adriaan Scharff は，1763年2月から同年7月にかけて，4,200グルデンから31,000グルデンに及ぶ25件，合計24.8万グルデンに達する貸付を行っているが，これは，後に述べる1773年恐慌を救済するため市が特設した商品・有価証券担保貸付基金

(『信用維持基金』Fonds tot maintien van het publiek crediet) の1月15日から9月22日迄の8ヶ月間の貸付額36件，552,300グルデンの半ばに達する。その後，1782年にアメリカ独立戦争によって惹起された経済危機を緩和するために設けられた市立貸付機関 Stads Beleeningkamer も，民間の有利な投資機会を奪うと云う反対に押され，早くも96年には清算されてしまった(5)。

このような，民間の遊休資金による低利の抵当貸付と云う，アムステルダム金融市場が貿易商人に与えた最大の便宜のために，オランダの商人達は，長期の掛売あるいは前渡によって，外国市場を独占することが出来た。既にピーター・ド・ラ・クール Pieter de la Court は，オランダ商業繁栄の一つの理由をここに求め，誇らしげにこう述べていた。『商人が年3～4.5%の低利で—しかも担保なしでさえ—借入れることができるのは，ホラントの商業にとってこの上もなく有利なことである。他国では商品を担保としてももっと高い利子を支払わねばならず，不動産でさえもそうである。ホラントの商人は，いかなる季節にも，将来の収穫や製品 aanstaande gewassen en goederen を前金で買付け，他方これを掛けで売る ter borge verkoopende ことができる。これは高い利子を気にかける，他の国民のなし能う所ではない。これこそホラントが他の国民からその商取引を奪去った手段の一つである(6)』。

然し，ロッテルダムのような二流の貿易港では，民間の遊休資金が乏しく1635年に設置された市立抵当貸付銀行 Stads Bank van Leening が17世紀後半ですら積極的な商品担保貸付を行わねばならなかったが，その貸付資金は，振替銀行からの年利5.5%以下の低利の融資に仰がねばならなかった(7)。然し，このような高利の商品担保貸付では，『二次商人』の即金買取りや低利の貸付の便宜の存するアムステルダムには対抗できぬため，ロッテルダム市当局は一層低利の商品担保貸付を条件として，幾つかの商品の指定市場 stapel を自市に誘致せんと企てた。例えば1699年12月，市は，ヴェストファーレンの領邦の一つ，テクレンブルク＝ベントハイム伯領 Grafschaft

Tecklenburg mit Betheim 産麻織物のアムステルダム総代理輸出商 Generale Factoor であったアレント・ウェステルホッフ Arent Westerhoff と契約を交し，その輸出指定市場―主としてイギリス及び西インド方面―をロッテルダムに移す代償として，月0.3％（年3.6％）の低利で，委託販売で送られて来た麻織物が売れる迄，その価格の⅗を抵当貸付銀行がウェステルホッフを通じて委託者に貸付けること認めたが，その資金は全額振替銀行から無利子で市立抵当貸付銀行に廻された(8)。又，市は1670年には，オーストリアの専売品であるイドリア Idria の水銀の指定市場を誘致するため，ブルハルト・ヘーステフェルト Burchard Geesteveld と契約し，麻織物と同じく，年利3.6％の担保貸付を認めた(9)。

この契約は，振替銀行の流動性を著しく損ずることとなった。そして1672年，第三次蘭英戦争が勃発して麻織物の主たる販路であったイギリスとの交易が杜絶するや，抵当貸付銀行は，その担保を競売に付しても猶且つその貸付を回収しきれず，その煽りで，振替銀行自身も現金支払停止を余儀なくされた(10)。後1717年，抵当貸付銀行は商品担保貸付を再開したが，最早その意義は著しく減退していた。然し，ロッテルダムでは，アムステルダムと異り，これに代る民間の貸付資金に乏しいため，別個の貸付機関設立が企てられた。1720年，株式会社設立ブームがオランダ全国を席捲した時，ロッテルダムもいち早く『保険＝割引＝貸付会社』Maatschappij van Assurantie, Discontering en Beleening van de stad Rotterdam が創立された。この会社は，主要な業務たる海上・火災保険―schepen en goederen, packhuysen koopmanschappen, voor brand en voorts voor alle andere dangien と並んで手形割引，有価証券及び商品への担保貸付をもその定款に謳っていた。然し，実際の払込は，資本金1,260万グルデンの5％に止まり，資金不足を恐れた会社は，設立直後の1720年7月8日に，市に対して，国庫預金を除く振替銀行の全預金を，為替手形の割引，国債や東，西インド会社株を担保とする貸付ないし，両会社への貸付に利用，しその代り預金者に年1½％の利子を支払うことを提案した。然し，市は，振替銀行の流動性が損われることを

恐れてこれを拒否し，代りに100万グルデンを越えぬ金額を年利1％で孤児管財院や郵便事業の遊資より融資することを決定し，8月13日に20万，10月29日に30万が実際に貸付けられた。このため，ブームに続くパニックの中で，手形割引等に資金を投下していたこの会社がよく持ちこたえることが出来たのである。1743年に，会社は不要となった最後の借入残高10万グルデンを，将来必要がある時同一条件で貸付けることを条件として，市に完済してしまった(11)。アムステルダムが，1720年の，この種の会社設立企画に全く冷淡であったのは，保険も，割引，貸付も，民間の個人又は合名企業で十分その要求を充していたからに他ならない。

(1) Ehrenberg a. a O. I S. 148 Anm. 84 II SS. 26, 250.

(2) Westerling, t. a. p. blz. 693.

(3) Jansen, t. a. p. blz. 51—52, 54. Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank, blz. 168.

(4) Sneller, De stapel der Westfaalsche linnens te Rotterdam 1668—1672. *Bijdragen voor de Vaderlandsche Geschiedenis en Cudheidkunde* VII-2 (1931) herdrukt in: Rotterdams Bedrijfsleven in het verleden blz. 66, 86. Isaac Le Long, Den Koophandel van Amsterdam ed. 1714 blz. 14. 猶，有価証券の場合は，F. Ph. Groeneveld, De economische crisis van het jaar 1720. Groningen-Batavia 1940 blz. 86. この貸付の期間については，不明であるが，ロッテルダムの例からみると，1ケ月単位のものであったと考えられる。

(5) De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 84. 保険業務については，V.Babour, Marine Risks and Insurance in the 17th century. *Journal of Economic and Business History* I. (1929) pp. 581ff. W. H. A. Elink Schuurman, Korte aantekening betreffende verzekering in de dagen der Republiek. *Economisch-Historisch Jaarboek* III (1917) blz. 109.

(6) [Pieter de la Court], Aanwysing der heilsame politike gronden en maximen van de Republike van Holland ende West-Vrieslandt. Leiden 1669, blz. 34—5.

又，『オランダでは，事業を旨くやって行く能力があり，その事業に慎重で注意深くさえあれば，誰でも債務証書だけで500～1000ポンドを3％で借りることができる。しかし，イギリスでは，現行の利子率は2倍であり高利貸は500ポンドを6％で借りるのでさえ，3人の保証人を要求する』Josiah Child, A Short addition to the observations concerning trade and interest of money. London 1681. (repr. in: Sir Josiah Child, Works. Gregg. 1968) p. 10.

(7) 市立抵当貸付機関の貸出利率は，大口は多分他の都市と同じく6％であったので

あろう。Westerling, t. a. p. II blz. 707.

(8) Sneller, De stapel der Westfaalsche linnens. blz. 80. 当時，ヴェストファーレンでは，幾つかの領邦—Tecklenburg＝Bentheim＝Steinfurt，あるいは Ravensberg＝Minden（ブランデンブルク領）は，外来商人を締出す目的で強利市場＝検印制度 Legge を設けた。そのため，都市のみならず農村の織布工も，この強制市場での検印と受けた商品を，しかも領邦内の商人にのみ販売できた。然し，これらの商人は，独力で輸出貿易を営む力がなかったため，テクレンブルクの君主，ベントハイム伯モーリッツ Graf Moritz von Bentheim は1667年，アムステルダムの商人 Arent Westerhoff を，これらの商人達の委託を受ける総代理人に任命し，領内麻織物輸出の向う10年間の独占権を与えた。Westerhoff は，更に Ravensberg 領の麻織物の総代理人の地位を獲んと運動したが成功しなかった。彼が，ロッテルダムに移ったのは，恐らく，二次商人を排除してその利益を増そうとしたためであろう。猶，Legge については，B. Kuske, Writschaftsgeschichte Westfalens in Leistung und Verflechtung mit den Nachbarländern bis zum 18. Jahrhundert. Münster 1949 S. 95.

(9) Sneller, Een Rotterdamsch kwikzlver-en textiel-kontrakt in 1670. *Rotterdams Jaarboekje* III-10 (1932) blz. 107.

(10) Sneller, De stapel enz. blz. 101 vlg. このため，Westerhoff も破産し，麻織物市場も自然消滅した。猶，この経験は，振替銀行抵当貸付銀行への融資を警戒させることになった。アムステルダム振替銀行の改革を主張したフォーンゼン（1677年）も，この経験にかんがみて，振替銀行の預金のオスナブリュック等の麻織物に対する担保貸付に流用することに強く反対している。Phoonsen, t. a. p. blz. 98.

(13) Sneller, De Rotterdamsche Wisselbank. blz. 174. この会社は，現在も保険会社として生残っている。（社史として Gedenkboek van het 200 jarig bestaan van de maatschappij van Assurantie, discontering en beleening van de stad Rotterdam. 1920. があるが筆者はまだ見ていない。）猶，定款は，E. J. J. van der Heijden, De ontwikkeling van de naamlooze vennootschap in Nederland voor de codificatie. Amsterdam. 1908. blz. 232—3. Het groot tafereel der dwaasheid 1720 blz. 25. に収録されている。

Ⅲ　公債発行業務

16世紀を通じてヨーロッパ最大の起債市場としての地位を誇って来たアントウェルペンが，1557年のフランス，スペイン両国の国家破産による衝撃とそれに続くオランダ独立戦争の煽りで泡沫の如く消去って後，これに代るも

のは容易に現れなかった。これは商品市場として曾ってのアントウェルペンを凌ぐ勢を示したアムステルダムには，17世紀前半には，まだそれだけの遊休資金が蓄積されていなかったからに他ならない。従って，17世紀におけるオランダの対外貸付は悉く，政治的考慮に基くオランダ政府ないしその代理人の借款か，兵器の売込に伴う代金延払かのいずれかに過ぎなかった。

1613年，スウェーデンは，カルマール戦争でデンマルクに敗れ，クネレッド Knäred の和約で，100万ライヒータレルと云う巨額の償金を課せられ（1616年より4ヶ年賦払）その間，西海岸の要衝エルフスボリー Älvsborg とカルマール Karmar 港を担保として押えられた。オランダは，デンマルクの強大を恐れて1614年スウェーデンと同盟を結び，15万ライヒスターラーの借款を与え，スウェーデンは，これを返済するため，年々，アムステルダムに500シェップンド skeppund の銅―ファルン Falun の銅山の王有鉱区の生産物や鉱夫 bergmän に課せられた先買分や現物貢祖―を送ることになっていた。そして，1616年に償金支払が始るや，国王グスターフ・アドルフ Gustav Adolph は，その財源に窮し，再び同じく銅の引渡しによる15万ライヒスターレルの借款（1ヶ年，6¼％）を申入れて承諾された。この借款は，17年に1ヶ年延長され，更に18年には4ヶ年猶予される一方，同年，同じ条件で更に，15万ライヒスターレルが借入れられた。その結果，スウェーデン政府が銅をもって弁済すべき債務は累計75万ライヒスターレルに及び，その利払すら困難になった。そのため，1626，27，28年の3ヶ年間は，アムステルダムの銅商人のルイ・ド・ジェール Louis de Geer が，ピーター及びエリアス・トリップ商会 Pieter & Elias Trip の援助で合計17,600ライヒスダーレルの利子を肩代りし，又，29年には，トリップが銅を担保として，31,572グルデンを，32年には，ルイ・ド・ジェールが，トリップの支援で3年間の利子滞納分を肩代りした。そして，結局，オランダ政府への負債は，返済されずに終っているが，一方，政府に代って，銅取引や兵器調達に従う商人達，わけても，ジェールとトリップが，巨額の借款をスウェーデンに供与している(1)。

又，有名な事例として1616年のブランデンブルク選挙侯 Kurfürst von Brandenburg への貸付が挙げられる。1614年，クレーフェ公ヨハン・ヴィルヘルム Johann Wilhelm の遺領の相続権をプファルツ Pfalz と争ったブランデンブルク選挙侯は1614年にクレーフェ公国 Hzm. Kleve とマルク伯領 Gft. Mark の管理権を獲得したが，この相続戦争に要した費用を借換えるため，オランダ政府に対して，両国の租税収入を担保とする24.8万グルデン（年利7％）の借款を申込んだ。この借款のオランダ側名儀人となったのは，アムステルダム海事庁の収税総官 Ontvanger-Generaal der Amsterdamsche Admiraliteit のフーフエイゼル Pieter Martensz. Hoeffijser—その名を取ってフーフエイゼル借款と呼ばれる—で恐らく，関税収入の中から立替払されたのであろう。然るに，ブランデンブルク侯は，その返済期限である次年は勿論，1685年に至るもこれを返済できず，この借款は，両国の重大な外交問題と化し，この紛争でフーフエイゼルも，この年破産してしまった。そして，ブランデンブルクも，あやうくこの＝領土を失いかけた(2)。又，オランダは，1624—5年にかけて，東フリースラント伯とエムデン市に，それぞれ15万，及び5万グルデンの借款を与えている他(3)，後にプファルツ Pfalz やヘッセン＝カッセル Hessen—Kassel も同様にオランダの借款を受けた。又，スペイン領ネーデルラント Gelderland もヘルダーラント公領の租税収入を担保に借入れを行った(4)。

一方30年戦争前後から北欧の雄としてヨーロッパに覇を唱えんとするスウェーデンとデンマルクは，オランダ商人の兵器売込の好個の活躍の舞台となり，双方共にアムステルダムの供給を仰いだ。中でも，ルイ・ド・ジェールは，1615年以降，スウェーデンに再三武器弾薬を供給し，又，彼自身，フィンスポン Finspong の鉄鉱山・製鉄所の賃借に成功し，更にニューチェッピング Nyköping，ノルチェッピング Norrköping，オーステルビー Osterby 等でも買収したり，賃借して，スウェデンで武器弾薬，真鋳の製造を行っている。このジェールが1645年，アムステルダムで8隻の艦隊と兵員を調達し，この威力をもってスウェーデンは，フェーメルン Femern の海戦でデンマル

クに決定的勝利を収めたが，その艤装費140万グルデンを立替えたジェールは，結局，関税収入から10年々万グルデンづつ払込を受けた他，銅の現物引渡し，あるいは王領地の払下げや賃貸で残額を弁済された(5)。一方，ジェールの義弟で，時には，協同し時には強力を競争相手であったエリアス・トリップも，兵器の売込の代金や，彼が引受たスウェーデン銅の一手販売に伴う前渡によって，約99.1万グルデンの債権を有していたが，担保にとった銅は，718,503グルデンにしかならず，これを加えて，銀貨鋳造のため彼がスウェデンに引渡した銀の価格を合せ59.2万グルデンが未払となった。そこで，トリップは，ハランド Halland の王領地を払下げられ，このうち40.3万グルデンを—不利な計算で—内済させられた(6)。

デンマルクは比較的遅れてアムステルダム市場と接触するに至ったが，30年戦争後スウェーデンの圧迫が激しくなるやこの国も又アムステルダムから艦船や兵器の供給を仰がざるを得なくなった。この方面で活躍したのは，マルセリス兄弟 Gabriel & Celio Marselis で，彼等は，1685—9年，コペンハーゲンがスウェーデン軍に包囲された時，52,000ライヒスターレル相当の武器弾薬をデンマルク王に売掛けで引渡し，又，この他に，銅十分の一税を担保として45万ライヒスターレルを貸付けた。後者は，彼がアムステルダムで孤児管財院や寡婦，あるいは商人から借入れた資金から成っていた。そして，マルセリス兄弟は，この借款弁済のため，デンマルクとノルウェーに大所領を得た(7)。又，ホルシュタイン Holstein 生れのヨアヒム・イルゲンス Joachim Irgens は，ノルウェーのトロニエム Trondhjem の近くに銅山を経営していたが，彼は，銅の輸出関税と国王の先買権の免除を得んとして，国王に6万ライヒスターレルを貸付け，更に，—マルセリスと同じく孤児管財院，寡婦，商人からの借入も利用しつつ—貸付を続けた。そして，その返済には，1672年デンマルクのシェーラン島 Sjaeland やユトランド半島やノルウェーの23万ライヒスタレル相当の王領地が充てられた(8)。又，スコットランド出身のウィリアム・ダヴィッドソン William Davidson は，1668年にデンマルク国王に96,000ライヒスターレルの債権を有しているといわれた

が，国王自身への貸付はその⅙で，残りは廷臣，あるいは，デンマルクの特権会社である塩業会社 Salt-compagnie への出資であった。この債権処理で，ダヴィッドソンは，ノルウェーに土地，製材所，製鉄所を取得した(9)。

このように，17世紀の間に外国政府へ貸付を行ったのは，殆んどが，外国生れの政商であり，アムステルダム商業資本の本流をなすものではなかった。然し，18世紀に入ると，アムステルダム商業の地盤沈下に伴って，金融業務の比重が次第に増大して来ると，銀行家 banquier と呼ばれる一群の金融業者兼商人が出現し，ヨーロッパ諸国の起債を代行した。その最初のものは，1695年アムステルダムの都市貴族デューツ家 Deutz が引受けたオーストリア公債の発行であった。オーストリア政府は1695年，これ迄の負債の低利借換を企て，オランダ連邦議会に交渉したが，その交渉は難航した。そこで，結局デューツ家の仲介で，年利5％で155万グルデンが発行されることになった。これはデューツ家が，1659年以降，オーストリアの専売品であったイドリア Idria 産の水銀の総販売代理商人 der kaiserliche Factor で，代金前渡の形で貸付も行っていた縁故によるものであった。この公債は，デューツの許に委託された1032樽 vaatje（1樽＝150ポンド）と，12年間にわたって年々アムステルダムに送られる800樽をもって元利償還が行われることになっており，連邦議会がこの債務を保証した。然るに98年にオーストリアは，再び水銀を担保とする100万グルデンの起債を企て連邦議会にその保証を申入れた。デューツは，先の公債がまだ償還されていないことを理由に難色を示し，これを80万グルデン（年利5％12ヶ年賦償還）に減額せしめ，しかも，イドリアに加えティロル産の水銀を悉くアムステルダムを通して輸出する権利を獲得した。オーストリアは，同じく，ハンガリー（スロヴァキア）のノイゾール銅山 Neusohl の銅を担保として105万（5％，8年賦）の起債を行い，毎年40万ポンドの銅デューツに引渡し，デューツはその販売手数料 provisie として，売上の0.85％を認められた。然し，1701年，スペイン継承戦争が勃発するや，オーストリアは，先の三つの起債の未償還分 f 1,362,222.5を残した儘，更に水銀や銅を担保とする起債を余儀なくされ，

連邦議会も，1701，02，04，06年の4回の発行に，同盟国への外交的配慮によって，保証を与えざるを得なかった。その上，ハンガリーのラコッツィ Rakoczy の反乱やトルコの侵入によって，銅や水銀の輸送は休止してしまい，利子の支払すら，起債の一部によって賄われた。一方，水銀価格は，イギリス東インド会社が中国産の水銀をロンドン市場に持込んだため，独占価格を維持できず，デューツの売上，22.5万グルデンでは，利子すら払い切れなかった。この一連の公債は，結局，ヴィーン市立銀行 Wiener Stadtbank が1724年，水銀担保公債を，33年銅公債を肩代りすることによって，漸く好転した。そして，34年，ウィルレム・ヒデオン・デューツ Willem Gideon Deutz は，再び水銀を担保に，250万グルデンを，更に，39年80万グルデンの発行を引受けた(10)。

一方，オーストリア政府は，水銀・銅担保公債と平行して，シュレージェン Schlesien 身分制議会 Stände の保証で，同州の租税収入を担保に，ジョージ・クリフォード George Clifford の手を通じて1714年に250万（8％），16年に220万（同8％）を借入れたが，これらは34に250万（6％），36年，350万（5％）の低利公債にデューツを通じて借換えられた(11)。又，同様にして37年，ベーメン Böhmen より上る収入を担保にした起債が試みられたが，オランダ連邦議会がその保証を認めなかったため，ユトレヒト州議会 Staten van Utrecht の保証により，ユトレヒト市の金融業者マトロース Tiberius Beeldsnijder Matroos の仲介で250万グルデンが発行された。このシュレージェン公債は，33年発行分の⅔と36年分を全額未償還の儘，1741年プロイセンの同州占領で，遂に未払の儘に終り，デューツ家も，1758年5月のウィルレム・ヒデオンの死去で，水銀の代理販売の地位を放棄して，オーストリア公債から手を引いた(12)。そして，代って，フェルブリュッヘ＝ゴル商会 Verbrugge & Goll（1778年以後 Goll & Co.）が，水銀を担保として756,650グルデン5％の起債を引受け，1％の手数料及び，6ヶ月分の利子を受取った。然し，彼を信頼していなかったオーストリアが，同年12月これをクリフォードに渡したため，同商会とオーストリア政府の間に紛争が生

第 8 表　アムステルダムにおける外債発行

A　オーストリア　　出典　Elias, De Vroedschap van Amsterdam. App. B.

年	仲介者	金額(f.1,000)	利率 %	担保	保証人	手数料	備考
1695	Deutz	1,550	5	Kw[1]	SG[2]		
98	〃	800	5	〃	〃		ケルンの二銀行が払込
1700	〃	1,050	5	Cu[3]	〃	¾＋1/16%	8年後返済予定
01	〃	1,250	5				12年後　〃
02	?	1,000 1,000LR	5 12	Cu	SG		
12	Clifford	1,000	7	S[4]			オランダ連邦議会が払込
14	〃	1,400	8	S			
16	〃	2,200	〃	S			大部分イギリスで応募
34	〃	500	5～6				39年より4年内返済予定
34	Deutz	2,500	5.LR.[5] 8,9	Kw		1%＋1%[9]	
34	〃	2,500	6	S		1%＋1%[9]	
36	〃	3,500	5	S		〃	
37	Matroos	2,500	?	B[5]	SU[7]		
39	Deutz	800	5	Kw		1%＋1%[9]	
58	Verbrugge, Goll & Co.	756	5			1%＋6ケ月分の利子	
66	〃	?			WSB.[8]		
68	Cesar, Sardi & Co.	2,500	4				Goll 73年引受
69	?	1,500	4				
77	?	?	3½	Cu.Kw.Hf.[10]			
78	Goll	1,500	4	Kw			
79	〃	5,000	4½	Kw,WSB.			
84	?	2,500	4				
88	Goll	2,500	4½				
92	〃	2,500	4				

1) イドリアの水銀　2) オランダ連邦議会　3) ハンガリー銅　4) シュレージェンの収入　5) 終身年金　6) ベーメンの収入
7) ユトレヒト州議会　8) ヴィーン市立銀行　9) 払込及び償還額の1%，但し終年金は½%　10) 御料地

B　スウェーデン

年	仲　介　者	金額(1,000グルデン)	利率 %	担　保	備　　考
1768	Hope	1,000	?		
70	H. H.[1]	1,250	?		
72	〃	1,000	?		
75	H.F,[2] Hope	1,200	?		
75	Hope	3,000	4	関　税	
80	F.G,[3] Hope	800	?		
80	Hope	750	4		H.Hへの支払
80	〃	1,250	?		
82	〃	1,250	?		
82	F.G, Hope	500	?		
83	〃	600	?		
83	〃	1,500	5		
84	〃	2,000	4½		
84	〃	800	4½		
85	F. G	600	?		
87	F G. Hope	1,500	4		
89	H.G[4]	1,500	5		
97	Hogguer	1,250	5		10年内償還

1)　H. H=Horneca, Hogguer & Cie
2)　H. F=Horneca, Fizeaux, & Cie
3)　F. G=Fizeaux, Grand & Cie
4)　H. G=Hogguer, Grand & Cie
補，1)　1772. Jean Le Febvre (Norrköpingの真鋳製造業者)　(Horeca, Hogguer & Cie　発行5%) は，後 Elias Pasche へ更に Söderfors の製鉄所，錨製造所に肩代。
2)　1778. Mathias & Johann Philip Krapp の Lagford, Lagdo の製鉄所も Fizeaux, Grand & Co の手で発行。

じたが，1766年から同商会は，オーストリアの，水銀やヴィーン市立銀行債を担保とする公債発行を再開し，92年迄，その金額の判明しているものだけでも5件，1,400万グルデンに上っていた(13)。ロシアは，ピョートル大帝以来度々アムステルダムでの起債を企てたが成功せず，漸く1769年に，エカテリナ二世がドゥ・スメット商会 Raymond & Theodoor De Smeth を通じて借入に成功し，その額は1782年に1,700万グルデンに達していた。続いて，88年，ホープ商会 Hope & Co. は，エストラント Estland やリーフラント

C　ポーランド

年	仲介者	金額(1000グルデン)	利率%	担保	保証
1776	Hope	2,265	5		ロシア
77	〃	2,353	5		〃
81	Quilin Wilhelm	1,000	5		
90	De Smeth, Hope	2,100	5	炉税火酒税	
90	Hogguer, Grand	955	5		
91	Gulcher, Mulder	150	?		
92	Hogguer, Grand	4,680	5		

補　この他　クールラント Kurland 侯 (1738) 750,000
ツァルトリスキー Czartoryski 公 (1793)　?
ルボミニスキー Lubominiski 公 (1793)　?

D　スペイン

年	仲介者	金額(1000グルデン)	利率%
1782	F.G., Hope	?	5
93	〃	?	4½
96	Hope	30,000	?
1805	〃	10,000	5½
07	〃	30,000	5½

F.G.=Fizeaux, Grand & Cie.

E　ロシア

年	仲介者	金額(1000グルデン)	利率%	担保	備考
1769—82	De Smeth	17,000	?		
88	Hope	9,000	4½	Estland [1] Livland	
89	〃	9,000	5		
90	〃	9,000	5		
91	〃	18,000	5		
92	〃	6,000	4～4½		
94	〃	2,500	?		
95	〃	88,300	?	関税 [2]	旧ポーランド公債継承

1)　エストラント及リーフラントの収入及びリガ，ナルヴァ，ペルナウ，レヴァルの関税
2)　フインランド，リーフラント，ペテルスブルクの関税

F　アメリカ合衆国（連邦分のみ）1782—94

年	仲介者	金額(グルデン)	利率 %	手数料[5] %	償還年賦
1782	W[1], S[2], L[3]	5 millions	5	2＋½＋2	5 (1793—1797)
84	〃	2 〃	4	7 in total	6 (1801—1807)
87	W＝S	1 〃	5	8 〃	5 (1798—1802)
88	〃	1 〃	5	8 〃	5 (1799—1803)
90	W,S＝H[4]	3 〃	5	2½＋½＋1½	5 (1799—1803)
1 March 91	〃	2.5	5	1½＋½＋2	5 (1800—1804)
1 Sept. 91	〃	6 〃	5	〃	5 (1802—1806)
1 Jan. 92	〃	3 〃	4	〃	5 (1802—1806)
1 June 92	〃	3 〃	4	2½＋½＋2	5 (1803—1807)
93	〃	1 〃	5	3½ in total	1 (1803)
94	〃	3 〃	5	4½ 〃	5 (1805—1809)

註　1)　W. & J.Willink.
　　2)　N. & J. van Staphorst.
　　3)　De la Lande en Fynje.
　　4)　J. van Staphorst en Hubbard
　　5)　仲介者＋仲買人＋委託販売 commissionair 手数料。
Van Winter, t. a. p. II Bijlage V.

の収入を担保に，900万グルデンを発行したのを皮切りに，それ以後7年間に5,330万グルデンを引受け，更に98年，ロシアが引継いだポーランド公債の借換8,830万グルデン，及び，1815年の，未払利子の支払のため，1,800万グルデンの発行も担当した(14)。フランスの公債は，アムステルダムに大量に流込んで来てはいたが，アムステルダムの金融業者の引受発行は見られられなった。これは一つには，ジュネーヴ系の大金融者—いわゆる》Hautes Banques《—がフランスの財政に喰込み，アムステルダムでのフランス公債の売却も彼等の手を通じて行われていたためであった(15)。然るに，アメリカ独立戦争以降，両国の政治的関係が密になると，フランス絶対王制は，パリの金融業者達の反対にも拘らず，イーヴェ兄弟商会 Iver Fréres & Cie の仲立でポープに5％で110万グルデン（300万リーヴル）を発行せしめ，更に，その後他の発行—金額不明—をも依頼している(16)。アメリカ合衆国も，独立戦争の最中から，フランクリンを派遣してアムステルダムで起債

G 其　の　他

国	年	仲介者	金額(1000グルデン)	利率%	担保	其の他
フランス	1772	Horneca Hogguer	1,000 LR[3]	?		
〃	84	Hope	1,100 LR	5		Iver Frère & Co. 仲介
デンマルク 補)	35	Balde & Zn	375	?	ベルゲン	
〃	63	Pels	2,500	?	関税	
〃	65	Clifford	10,000	4	関税	
プロイセン	57	Pels	500	?	ポンメルン収入	
〃	70	D. G [2]	?	?		名儀は3人の王子，ホープの保証
バイエルン	71	Hope	400	4	王冠	
N. S [1]	68	Goll	?	?	Ottweiler 伯領	
〃	69	Hope	?	?		
ハンブルク	72	Pels	1,700	3½		
ダンツィッヒ	34—35	Clifford	600	5	Seegeld 200分の一税	
ジュネーヴ	80	Fizeaux Grand & Cie.	600	4		Lavit. Passavant, Candolle & Cie. 仲介

1) N.S...Nassau-Saarbrücken　　2) D.G...Dirk Meyn de Bonvoust & G. Bentinck

3) LR=終身年金

補) この他，Courant-Bank の媒介による西インド諸島 (Hope) 借入あり

を企てている。然し，新国家に対する信頼はまだ薄く，1777年の1,000万グルデンの起債は，フランスが名儀貸しをした。そして，翌年，合衆国政府の名儀で募集した500万グルデン（5％）も不成功に終った。そして，81年，ジョン・アダムス John Adams がオランダ連邦議会に訴えた書翰も，何等の効も奏さなかった。その後，82年の起債が初めて一満額に達するのに長時間を要しはしたが一成功し，続いて84，87，88年の発行は，一層順調であった。そして，90年には，アムステルダム証券市場に，8種，2,400万グルデンが流通していた。この起債を担当したのは，ウィリンク W. & J. Willink（アメリカ政府のアムステルダム代理人），及びスタプホルト＝ヒュツバルト Staphort & Hubbard であったが，他の金融業者—スタニッキー Stanitzski ファン・エーヘン P. & C. van Eeghen. テン・カーテ＝フォレンホーヴェン Ten Cate & Vollenhoven, ドゥル Dull, スヒンメルペニンク J. R. Schimmelpenninck — もアメリカ公債の取引に進出し，連邦債のみならず，幾つかの州債，あるいは，合衆国銀行 U. S. Bank, 更に，運河会社株をも扱った。かくて，1794年には，オランダの保有するアメリカの公債，有価証券は，3,400万グルデンに上るといわれた(17)。この他，スペイン，プロイセン，ポーランド，スウェーデン，デンマルク，更にドイツの諸領邦や帝国都市も，アムステルダムで起債を行っている(18)。

イギリスは，名誉革命迄—ピュウリタン革命で亡命したチャールズ二世を別とすれば—オランダからの借入に依存することはなかった(19)。然し，総督ウィルレム三世がイギリスの王位に即くや，多数のオランダ人がこれに随ってイギリスに渡り，両国の関係は，急速に緊密化して行った。そして，この直後1692年からイギリスは，議会制定法に基き，特定租税収入を担保とする有基公債 funded debt を発行するようになり，而も国内の資金の不足のため，利率は8～6％と約3％のオランダ公債に比して格段に高かった。然し，イギリスの公信用が不安定なため，オランダ人による公債購入は，巨額に上らず，アムステルダム取引所にも上場されなかった。そこで，対政府の金融は，アムステルダムのユダヤ系金融業者や，ロンドンのオランダ系金融業者

の短期貸付が多かった。そして，17世紀末から1740年頃迄，アムステルダム取引所で人気を集めていたのは，イギリス東インド会社，南海会社 South Sea Company，イングランド銀行 Bank of Englad 等の株式であり，1719年頃から上場されていた。その後，ウォルポールの時代には，イギリスでは減債政策がとられたため，新規の公債発行がみられなかったが，40年以降イギリスが度重なる戦争のため公債を増発するや，オランダ市場でこれが絶好の投機の対象となった。あたかも，この頃，ドイツの麻織物とイギリスの毛織物の仲継を主とする対英貿易が，ハンブルクに進出したイギリス商人の直接取引で不振に陥ったため，代って，イギリスの公債や株式が絶好の商品として，ロンドンに居住する同族や代理店を通じて買付けられ，オランダに輸入された。中でも，国債は，議会の保証があるため，他の絶対王制の公債に比して安全確実で有利な投資対象であり，オランダの金利生活者が最も好んで保有する所となった。そのため，オランダ商人達は，公債を購入するだけで5％以上の利子を得ることが出来たのみでなく，その投機で通常20～30％の利益をあげることができるため，益々，仲継貿易から遠のいて行った。そして，オランダ人の保有する公債は，全イギリス公債額面価格の32～22％に及んでおり，オランダ金融市場の動向が，イギリスの公債価格，ひいてはイギリス金融市場を大きく左右し得た。但し，イギリス公債の場合，最初から特定金融業者の引受は見られず，オランダの金融業者も，ロンドンの代理人を通じて購入する他はなかった(20)。（第10表）

こうして，アムステルダムの取引所では，1719年以降オランダの東，西インド会社の株式・社債やオランダ国内の諸州や諸都市の公債のみならず，イギリスを始め，諸外国の公社債株式が上場され，23年から取引所月報 Prijscourant がその価格を掲載していた。そして，1747年には，オランダの公社債，株式28種に対して，外債―主にイギリス―は16種を数えるのみであったが，1783年には，内債80種に対し，外債は，イギリス，フランス，ロシア，オーストリア等，100種に及んでいた(21)。

オランダでは，既に17世紀以降，商業資本家の資産のかなりの部分が，東

第9表　資　産　分　布　　f.=gulden

A. Claas Taan De Jonge	1801.	
営業用資産		f. 650,000
オランダ公債		450,000
外国公債		200,000
B. Cornelia Catherine van de Meer	1779.	
営業用資産		?
オランダ公債土地		54,768
外債		87,068
イングランド銀行株		21,002
オーストリア水銀年金公債		19,000
ロシア公債		8,000
デンマルク〃		7,000
デンマルク・アジア会社株		1,000
其の他		31,066
（ヴィーン市立銀行，メクレンブルク，ザクセン，ライプツィッヒ，スウェーデン，デメララ，スリナメ，デンマルク領西インド諸島）		
C. Christiaan Daniel Heltz	1800.	
営業用資産		?
オランダ公債土地		71,535
外債		98,840
ロシア公債		39,000
アメリカ公債		2,500
其の他14種		57,340

Carter, Dutch Foreign Investment, T. v. G. (1953) blz. 34

第10表　オランダ人保有イギリス公債

年次	総額 £ million	比率（全イギリス公債中）
1737	10	22.7 %
1739	14	32 %
1760—83	27～30	25 %
1783	25～30	11.8～14.2%

Carter, Dutch Foreign Investment *Economica* (1953) pp. 331 ff.

第11表　傍系相続税による資産分布

年次	第Ⅰ群[1] 資産総額	分布[2] % A	B	C	第Ⅱ群[1] 資産総額	分布[2] % A	B	C
1739—1740	3,789,576	75.9	22	2.1	2,655,898	96.84	3.1	.6
1749—1750	3,598,480	80,2	17.7	2.1	3,554,454	90.6	8.6	.8
1759—1760	11,022,622	81.2	16.4	2.4	2,632,725	80.2	18.3	1.5
1769—1770	8,107,968	71.2	19.4	9.2	4,210,500	73.3	15.9	10.8
1779—1780	7,644,252	60.4	27.1	12.5	4,450,218	79.7	11.4	8.9
1789—1790	9,319,218	57.5	18.8	23.7	4,049,199	76.6	6.7	16.7
1799—1800	8,039,136	67	15.3	17.7[3]	4,664,301	79.9	2.1	18[3]

註　1)　Ⅰ　資産額9万グルデン以上　　Ⅱ　9万未満2万以上

2)　A　土地及びオランダの株式社債公債　　B　イギリス公社債株式
C　イギリス以外の公社債株式

3)　両グループの総計で17.9%となるが，このうち，ロシア公債は13.6%，アメリカが13.6%，他は11ケ国に分れるが8%を超えるものはない

Carter, Dutch Foreign Investment, T. v. G. (1953) blz. 36

西インド会社の株式・社債や，公債の形で保有されていたが，18世紀後半に入ると，外債保有の比重が高まり，1789～90年代にかけては，不動産・有価証券資産額9万グルデン以上の上層市民の場合，実に42.5%が外債に充てられ，(第11表)，2～9万の層を合せても，36.8%に達していた(22)。そして，1780年のリュザックの推定によれば，オランダの保有する外債は，約15億グルデン，受取利子は，4,000万グルデンに達していた(23)。

(1) P. W. Klein, De Trippen in de 17de eeuw. Een studie over het ondernemersgedrag op de Hollandsche stapelmarkt. Assen 1965. blz. 334—6. Froukje Breedvelt-Van Veen, Louis de Geer, 1587—1652. Amsterdam 1935. blz. 54—6.

(2) J. Elias, De Vroedeschap van Amsterdam 1587—1795. 2dln Haarlem 1903—5. blz. 115. 1699年，David Rugters がこの債権相続して，ブランデンブルク侯に13万5000グルデンを請求しているが支払われた形跡がない。

(3) 前出111頁。

(4) H. Srbik, Der staatliche Exporthandel Österreichs von Leopold I bis Maria Theresa. Wien 1908 SS. 236—7.

(5) Breedvelt-Van Veen, t. a. p. blz. 64—75., 153. vv, Eli Heckscher, An Economic History of Sweden. Cambridge Mass. 1954. pp. 83f, 101f.

(6) Klein, t. a. p. blz. 404.

(7) M. G. de Boer, Een Amsterdamsch „Lorrendraaijer" Celio Marcelis. *Jaarboek Amstelodamnum* XXVIII (1941) blz. 37—66. マルセリス兄弟の父，ガブリエルは南ネーデルラント出身で，ハンブルクに移住していた。blz. 49.

(8) Elias, t. a. p. I blz. 347, II 1063. このうちノルウェーの所領は，1666年に10万ライヒスターレル借入の担保となったもので，7つの ambt-en bailluwagiën より成っていた。

(9) W. del Court, Sir William Davidson in Nederland *Bijdragen voor de Vaderlandsche Geschiedenis en Oudheidkunde* 4e reeks afl.V. (1906) blz. 375, 406, 420.

(10) Sbrik, a. a. O., S. 237. Jean Deutz は，ヴェネチアの Cernezzi & Rezzonico と，水銀販売権を分割していたが1669年に，総代理店となり，代りに187,500グルデンを前貸している。Jean Deutz は，Raadpensionaris. ヨハン・デ・ウィットの義兄弟であった。

(11) Elias, t. a. p. II blz. 1048—1058, Sbrik. a. a. O. S. 263ff.

(12) Elias, t. a. p. II blz. 1045—6. Cifford 家の租 George Clifford は，リンカンシャー Lincolnshire ストウ Stow の牧師，ヘンリー・クリフォードの子で1680年アムステルダムに定住し対英貿易に従事した。aldaar. II blz. 880.

(13) Elias, t. a. p. II blz. 1051—2.

(14) Elias,t. a. p. II blz. 942 noot 1060 Hope 家は，スコットランド系のイギリス商人で，その祖先の Andries は，Boston から，ロッテルダムに移住し，西インド諸島との貿易をその主要な業務としていた。

(15) 最も有名なのは，オッゲ Hogguer 家で，フランス国王への貸付のみならず，他の金融業者，例えば，オルネカ（ホルンガッヘル）Jean-Jacques Horneca (Horngacher). フイゾー Fizeaux, グランド Grand, 更にホープと組んで，スウェーデンのためにアムステルダムで起債を行っている。Elias, t. a. p. II blz. 1057 Lüthy, op. cit. II pp. 331—342 M. Marion, Histoire financière de la France depuis 1715. Paris 1914 I pp. 264, 355 フランスは1770年利子支払停止を行ったため，オランダに大きる衝撃を与え，71年の2億フラン（7～8%）の終身年金公債も，長時間を要して1億5,000万に達したのみであったが，1774年，テュルゴー Turgot は，6,000万リーヴル（4%）の起債に成功し，82年の500万グルデン（4%）も一日で全額応募され，83年のカロンヌ Caronne の公債も，需要が大きかった。猶，フランスとの金融関係は，vgl., J. B. Manger, Recherches sur les relations économiques pendant la Revolution française (1789—1795) Paris 1923. p. 63.

(16) Elias, t. a. p II blz. 1060.

(17) J. C. Westerman, The Netherlands and the United States. Their relations in the Beginning of the XIXth century. The Hague 1935. p. 10 P. J. Winter, Het

aandeel van der Amsterdamschen Handel aan den Opbouw van het Amerikaansche Gemeenebest. 2dln. (Werken uitgegeven door het Nederlandsch Economisch-Historisch Archief 7, 9) 's Gravehage. 1927—33. blz. 35 vlg. et passim.

(18) 第6表参照。この他，東フリースラント Ostfriesland，ザクセン Sachsen，メクレンブルク＝シュヴェーリン Mecklenburg-Schwerin，ブラウンシュヴァイク＝リーネブルク Braunschweig-Lüneburg，エムデン Emden，ブレーメン Bremen，ライプツィッヒ Leipzig，ユーリッヒ＝ベルク Jülich-Berg 等。

(19) 1625年，イギリスは，ドイツの30年戦争に当って，マンスフェルト伯の新教軍を援助するため，アムステルダムで借入を企てたが，結局，前に述べたルイ・ド・ジェールが，ホラント州議会保証の下に65万グルデン相当の兵器をイギリスに前渡した。しかし，この代金は28年になっても一文も支払われず，31年，僅か10万が返済されたに止った。後，チャルズ一世の王妃アンリエット Henriette は，ロッテルダム貸付銀行 Bank van Leening から，王冠や宝石を担保に40万，総督ウィルレム二世から，30万，連邦議会から5万グルデンを借入れているが，これはピュウリタン革命と云う特殊事情によるものであろう。(F. Dietz, English Public Finance 1485—1641. vol. II N.Y. 1932 repr. 1964. p. 258. Van Veen, t. a. p. blz. 31.) この他，イギリス国王は，1625年アムステルダムで宝石を担保に借入を行っている。

猶，王政復古後，オランダの資金は，ロンドンの代理人を通じてイギリスに流入し始めており，1669年の商工業の衰退に関する委員会審議 Proceedings of the Committee on the decay of trade によれば，『市参事会員バックネル Brucknell 氏は10万ポンド以上，メイネル Mr. Maynell 氏は，3万ポンド，ヴァンデプット Vandeput 氏は，ある時には6万ポンド，デリコスト Dericost 氏は，終始20万ポンド以上のオランダの資金を保有して，商人達に7，6，あるいは5％で貸付けていた。』(Hist. MSS. Comm. 8th Report 1881. p. 134.) と指摘されている如く，イギリスの代理人を通じて，オランダの遊休資金がイギリスに投資されていた。

(20) 1692年の100万ポンド公債以降94，96年公債のかなりの部分に—更に1719—20年にかけても，—オランダ人が応募を行った。これに対してオランダ連邦議会は，1700年及び1713年，外国の君主ならびに東西インド会社への貸付を禁止したが無駄であった。C. H. Wilson, op. cit. pp. 92, 98. 又，イギリスの地主—例えば Ralph, Earl of Verney 1748. bij Vorkert van Jever te Amsterdam—がオランダから土地担保貸付を受けていた。ibid. p. 67. 又，西インドのプランター達も台風の被害復旧のため，1773年，アムステルダムで債券を発行した。p. 183. 猶，オランダ人の保有するイギリス公債は，1776—7年当時全体(£ 143 millions)の$^{3}/_{7}$(£ 59 millions)といわれているが，アメリカ独立戦争以前で大体25％程度で，戦争中の大量発行とオランダ側の応募忌避で，その比重は11～14％に低下した。(第8表) 他方80年代以降，イギリス以外の公債保有が増大して行く。(第9表)

(21) Dillen, Effectenkoersen aan de Amsterdamsche Beurs. *Economsch-Historisch Jaarboek* XVII (1931) blz. 13—14. R. Ehrenberg, Die große Vermögen I. Die Fugger-Rotschild-Krupp. 3 Aufl. Jena 1925. S. 133. アムステルダムでの起債に当って，発行業者の手数料 provisie は，一二三の例しか確認できないが—それ程大きくはなかった。そして，少くとも，19世紀のロートシルトが行ったような，大幅な割引はなかったと思われる。(第8表)

(22) Carter, Dutch Foreign Investment 1738—1800, in the light of the Amsterdam "Collateral Succession" inventories. *Tijdschrift voor Geschiedenis* LXVI (1953) blz. 36. これは，傍系遺産相続税の記録（申告価格）であり，アムステルダムの全資産の悉皆調査ではないが，大体の傾向はつかむことが出来る。但し，営業用資産は，この課税対象録に含まれていない。

(23) E. Luzac. Hollands Rijkdom 1780. Carter 夫人の傍来相続税記録の研究によれば，イギリス公債は，比較的上層市民の方に集中しているが，他の公債の中でも，特定の公債例えば，ホープの売出したロシア公債は，むしろ小市民の方に推奨された。これは，イギリス公債は，纏って取引され金額も高かったためであろう。Carter op.cit. p. 33.

猶，オランダの外債保有高については，種々の説があり，1782年に，Raadpensionaris の Van de Spiegel は，イギリスへの投資は28億，それ以外の諸国が55億としており，(P. J. Blok, Geschiedenis van het Nederlandsche Volk. 2e druk. III. blz. 548.). 又，オランダ駐在プロイセン公使 Thulenmeyer は，1780年イギリス公債のみで40億グルデンとし，イギリスからの受取利子は1,500万グルデン，フランスからは1,200万グルデンと計算している。Manger, op. cit. p. 60.

Ⅵ　1763年及び1773年恐慌—アムステルダム金融市場の没落—

以上述べて来たアムステルダム金融市場の諸機能は，停滞しつつあった仲継商業に代って，アムステルダムの商人達に巨額の所得を授け，又，仲継商業の一層の没落の歯止めともなっていた。然し，このヨーロッパ最大の金融市場の地位は，1763年とその10年後の73年の二度の恐慌によって大きく揺らぎ代ってロンドンが大きく浮上って来た。

7年戦争（1756～63年）の間，オランダは中立を堅持したとはいえ，戦争によって様々の被害を蒙った。即ち，海上貿易は，イギリスやフランスの私掠船の跳梁によって危険に曝され，一方，オランダの最も重要な後背地であったドイツの全域が戦場となり，双方の徴発や賠償金取立で疲弊してしま

い，購買力を喪失してしまったからであった。この中にあって，金融業務のみひとり活気を呈していた。アムステルダムは，1756年以降毎年次々と発行されるイギリスの戦時公債の大部分を吸収し，更にイギリスからプロイセンに送られた援助資金は，アムステルダムとハンブルクを経由してベルリンに届いた。この他，イギリスのハノーヴァー派遣軍への送金，物資調達，あるいはドイツの同盟諸邦への援助も，アムステルダムの商人＝金融業者の手を煩わさねばならなかった。フランスも，アムステルダムを経由してスウェーデンやデンマルクに援助資金を送り，オーストリアも同様に，ロシアやメクレンブルク Mecklenburg への送金を依頼した。

そして，賠償金や戦費の賦課を蒙ったドイツ各地の商人達は，競ってアムステルダムから信用供与—殊に為替手形の引受の形で—を受けようと試みた。先ず，ザクセン及びその領内の都市ドレスデン Dresden やライプツィツヒ Leipzig は巨額の賠償金や焼打免除金 Brandschatzung を課せられ，その割当を受けた商人達はアムステルダムからの借入に頼った。ハンブルクやブレーメンでも，オーストリア＝フランス連合軍が強制公債の賦課を行い，スウェーデンでも，政府は，商人からの借入れによって軍需品の調達を行っていた。従って，これらの賦課の一部はアムステルダムからの借入で賄われた。一方，プロイセンでも，何人かの御用商人達が，アムステルダムで資金調達を行っている。例えば，フリートリッヒ大王は，占領地のザクセンやポーランドで，銀1マルク当り40～50ターレル Thaler の悪貨を鋳造したが，これを請負ったユダヤ人のエフライム Ephraim とイッツィッヒ Itzig は，アムステルダムの同族から地銀を借入れてこれを行っていた(1)。

更に，戦争中に俄かに勃興して来た幾つかの企業も，アムステルダムの信用に深く結びついていた。スウェーデンでは，1758年から60年の間に，本位貨幣の銅貨は約½に切下げられ，為替相場は⅓近く下落した。これに加えて，スウェーデン銀行は，不換紙幣の増発を行っていた。このようなインフレーションと，政府の「重商主義政策」，—保護政策と，国や銀行の融資—を利用しつつ，幾つかの新興企業が出現した。例えば，ハッセルグレーン

Jan & Carl Hasselgreen. ホルネール Jenus & Olaus Horneer (精糖業), ワルトストレーム C. N. Waldström (製鉄業), アルストレーマー Alströmer (繊維工業), イェニングズ＝フィンレー Jenings-Finlay, ケーニッヒ Henrik König (金融業) 等がそれであったが, 彼等は, その取引先をアムステルダムに求め, 為替手形の引受信用を得ていた(2)。ベルリンでも, 商人＝金融業者で, ポツダム Potsdam 及びシュパンダウ Spandau の兵器特権マニュファクチャーの企業主であった。シュプリッツベルガー＝ダウム Splitzberger & Daum, あるいは, 同じくベルリンの絹及びビロードの特権マニュ (ブルーメ Blume と共同経営), 及び陶器マニュの企業主であったゴッコフスキー Johann Ernst Gotzkowsky も, 戦争中, 様々の軍需品取引や金融業務に手を伸し, アムステルダムやハンブルクから, 為替手形による信用を仰いでいた(3)。

然し, アムステルダムの一般の商人は概して信用供与には著しく慎重で, 商取引を伴わぬ白地信用 crediet in blanco 供与は拒否していた。他方, クリフォード Clifford, ホープ Hope, ドゥ・スメット De Smeth, ペルス Pels のような大金融業者は, 為替手形の引受信用を行ってはいたが, それは外国の取引先との交互計算による, 当座貸越, あるいは商品代金先払の形をとっていた。そして, これらの大金融業者は, 外国政府の代理店を兼ねているため現金準備が豊富であった。これに反して, 戦時中に大胆に引受業務を拡大し, ドイツやスウェデンの商人に信用供与を行ったのは, ピーター・レーンデルト・ド・ヌーフヴィル兄弟商会 Pieter Leendert De Neufville & Gebr. (同名の Isaac-Jan De Neufville は, これと別の有名な大商人), カルセボーム Karsseboom, フリル Grill, テクスティール Jan Textiel, アーロン・ヨーゼフ Aron Joseph 等の中位の商人達であった。中でも, 63年恐慌の最大の破産者であったヌーフヴィルは, 元来, 地中海地方との貿易に携わる商人であったが, 戦争のため取引が停頓するや, 金融業務に進出し, 従来全く取引のなかった諸都市の商人—ハンブルク, ベルリン, ヒルシュベルク Hirschberg ハノーヴァー Hannover, マグデブルク Magdeburg, ブレスラウ Breslau ラ

第11表　ヌーフヴィル克弟商会の半期別振替銀行預金残高及び支払件数

年　次	件　数	半年間の残高	年　次	件　数	半年間の残高
1751 II	99	6989-10-8	1795 I	813	231508-12
1752 II	194	662-15	1759 II	1284	3215- 3
1753 II	186	5550-13	1760 II	1176	1984- 8-8
1754 II	200	897-12	1761 I	1350	7186- 5-8
1755 II	169	3313- 0-8	1761 II	1360	6785-19-8
1756 II	180	1199-15-8	1762 II	1476	49730-18-8
1757 II	256	1313-19	1763 I	1395	7620-19-8
1758 II	375	41703-12-8			

De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 98.

イプツィッヒ Leipzig, エルバーフェルト Elberfeld, コーペンハーゲン, ヴィーン Wien, 更にスウェーデンの前に述べた諸企業—の為替手形を通常の手数料⅓%より低い¼%で引受けていた。而も，彼は，非常に僅かな現金準備で，手形を次々に回転させる一種の手形操依 wisselruiterij を行っていた。彼の，アムステルダム振替銀行における支払件数と，預金残高は第11表の示す通りであるが，もし為替手形1件当りの平均額を2,000グルデンとするならば，彼の現金準備は，1759年後期には，$^1/_{850}$，62年後期には $^1/_{64}$，63年前期には $^1/_{465}$に過ぎない。一方，ホープ，クリフォード，ペルス，ドゥ・スメット等の場合は，準備率は16～20%に達し，仮に手形が満期になる迄の期間を1ケ月としても，十分毎月一回の支払能力を持っていたことになるのと対蹠的であった。従って，ヌーフヴィルは，屢々他の有力な顧客先 effectieve Correspondent の再引受に頼らねばならなかった(4)。

さて，戦争が63年2月15日のフーベルトゥスベルク Hubertusberg の媾和で終了した後も，ドイツの市況は回復しなかった。長年の戦争でドイツは荒廃しており，新たな需要が生れぬのみならず，戦時中に乱発された貨幣の整理が一種のデフレ効果を惹起した。プロイセンは占領地で鋳造した1マルク当り30～40ターレル銀貨を，本国で使用することを認めなかったが，勿論その流入を喰止めることは不可能であった。戦後，フリートリッヒ大王

は，5月の鋳貨令で，1マルク当り19¾ターレルの暫定レートを定め一部の旧銀貨の使用を禁止した上，流通を認められた各種通貨のレートを公定した。他の諸国もこれに追随した結果，物価騰貴をあてこんでいた商人達は萎縮し，その在庫の投売に走った(5)。一方，ハンブルクでは，戦時中，帝国都市としてドイツ皇帝（オーストリア）支援を義務づけられており，ハンブルク貸付＝振替銀行は，オーストリアに対して，銅を担保に巨額の貸付を行う一方，その同盟国デンマルク（ホルシュタイン公国）の鋳造した軽量ターレル銀貨を標準貨幣と等価として受入れた結果，戦前3～600万ライヒスターレルに過ぎなかった同行の預金が1763年には1,750万に増大し，銀行通貨には逆打歩すらついていた。戦後，同行は戦後通貨価値を維持するため，急速に貸付の回収を企てこのため，ハンブルク自身の信用も逼迫し，割引歩合は6月には12%（!）に上った(6)。こうして，ドイツの商人達は，益々アムステルダム宛の手形振出に頼ったが，その多くは，信用に乏しい現金建 Courant gulden —バンクグルデン建ではない—の為替手形で，ヌーフヴィル等は，4%に上昇した割引歩合に，更に1～2%を上積しなければならなかった。その上，ドイツで使用を禁止された悪貨は，続々アムステルダムに送られて来たが，取引上これを抱え込んだヌーフヴィル等の金融業者は，コストが高過ぎて，それを熔解することが出来ず，又，買手を見出すことも出来なかったから，止むを得ず，これを担保に，比較的高い利率の金を借りて，資金を作らねばならなかつた(7)。

こうして，遂に7月末，破局が訪れた。7月29日，アーロン・ヨーゼフが支払を停止し，人々は支払拒絶証書作成のため公証人役場に殺倒し，又，ハンブルクの状況が判明する迄，手形の引受を見合わせた。翌30日にヌーフヴィルが続いて，支払を停止し，8月2日～4日にかけて，更に11軒が破産した。そして，大金融業者のドゥ・スメット De Smeth や，最大の出納業者ヤコブ・ファン・ティール Jacob van Thiel の破産の噂が流れたが，この両者は持ちこたえることが出来た。然るに18日にハンブルクのパニックの報が入るとその連鎖反応で破産は広がり，合計38件，負債総額は2.677万グ

ルデンに達した。その中で一際目立つのはヌーフヴィルで，964.2万を占め，この他，フリル Anthony Grill & Zoonen，カルセボーム Cornelis Karsseboom，ミュンヒ Pieter Munch，アーロン・ヨーゼフ Aron Joseph，テクスティール Jan Textiel，ヤコブス Salomon Jacobus の6軒が1,320万を占めていた。この6軒はいずれも大かれ少かれヌーフヴィルに類以した金融業務を営んでいたのである(8)。

こうして，アムステルダムやハンブルクでは未曾有の混乱が惹起され，正当な手形迄が引受拒絶を蒙った。そのため，誰もハンブルクからの手形を引受けるものがなく，又，スペインのどの都市宛の為替を組むことが出来なくなって，貿易は事実上休止状態に陥った。而も，政府やアムステルダム振替銀行も何等の救済策をとろうとしなかった。ヌーフヴィル破産の報がハンブルクに入った時，ハンブルクの主要な商人達は，連鎖反応を喰止めるためアムステルダムに対し，その救済を懇請し，自らも150万マルクの救援基金を送ることを計画したが(9)，アムステルダムの大商人達は全く取合わなかった。勿論，アムステルダムの商人達の間で，幾つかの救済策が考えられなかったわけではなく，8月1日には，ヤン・イザーク・ド・ヌーフヴィルが，取引所に出入する商人達に70万グルデンの救済基金募集を諮ったが有力な金融業者ペルスの反対で潰れ，又，他の案も，実現性のないものばかりであった。大商人＝金融業者は，為替引受の比重は小さくヌーフヴィル等と殆ど取引関係を持たず被害も蒙っていなかったのみならず(10)，成上り者のヌーフヴィルに不快の念をもっていた―殊に，彼が，フリートリッヒ大王のアジア通商会社 Die asiatische Handels-Kompagnie 再建に協力したと云う風説が加って―以上，かかる提案には熱業を示さなかった(11)。

アムステルダムに始ったパニックは，ヨーロッパの主要都市を席捲したが，被害が激甚であったのは，ハンブルク，ベルリン及び，スウェーデン諸都市であった。ハンブルクは，既に，貸付＝振替銀行の貸付回収によって，信用が逼迫しており，しかも，アムステルダムのヌーフヴィルを支払人とする手形を多数保有していたから被害は最も深刻で，8月26日迄に50軒が破産

した[12]。然し，幸，貸付＝振替銀行はパニックに先立って膨上った貸付の整理を済ませ流動性を回復していたため，今回は支払停止を免れ，逆に海事庁 Abmiralität を通じて月¼%で100万マルクの救済融資を提供した[13]。スウェーデンでも，既に述べた。保護主義政策に便乗して設立されたハッセングレーン等の諸企業が悉く潰れ，65年政変で権力を握った反対党は，保護主義を放棄し自由貿易政策を採用した。然し，その経済がこの恐慌の打撃から回復するのに，10年の歳月を要した[14]。ベルリンでも，商人や金融業者はハンブルクやアムステルダムとの取引関係を有し，引受信用を受けていたから，忽ちその打撃を蒙った。中でもゴッコフスキーは，ヌーフヴィルから2万グルデンの信用を受けて，その運転資金を確保していたため，8月10日には支払不能に陥り，フリートリッヒ大王の様々の延命工作も空しく，翌年4月2日に，240万ターレルの債務に，50%の支払をもって債権者と和解が成立したが，この破産は，彼に出資していた貴族や官僚に大きな損害を及ぼした。一方，シュプリッツベルガー＝ダウムは，ホープやクリフォード等の大金融業者から信用を得ておりこの恐慌の打撃は少かったし，エフライムやイッツィッヒの如きユダヤ系金融業者もハンブルクに正貨300万ターレルを現送して手形の不渡りを喰止めた[15]。

イギリスでは，大銀行が割引かれた手形の支払猶予を行ってパニックを防いだため，オランダやハンブルクと関係の深い商人を除き破産者を出さず，却ってイングランド銀行は一週間内に160万ポンドの正貨を商人達に貸付け，アムステルダムやハンブルクの取引先に送らしめ（8月5回，9月に2回），両地間の為替レートの悪化とイギリス公債の暴落を防いだが，そのため，一時，正貨支払を中止した[16]。

このように，1763年の恐慌は，7年戦争下交戦諸国の戦時財政の膨張や戦時利得を目指す一部商人の投機がアムステルダムの為替引受信用に依存したこと，一方，アムステルダムの仲継商業が戦争中様々の障害から不活発となった時，ヌーフヴィル等一部の投機的商人が，乏しい現金準備で引受を異常に拡大してその利潤の拡大の機会を狙ったことに基いている。従って，ホー

プ,クリフォード,ペルス等の大金融業者は無傷であり,早くも9月2日,ペルスは,クリフォードの助力でデンマルクの250万グルデンの起債を仲介している。そしてアムステルダムの没落が決定的となったわけでもなかった。例えば,このアムステルダムの金融恐慌の間アムステルダムの為替市場が停止したため,ペテルスブルク—ロンドン間に初めて直接の為替レートが生れたが,1780年迄まだ両地間の大部分の為替はアムステルダムを経由していたし,ダンツィッヒも,この後も専らアムステルダムの為替市場を利用している。又,ズント海峡を通過するオランダ船のシェアも下落してはいないが,この後,イギリス商人のバルト海地方への進出が目立ち,それだけオランダ商人の取扱高が相対的に減少した。又,ホープ等の大金融業者は,この恐慌を境として,次第に商業やこれに直接関係した為替取引から手を引き,公債発行にその業務を集中して行った(17)。

然し,1773年恐慌は,クリフォード,ペルス,テル・ボルフ Ter Borch

第12表　イギリス東インド会社株価（アムステルダム取引所　%）

1772年		9月16日	212 ¼
1月1日	224 ¾	30日	197
15日	227 ½	10月16日	191
31日	224	30日	183 ½
2月14日	225	11月13日	184 ½
3月2日	215 ½	27日	170
16日	218 ½	12月10日	171
4月3日	216 ½	23日	169 ½
15日	214 ¾	1773年	
5月1日	215 ½	1月1日	159
15日	218	15日	158
6月3日	218	2月1日	168½
17日	227 ½	15日	166
7月3日	225 ½	3月1日	162
17日	224	17日	162 ½
31日	220 ¾	30日	160 ½
8月24日	220 ¼	4月16日	155
9月2日	211 ½		

Van Dillen, Effectenkoersen, blz. 37—8.

等，有力な公債発行業者を倒産せしめ，その公債市場としての地位を大きく揺がせた。

この1773年恐慌は，その前年にイギリスの主要都市に発生した投機恐慌の余波を受けて生じたものであった。1772年6月9日，ロンドンの金融業者フォーダイス Alexander Fordyce は東インド会社株の売投機に失敗し，共同経営者に55万ポンドの負債を残してフランスに逃亡した。彼は1769年に設立されたスコットランドのエア銀行 Ayr Bank（ダグラス＝ヘロン商会 Douglas, Heron & Co.）のロンドン代理店の一つで，同行から送られて来る為替手形引受によって同行に巨額の債権を持っていた。当時，浪費的貴族の土地抵当金融や西インド諸島の土地投機に気前よく融資をばら撒いて，紙幣を増発していたエア銀行は，その現金準備が忽ち底をつき，ロンドン宛の融通手形の乱発で運転資金を調達していたから，フォーダイスの逃亡直後6月22日に破産し，ロンドン，エディンバラ，ニュー・カースル，ダブリン等の取引先を捲添えにした。然し，パニックは，比較的小範囲に限定され9月には，市況がかなり落着いた(18)。

丁度この頃から，対岸のアムステルダムでは，イギリスのパニックの煽りで，イギリス東インド会社株の下落が始った。然し，クリフォード父子商会 George Clifford & Zoonen, クリフォード＝ル・シュヴァリェ商会 Willem Clifford & Rudolph Le Chevalier, テル・ボルフ Abraham Ter Borch ファン・ゼッペンウォルデ Herman & Johan van Seppenwolde 等の有力な金融業者は，値上りを見越して買投機に走った。所が偶々会社のベンガル経営の失敗が明るみに出たため，株価の回復の兆は全くなかった。これらの金融業者は8月以来，繰越日歩支払いよる支払猶予と，買った株式を担保とする借入れで12月に入ってからも買相場を張っていたが，東インド会社の実情に不安を懐いた売手が，最早猶予を拒否し始めたため，12月20日には，パニックの兆が現れ始めた。金融は極度に逼迫し，取引所では5万グルデンの為替が売買されたに止まり，割引も有価証券や商品の担保金融も殆んど休止し，僅かに幾つかの少量の外国証券が取引されたに止った。幾つかの商会は7～8

万グルデンの負債を抱え込んでいた。こうして，イギリスとの取引も事実上麻痺してしまい，ロンドンでは6軒の大商会が支払を停止した。今や，イングランド銀行を措いてこの状態に救いの手をさし延べることのできるものはなくなった。かくて，銀行は1月10日，先ずアムステルダムに正貨を輸送することを希望する商人達に30万ポンドに上る正貨を引渡し，アムステルダム—ロンドン間の為替相場の回復に努め，一方，投機を行った金融業者を整理するため，ロンドンにおけるユダヤ系の為替商人やスコットランド系諸銀行の手形の割引を停止し，続いて，一切の割引をも停止した。この結果，パニックは1月29日～30日に頂点に達した。アムステルダム市は，この間1月15日から9月22日迄，年利3.5％で累計552,300グルデンの担保金融を行っているが，市況が完全に回復したのは75年のことであった。そして，この恐慌で72年12月27日にクリフォード父子商会が倒産し，その負債464万グルデンに対し，資産は104.9万にすぎなかった。そして，73年には，ゼッペンウォルデ,テル・ボルフ,フリル Grill がこれに続き，翌年ペルスも没落した。こうして，アムステルダムの金融市場の脆弱性が暴露されたのに引換え，強力な中央銀行を控えたロンドン金融市場の威力が誰の目にもはっきり映ずるようになった(19)。

(1) De Jong-Keesing, t. a. p. Eerst Hoofdstuk. プロイセンの課した償金は，ザクセン，メクレンブルク，スウェーデン領ポンメルン合せて5,300万ターレルで，プロイセンの総戦費の⅓に当る。aldaar, blz. 38—9. O Henderson, Studies in the Economic Policy of Frederick the Great. Lond. 1963. p. 39. 猶，プロイセンの改鋳については，ibid. p 40.

(2) De Jong-Keesing. t. a. p. blz. 45, 194—7.

(3) Henderson, op. cit. chap. I, II. ゴツコフスキーについては，この他，S. Skalweit, Die Berliner Wirtschaftskrise von 1763 und ihre Hintergründe. Bieheft 34, *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte.* 1937. SS. 11—12. ゴツコフスキーは，ライプツィッヒの償金8万タレールの肩代りを行って，新しい平価切下後の鋳貨でプロイセンに納め，旧鋳貨でこれを取立て30～40％の利益を得た。S. 21. Anm. 1. プロイセンの平価は，1750年には1マルク当り14ターレルであったが，58年4月には19，12月には19¾に切下げられた。Henderson, op. cit. p. 40.

(4) De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 59—62,70—71. 98vlg. スカールヴァイトは，これらの投機的金融業者が，手形割引の際，8日間の支払猶予を与えていたと述べているが，これは他の史料では，確認されていない。Skalweit, a. a. O. S. 41.

(5) De Jong-Keesng, t. a. p. bliz. 89.

(6) H. Sieveking, Die Hamburger Bank. p. 141. J. G. Büsch, Handlungsgeschichte Hamburgs. Sämtliche Schriften, Wien 1812. Bd. 12 S. 111.

(7) De Jong-Keesng, t. a. p. blz. 93.

(8) aldaar, blz. 87—8, 99vlg.

(9) 8月4日，ハンブルクの銀行家達は，ヌーフヴィル兄弟商会が，2～3人の管財人 curator と，必要な援助資金を得て，債権者との和解に達せぬ限り，『全ヨーロッパが破滅するであろう』と述べ，必要とあらば，自分達の支払を停止する旨の警告を発している。Gentleman's Magazine Sept. 1763. p. 423.

(10) 当時の提案として，(i) 富籤公債を発行して救済基金を作る。(ii) Grill, Hasselgreen, Karsseboom のみを対象として，商人達が任意に拠出する。(Hope 案)。(iii) 発券銀行 Bank van Crediet 設立。(iv) 預金＝貸付銀行 Beleen.-en Courant bank 案，の4つがあったが，最も小規模なホープ案すら実現しなかった。De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 179. 又，為替法の規定の一部緩和によるモラトリアムも結局行われなかったし，振替銀行も何等救済に手を藉さず，僅かに，金銀地金を担保とする貸付を特に認めたに止った。blz. 165.

(11) 事実，ベルリンの政商で彼の取引先であったゴツコフスキーは，63年4月12日フリートリッヒ大王に，この会社再建の協力者としてヌーフヴィルを推薦してはいたが，大王の方では彼の如き小さな商人を相手にしなかった。Skalweit, a. a. O. S. 100.

(12) De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 202—3. Skalweit. a. a. O. S. 72. Anm. 3 同時代人の説では破産数は95といわれているが，これは過大であろう。Vgl, Max Wirth, Geschichte des Handelskrisen. Frankfruk a.M. 1858 S. 131. 対破産者の中には，オーストリア銅担保貸の代理人となったハインリッヒ・シュテングリン父子商会 Heinrich Stenglin & Sohn, スウェーデン政府の金融業務を担当した Heinrich König の名が見られる。この他，隣のアルトナで6軒が破産した。

(13) Sieveking, a. a. O. SS. 140, 146.

(14) De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 196—7.

(15) aldaar, blz. 206—11, Skalweit., a. a. O. S 98. この他，ゴツコフスキーは，ヌーフヴィルと共同で撤退するロシア軍から，100万オランダ・グルデンの穀物を買取っていたが，うち30万はアムステルダムの為替で支払われ，これは勿論ヌーフヴィルの破産で引受拒否に遭った。この債務は両国の外交折衝の末，ロシア側は，現金3万ターレルと18万ターレル相当のレンブラント等の絵画で満足せねばならな

かった。

(16) M. Bouniatian, Geschichte der Handelskrisen in England. München 1908. S. 134. Macpherson, Annals of Commerce III pp. 372—3. John Clapham, The Bank of England, A History 1945 I p. 296.

(17) De Jong-Keesing, t. a. p. blz. 182—5, Van Dillen, De beurscrisis te Amsterdam in 1763. *Tijdschrift voor Geschiedenis* XXXVII (1922) blz. 253.

猶，W. M. F. Mansvelt, Het Amsterdamsch Accept-bedrijf en cridiet-wezen in de achtiende eeuw. T.v. G. XXXVII (1922) blz. 400—4. の如く，この恐慌の原因を，アムステルダムの引受信用のみに求めることは誤りであるが，Van Dillen, De crisis van 1763 en de economische achteruitgang van Amsterdam. T.v. G. XXXVII (1922) blz. 405—6. の如く，拡張恐慌一般に解消するのも誤りである。

(18) Wilson, op. cit. pp. 170—2. 特にエア銀行のロンドン代理店である Charles Fargueson & Co., Fordyce Grand & Co., Immanuel Mackintosh, Thomas & William Jolly, Ogilvie & Micklem, Richard Blackburn & James Hunter, Perewell Barker, Alexander Dove, R. & R. Boyle, William Adam & Co., Laurice Linsey & Thompson, Van Begger & Hamilton, Richard Glyn Halifax & Co., Borrow & Co. が悉く破産した。

(19) ibid. pp.172—183. 91. Macpherson, op. cit. III p. 541. Clapham, op. cit. I pp. 248—50. M. Bouniatian a. a. O. SS. 135—142.

この後，フランス革命と共に，アムステルダム金融市場に死の一撃が加えられる時が来た。1795年，オランダはフランス革命軍の占領する所となり，イギリスとの経済的関係を絶ち切られるや，まだ僅か乍らアムステルダムに止っていた貴金属や外国為替の取引は，中立国のハンブルクに逃れ去り，ここに第二のアムステルダムが生れた。そして，ナポレオン戦争終了後も，この都市は，イギリスの工業製品や植民地物産のドイツ内地への仲継港として繁栄し，其の後約半世紀間は，ここでアムステルダムと同じ金融業務が開花していた。僅かに，起債業務だけが，ホープを中心に行われてはいたが(1)，アムステルダムの投資者自身，フランス革命の中で決定的打撃を蒙り，もはや曾ってのように，一利子切棄てや，不払，そして，度重さなる重税！—その収入の⅝か¾で暮し残りを新規の公債買入れに振向ける余裕がなくなった。そのため，イギリス軍の海外送金や，各国の償金支払等の，絶好の猟場

すら，新興のフランクフルトやハンブルクの金融業者—ロートシルトやベートマン Bethmann，パリッシュ Parish —の手にみすみす委ねざるを得なかったのであり，更に，この後，イギリスの経済的優位をバックにしたロンドンのマーチャント・バンカーの時代を迎えることとなった。

(1) 猶，95年のフランス軍の占領以降，莫大なオランダの資金が，『ホラント土地会社』Hollandsche Landcompagnie の手で，アメリカのニューヨーク州やペンシルヴァニア州の土地投機に流れた。これについては，P. D. Evans, The Holland Land Company Buffalo. 1924. pp. 3—20. 中村勝己「アメリカの土地投機に関する一研究—Holland Land Company の場合—」(「三田学会雑誌」50巻1号) Van Winter, t. a. p. II blz. 236 vlg.

結　び

それでは，17—8世紀の間，ヨーロッパの中心的金融市場の地位を占めて来たアムステルダムを，金融史の上でどのように評価したら良いであろうか。

19世紀以降の世界的金融市場—ロンドンやニュー・ヨーク—は，いずれも当該国民経済が世界経済に占める圧倒的優越性—殊に輸出超過—に立脚し，自国の国民経済的均衡と，その世界的金融市場の機能とは，必ずしも矛盾せず，その両者は，互に補完関係にあった。然し，オランダの場合は，この金融市場は—商品仲継市場と同じく—諸国民経済（あるいは生成途上にある）に対して，貨幣取扱機能が自立化し，逆にこれを支配したに過ぎなかった。そして勿論，オランダの国民経済は，これに従属し，埋没してしまった。当時，マニュファクチャー期にあっては，まだいずれの一国も，世界経済をリードすることは出来ず，一切の国際的決済は，諸国民経済の外部に設けられた，多角決済市場に頼らねばならなかった。これは，取引所における外国為替の売買で大部分決済されうるが，猶，残りの一部分は，世界貨幣である金銀あるいは，特定の鋳貨で支払れねばならない，従来，中世以来，このような決済を行っていたのは，大小の仲継市場や年市 Messe の他に，リヨン Lyon やジェノヴァ Genova の為替大市 Wechselmesse であったが，アムス

テルダムでは，17世紀後半以降には，外国為替売買のみならず，貿易差額支払のための貴金属の移動を媒介するようになった。即ち，オランダ自身，スペイン及びその植民地との貿易では，出超となり，その貿易差額を銀で受取り，他方，東インドやバルト海，トルコ方面には，絶えず，自国製銀貨を輸出していたが，他の諸国も，これらの地方と交易を行うためには，アムステルダムに銀を送って，オランダ銀貨と交換せねばならず，又，屢々，金銀をもって外国為替を購入して，現送の不便を避けた。こうして，アムステルダムは，ヨーロッパ諸国の所有する金銀が絶えず出入し，一つの貯水池の役割を果す一方地金や各種の鋳貨（金銀貨）が商品として取引された。そして，アムステルダム振替銀行の鋳貨担保貸付の制度は，このような貴金属取引に，多く便宜を与えた。かくて，アムステルダムでは，常に全て自由に貴金属を輸出入しうるため，為替相場が著しく不利となればいつでも現送に切換えることが出来，安定した外国為替市場が成立した。

このような，外国為替市場は，アムステルダムの商人達に，様々の為替業務による利益—例えば，相場の差異を利用した送為替と戻り為替の組合せ，鞘取り，手数料等—を保証したが，これは，アムステルダムに特有のものではなく，既に，13世紀末からイタリアの金融業者達の主たる利潤源であったし，ヨーロッパ内の大抵の都市の金融業者 Banquier の主たる業務は，フランス革命に到る迄は，このようなものであった。勿論，何等，商品取引にも基かぬ為替手形振出と，外国の取引先の引受—いわゆる引受信用—が17世紀末から行われ始めたが，決して，大規模に，しかも全て商取引のない儘で展開はしなかった。

それては，あのアムステルダムの低利豊と富な貸付資金はどのようにして生れ，どのようにして利用されたのであろうか。これは，アムステルダム振替銀行や，出納業者 kassier の帳簿信用（当座貸越）による信用創造によるものではなかった。逆に，アムステルダムに蓄積された豊富な資金が，その必要をなくしたといって良いであろう。即ち，17世紀前半のアムステルダム商業の目覚しい発展はアムステルダムに巨額の利潤をもたらした。然し，ヨ

ーロッパ内貿易は飽和状態に達し，アメリカ＝西インド貿易も，イギリス等との角逐の中で，次第に圧迫されつつあったし，東インド＝アジア貿易は，東インド会社の独占に妨げられ，もはや有利な投資機会はなくなっていた。しかも，仲継貿易都市が異常に肥大化し，人口の半ば近くを占めるオランダでは，土地を取得して，地主となる余地も狭められ，又，加工貿易工業を除いては，工業投資の機会も欠いていた。かくて，一部の資金が，スウェーデンの鉄工業＝銅工業の開発に流出したり，ポルダー造成に向けられた他は，アムステルダム内部に止り，内外の公債買入れに用いられたり，取引所の仲買人を通じて，貸付 belening，殊に商品又は有価証券の担保貸付や，為替手形の割引に使用された。こうして，いずれの国でも利子率を釣上げる役割を果した公債利子ですら17世紀後半には3～3.5％迄下り，市場利子率は3～4％と云う当時のヨーロッパでは，驚くべき低利—アントウェルペンですら9～12％であった！—が実現した。そして，この低利の貸付こそ，アムステルダム仲継市場がヨーロッパ貿易を支配する最大の武器であり，ここでの低利の借入れで，商人達は，生産地における青田買や長期の信用供与を行うことが出来たに止らず，低いマージンで満足し得た(1)。

それでは，オランダが生んだ名高い金融機関であるアムステルダム振替銀行は，信用には全く関与しなかったのであろうか。既に述べた通り，この銀行は，市に対しても殆んど貸付を行っておらず，僅かに，東インド会社に対してのみ，短期の貸付を行っていた。しかも，それは，東インドに対する主要な輸出商品である銀貨の貸付であり，寧ろ，貴金属取引から出た商業信用であったし，東インド会社の取引規模から見て決定的な比重を占めたわけではなかった。

振替銀行は，そもそも，振替による外国為替決済の便を計るために設立されたものであった。即ち，アムステルダムのような仲継商業都市では，外国為替取引のためには，通貨価値の安定を図る必要があるが，一方，このような市場には宿命的に種々雑多の悪貨が流入し，良質の鋳貨が逆に海外に流出することを避けえない。そこで，振替制度が現金支払に代って，決済の手段

として利用された。而も，16世紀以降，銀の大量流入と，ヨーロッパ諸国の軽量鋳貨の乱発によって，貨幣制度の混乱は益々激しくなっており，私営の振替銀行は，良貨の選別や削取りの機会に最も恵れていたが為，この貨幣的混乱を一層助長させるのに一役買っていた。このため，17世紀には，各都市が市立振替銀行を設立し私営の振替業務をここに吸収したのである(2)。

このような，振替銀行と，それを取巻く金融市場は，オランダの没落後，どのように継承されて行ったのであろうか。結論を云うならば，最早，オランダの如き，一つの完全な仲継貿易＝金融市場は二度と生れて来なかったのである。ナポレオン戦争の死の一撃は，オランダ金融市場の機能を，ハンブルク，フランクフルト，あるいは，ロンドン，パリに分散させ，それはそれぞれの国民経済の中に従属した形で一定の地位を占めた(3)。僅かに，ハンブルクとフランクフルトのみが，未成熟なドイツ国民経済を基盤としつつ約半世紀の間，オランダ型金融市場を維持することが出来た。然し，ドイツ資本主義の確立と共に，この二つの商業都市も機能の転換を迫られ，ドイツ資本主義の一環に組入れられて行ったのである。

(1) アムステルダムの起債業務は一確かに18世紀以降，イギリスの公社債・株式の取引が増大する傾向にはあったが，その他には一オーストリア公債を除いては，18世紀の60年代迄，それ程大規模には展開していない。（オーストリア公債もその大部分は，水銀，銅取引の一環といえよう。）18世末の，本格的な起債業務は，寧ろ，商業及び本来の金融業務を犠牲にしつつ進行した。末期症状に他ならない。

(2) オランダやハンブルク以外に，もはやこのような，受動的＝中立的な振替銀行は成立できなかったことに注意。イギリスの場合も，17世紀初頭に屢々建言されて来た "Exchange Bank" は遂に実現せず，代って，発券銀行が生れた。又，諸々の絶対王制の場合には，一定の国「民経済的利害」を踏まえ，又，他方，仲継商業以外に土地所有や国庫の要求を抱えているため，創立された銀行は，かなり性格を異にしたものにならざるを得ない。例えば，スウェーデン銀行，フランスのジョン・ローの企画，あるいは王立プロイセン振替＝貸付銀行 die Köngliche Preußische Giro- und Lehnbank. 更には，ヴィーン市立銀行（1705）die Wiener Stadtbank をみよ。発券による信用創造は，為替相場の安定に強い関心を有する商業資本家の最も忌避する所であり，当座貸越や，貸付も，彼等の立場からすれば銀行の流動性を損うため，極力抑えられねばならなかった。従って，このような中立性＝預金不可侵

性は，「国民経済的利害」とは，屢々衝突する。

(3) 殊に，ロンドンの Merchant Banker が，その継承者であった。(Baring をはじめ，大陸出身者が多数含まれていたことに注意。)

〔本稿執筆に当り，東京大学社会科学研究所柳沢治，慶応義塾大学 経済学部飯田裕康両氏に一方ならず御世話になった。記して厚く御礼申上げる。〕